

平成19年第2回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成19年6月12日 (火)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	6月12日 午前9時00分宣告 (第2日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	伊藤俊一
	3番	山田邦夫	4番	米野秀雄
	5番	高阪康彦	6番	林英子
	7番	小原喜一郎	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	猪俣二郎	12番	大原龍彦
	13番	吉田正昭	14番	山田乙三
	15番	伊藤正昇	16番	奥田信宏
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常勤特別職	町長	横江 淳一	副町長	水野 一郎
	行政改革推進室	室長	飯田 晴雄		
	総務部	部長	坂井 正善	次長兼 総務課長	加藤 恒弘
		企画情報課長	鈴木 智久	税務課長	長尾 彰夫
		収納課長	服部 康彦		
	民生部	部長	石原 敏男	次長兼 福祉課長	斎藤 仁
		住民課長	犬飼 博初	児童課長	佐藤 一夫
		環境課長	上田 実	保健課長	西川 和彦
	産業建設部	部長	河瀬 広幸	次長兼 土木課長	水野 久夫
		次長兼 都市計画課長	佐野 宗夫	下水道課長	絹川 靖夫
		農政商工課長	山田 晴雄		
	会計管理室	会計管理者兼 会計管理室長	加賀 松利		
	水道部	次長	大河内 幹夫	水道課長	小酒井敏之
	消防本部	消防長	上田 正治		
教育委員会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長兼 図書館長	伊藤 芳樹	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議事会局	局長	松岡 英雄	書記	志治 正弘
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

日程第1 一般質問

番号	質問者	質問事項	
1	伊藤俊一	①JR周辺の道路アクセスの整備を急げ……………	58
		②中瀬台団地北の水路の浚渫工事を急げ……………	62
2	山田乙三	「検討・努力・計画の答弁」その後を問う……………	65
3	山田邦夫	町財政は健全か……………	76
4	小原喜一郎	①町の財政状況と行政改革実施計画を問う……………	96
5	林英子	①子育て支援の充実を求める……………	108
6	松本正美	①子育て支援の充実と負担の軽減を図れ……………	115
7	林英子	②蟹江町の保育行政について……………	126
8	松本正美	②食育推進について……………	135

○議長 菊地 久君

皆さん、おはようございます。

平成19年第2回蟹江町議会定例会継続会を開催をいたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

議会広報編集委員長より広報掲載用の写真撮影をしたい旨の申し出がありましたので、一般質問をされる議員の皆さんは、昼の休憩中、本会議場にて写真撮影を行いますので、ご協力をお願いします。

議員の皆さんのお手元に平成19年度まちづくりミーティング日程表が配付されております。

なお、小原議員の一般質問の資料が配付されております。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

一般質問をされる議員の皆さん及び答弁される皆さんに議長と広報編集委員長からお願いをいたします。一般質問を行った後、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局へご提出いただき、広報及び会議録の作成にご協力ください。

これより日程に入りますが、答弁される皆さんは努めて簡潔明瞭にされるようお願いをいたします。

○議長 菊地 久君

日程第1 「一般質問」を行います。

順次発言を許可いたします。

質問1番 伊藤俊一君の1問目「JR周辺の道路アクセスの整備を急げ」を許可いたします。

○2番 伊藤俊一君

2番 伊藤俊一でございます。

新議長のもとに、最初に一般質問をさせていただくということになりました。議長のお許しをいただきましたので、「JR周辺の道路アクセスの整備を急げ」と題しまして、質問をさせていただきます。

都市計画審議会委員の一人として、19年度第1回目の委員会が5月29日に行われました。その審議会の内容は、会長、副会長の選出と名古屋都市計画用途地域の変更、名古屋都市計画準防火地域の変更でございました。質疑の1つに、ヨシヅヤ周辺の調整区域の用途変更を進めるべきとの要望が出されて、議案はすべて可決をされました。審議会は終了いたしました。第1回目の審議会を経て、7月に県都市計画審議会ですべて決定をされますと、19年8月上旬に告示がされ、JR北の開発が急ピッチで進められることになるが、私が今まで何度も一般質問で申し上げてきております「JR周辺の道路アクセスの整備を急げ」と申し上げておりますのは、名古屋都市計画用途地域について、計画どおり進めていただくのは結構ですが、名古屋都市計画用途地域の周辺の交通渋滞の解消を図るとともに、企業が来てよかった、住民が住んでよかったと言えるまちづくりをぜひお願いをしたいとの考えがあるからでございます。

そこで、1つ目の質問でございます。東郊線、JRの踏切の拡幅がヨシヅヤの移転より先にできる見通しがあるのかどうか。

2つ目の質問でございます。現在のヨシヅヤが移転をいたしますと、跡地周辺が調整区域であるが、道路アクセスを今から考え、用途変更し、町並みの整備を進めるべきと思うが、お考えをお聞かせをいただきたいのであります。

3つ目の質問でございます。東郊線ヨシヅヤ交差点の拡幅と東郊線と天王線の交差点の拡幅をヨシヅヤが移転前に急いで実行すべきと考えますが、どのように考えておいでかお聞かせをいただきたい。

4つ目の質問でございます。1つ目として、天王線と今須成線の点滅信号の周りの拡幅と今須成線の早期の歩道の設置を願っておりますが、いつごろとお考えでおいでなのかお聞かせを願いたい。

5つ目、東郊線から蟹江インターへの抜け道として、ますます天王線周辺の通行量がふえてきている現在、企業誘致を促進するためにも、以上の質問が不可欠であると考えておりますが、いかががお考えかお聞かせをいただきたいと思うのであります。

これで1問目の質問を終わらせていただきます。よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

○産業建設部長 河瀬広幸君

それでは、「JR周辺の道路アクセスの整備を急げ」、このテーマで4点質問をいただきました。

1点目は、JR東郊線付近の拡幅がヨシヅヤの移転より先に開通できる見通しがあるかどうか。

2点目につきましては、ヨシヅヤ跡地周辺、これは調整区域でございますけれども、将来の用途変更を考えて、道路アクセス、それから町並みの整備を図るべきでないか。考えはいかがかということでございます。

3点目、東郊線の弥富・名古屋線の拡幅及び東郊線と天王線の交差点拡幅をヨシヅヤの移転前に実施すべきと考えるが、当局の考えはと。

それから、最後ですが、天王線、今須成線交差点付近の拡幅及び今須成線の歩道設置の見通しについてご質問であります。

まず、1点目のJR東郊線の踏切の拡幅の見通しについてのご質問でございますが、現在、駅北地区で進められております区画整理に絡みまして、商業施設の新築が予定されております。この事業にあわせた拡幅をどうだということでございます。

この質問につきましては、昨年の18年の6月議会においても同様な質問をいただいておりますし、また過去にも議員の方からいろいろご質問をいただいております。ただ、大変残念でございますけれども、現時点においては、JR等の状況に変わりはありません。

しかし、基盤整備や商業圏の拡大、これは既に区画整理事業も仮換地指定が決まりまして、ほぼ商業施設の誘致もできる見通しに立っておりますので、当然周辺の交通の増加が見込まれます。これらの要素を含めまして、再度、確定要素とともに、町の考え方を積極的にJRの方と折衝いたしまして、できるだけ早い時期に実現できるように努力したいと思っております。ご理解をいただきたいと思っております。

それから、2点目の駅北の基盤整備事業で周辺環境が大きく変わります。特に、現ヨシヅヤが移転しますと、その跡地周辺が調整区域になっていきますので、市街化区域に編入して、きちんとした町並みを整備したらどうかという質問でございますが、これは現在やっていますJR北の区画整理事業、この時点で市街化区域への編入のお話も少しありました。ただ、その時点では、今のJRの区画整理事業の動向を見ながら検討するということになっております。

町でも、この地区は当然市街化区域に編入しまして、基盤整備を行うべき地区ということは認識しておりますし、議会の中でもお答えをしております。今回の駅北の土地区画整理事業は、一つの転機になるのではないかとこのように考えております。

また、市街化区域に編入しようとする場合には、町の都市計画のマスタープラン、それから総合計画、これの整合性が重要視されます。平成22年には市街化区域の線引きの見直しと、それから用途地域の大きな見直しがございます。また、マスタープランと総合計画との策定も同年度に予定されておりますので、この時期に合わせまして、整備を必要とする地区、この地区以外にもございますので、これを含めた蟹江町全体の土地利用構想を再度見直しをい

たしまして、策定をいたしたいと思っております。

その際には、将来のまちづくりにつきまして、基盤整備を必要とする地区の皆さん方を含めた住民意識調査、それからパブリックコメントなどを活用しながら、計画に反映していきたい、このように考えております。

次に、3点目、東郊線ヨシヅヤ交差点の拡幅、これはいつも問題になりますが、あと藤丸団地北側東郊線と天王線の交差点拡幅についてでございます。

まず、ヨシヅヤ前の交差点、これは非常に慢性的な渋滞を起こしております、議会でも何遍も取り上げられております。私どもも非常に今、心配をしておるわけでございますが、事業の支障となっている要因は、また繰り返しになりますけれども、土地所有者になかなかご理解をいただけないのが実情で、現在に至っております。現時点では、未買収用地、小さなものを含めると576平米、地権者の数としましては8名、この方たちと交渉を行っております。

今後の見通しといたしましては、県道の整備事業、これも最終段階にきています。また、さきの議会でもお話ししましたように、福田川の東の方も既に整備が進みまして、町民もいつときも早い交差点改良を望んでおりますので、この話をまた積極的に話をさせていただきまして、今年度中に何とか県の方と連携をとりながら進めていきたいというふうに考えております。

それから、藤丸団地北側の道路と東郊線との、これ、天王線ですが、天王線と東郊線との交差点改良でございますけれども、土地区画整理事業の基盤整備や商業施設の進出に伴いまして、当然この道路、交差点の交通の需要量が増加することが予想されます。したがって、交差点改良は必要と認識しております。

時期としては、区画整理事業の進捗状況、それと商業施設の移転計画の開店時期、この辺の状況を見ながら実施したいと考えております。

手法といたしましては、都市計画道路の計画がございます。これは、用地拡幅、幅員が16メートル等ございますので、将来を見据えた全面的な改良ではなく、一時的な現状の交差点の必要最小限の改良として対処したいと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○2番 伊藤俊一君

ありがとうございました。

22年に多分、ヨシヅヤさんのオープンが見込まれておるといようなことを聞いておるんですけども、下水に合わせていようなことのように。今、部長が答弁なさったそれに向けて、交差点の改良は逐次進めていきたいという理解でよろしいんですか。

それと、私は何度も申し上げておりますのは、そういった大型店がこれからどうも蟹江町に多くできるような情報も聞いておりますけれども、今申し上げておりました交差点、この

交差点の改良といいますか、拡幅をしていかないと、大変な渋滞が起きて、その出店された店自体がそんなに繁盛もしなくて、撤退を余儀なくされるのではないかとということが想像できるんですね。今までの工業施設がほとんど蟹江町から撤退をされた。これはいろいろな諸問題があつてのことですけれども、この交通の問題とは余り関係はないかもわかりませんが、蟹江町に大手の企業、商業施設等がやはり数社でも安定的に来ていただけるというような環境づくり、これは早く進めていただかないと、どうしても後手後手に回って、なかなかうまくいかない。買収するにしても、なかなか交渉が難航するというような問題が多く残ってくると思いますので、ぜひもう計画を密にさせていただいて、そういった出店者にもよかつたと思つていただけるような環境を整備をしていただきたい、そんな要望を申し上げまして、1問目を終わります。

○議長 菊地 久君

答弁よろしゅうございますか。

では、以上で伊藤俊一君の1問目の質問を終わります。

伊藤俊一君の2問目「中瀬台団地北の水路の浚渫工事を急げ」を許可をいたします。

○2番 伊藤俊一君

2番 伊藤俊一でございます。

2問目の「中瀬台団地北の水路のヘドロの浚渫工事を急げ」ということで質問をさせていただきます。

中瀬台団地北の水路は、延長距離が相当ありまして、以前は農業用水路として機能しておりました。パイプラインが設置され、今では家庭雑排水や工場排水などが流れ込み、排水路として機能していると聞いております。水路の水量が減り、水の流れがなくなったときに、水が家庭雑排水や工場排水などが腐り、悪臭が発生する状況で、特に用水南側に隣接する家屋の住民の方々より苦情が多く環境課に寄せられていたと聞いております。

今後の対応策として、3点にわたり質問をさせていただきます。

1つ目の質問でございます。家庭雑排水については、それぞれの家庭において節度ある対応をし、環境浄化に努力をすることは言うまでもありませんが、工場排水については、企業努力をしていただくことは申すまでもないわけですが、油が目立って浮いているときがあつたと聞いております。企業の油が流れ出すようなことがあつてはならないわけで、行政指導をきちっとすべきと考えてますが、どのような調査をされたのか、またどのような指導をされてきたのか、お聞かせをいただきたい。

2点目の質問でございます。これから真夏にかけ、水路にたまったヘドロの悪臭が発生をし、環境が著しく損なわれる時期に入ってきたこともあります。一日も早くヘドロの浚渫工事を願っておりますが、どのようなお考えかお聞かせをいただきたい。

3点目の質問でございますが、今では家庭雑排水や工場排水などが流れ込んでの排水路で

あるが、水路の水量が減り、ほとんど流れがない時期がある。流れがなければ、家庭雑排水が腐り、悪臭が出るわけで、水の流れをつくる対策がとれないのか、お聞かせをいただきたい。

以上で2問目の質問を終わります。よろしくご答弁をお願い申し上げます。

○民生部長 石原敏男君

それでは、ただいまのご質問に対して、3点ほどに分かれておりますけれども、1点目につきましては私から、それから2点目、3点目につきましては産業建設部長の方から答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、1点目であります。ご指摘の水路は、七宝町から蟹江川の右岸沿いに東名阪の側道、西尾張中央道を暗渠で横断し、保健センターの東から西之森の郷中を経て中瀬台団地の北を通り、佐屋川に注いでおります。蟹江町内の延長は2キロほどであります。また、水路管理者は、上流部は宮田用土地改良区で、西之森以降の下流部は蟹江町の管理となっております。従来、農業用水路として機能しておりましたが、平成5年ごろからパイプラインが整備され、現在は家庭や工場等から排水される生活雑排水の水路となっております。

さて、この水路に対する苦情は、平成16年ごろから、主に中瀬台団地の住民の方から寄せられておりました。その内容は、水路の浮遊物、悪臭、油についてであります。直ちに地元の町内会長さんや土地改良区の役員とともに調査をいたしました。しかし、水の状況が天候に左右され、よいときもあれば、悪いときもあるため、原因を特定することができなかったのが現状であります。

このような状況下で、水路管理者の宮田用土地改良区とも協議を重ね、上流部の西尾張中央道の下と東名阪国道の暗渠部分にたまったヘドロの除去を、平成18年2月と11月の2回に分けて、宮田用土地改良区により実施されました。

このヘドロの浚渫工事の際、他からも流入する水に油が浮いていることがわかりましたので、この水源を調査し、平成18年5月1日と11月29日に愛知県海部事務所の環境保全課と蟹江町両方で、浄化槽等の管理について、原因と思われる関係施設を指導いたしました。指導の結果の報告・改善は、愛知県に文書で報告されております。

しかし、その後においても水路の状況が際立って改善されたようには見えず、当町といたしましては、重ねて関係者に対し浄化槽等から排水される水は適正に管理するよう指導しておりますが、最近では、A社から改善策を文書で提出されました。また、B社は施設の清掃を実施し、浄化槽については、専門業者に調査させ、今後、改善策について文書の提出をするよう指導をしているところであります。法の遵守は当然であります。企業のモラルが重要視されているところであります。

いずれにしましても、関係者には現状を確認させ、是正するものは是正するよう指導をしてまいりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

私からの答弁は以上でございます。

○産業建設部長 河瀬広幸君

それでは、「中瀬台団地北の水路の浚渫工事を急げ」のメインテーマで、2点目、3点目については私の方からお答えをさせていただきます。

まず、2点目でございますが、これから暑い季節を迎え、ますます悪臭がひどくなる。発生がふえてくる状況でありますので、そのもととなるヘドロ、この除去を早く撤去できないかということでございます。

先ほど民生部長の方から、悪臭原因の一つとして、家庭排水や工場排水、これらの対応についてお答えをさせていただきました。また、上流の水路管理者、これは宮田用水土地改良区でございますが、協議の上、私どもも含めまして、一部分ではあります、ヘドロの除去を行っております。先ほどお答えをしております。

今度は、この下流部について、早急にヘドロの浚渫工事ができないかのご質問でございますが、この水路の下流部、これは先ほど言いましたように蟹江町の管理で、中瀬2号水路と言っております。特に、中瀬台付近、これは非常に住宅が多くございまして、町内会長さんや住民の皆さんから、臭いなどについて苦情をお聞きしておりますのは事実でございます。当然、私どもも、お聞きした時点で、発生の原因と考えられるヘドロがたまっている状況を調査をいたしております。ただ、結果、箇所にもよりますが、全体として、浚渫工事を必要とするほどではなかったと報告を聞いております。

ただ、最近も確認しておりますけれども、水路が佐屋川に合流する部分、一番末端になるわけですが、この辺に水面にスカム、これは浮上汚泥と言っておりますけれども、これが広い範囲で存在をしております。これも悪臭の原因の一つではないかと考えております。このスカムの発生原因は、単に油脂、先ほど言いました生活排水や工場排水によるものや、また沈殿物内の細菌がガスを発生して浮上する、こういうものも考えられます。

まず、対策といたしましては、この浮上しているスカム、これを吸引車、バキューム車でまず除去し、まず対応したいと考えております。このことで、悪臭の原因や蚊の発生源がかなり抑制できるのではないかというふうに考えております。

あと、ヘドロの浚渫につきましては、総延長もかなりございます。また、堆積量なども考えますと、費用面も関係してまいりますので、引き続き環境課や上流部の宮田用水土地改良区、この水路管理者などと連携をとりながら、状況に応じて対処していきたいと考えております。

それから、3点目でございますが、昔は農業用の水路として水がたっぷりあった。ところが、パイプラインが整備されまして、ほとんど水が流れていない。当然、家庭排水やヘドロなどがたまりやすくなっていますし、腐敗し、悪臭の発生要因となっていると。そこで、水の流れを新たにつくることはできないかという質問でございますけれども、確かに水の流れ

があれば、よどむこともなく、腐敗やヘドロの堆積も少なくなると思います。対策として考えられるのは、ポンプでまず水をくみ上げまして、強制的に流す方法もあります。しかし、ポンプでくみ上げた場合は、ヘドロも一緒にくみ上げてしまいますので、直接放流すると、濁った水が末端の佐屋川、そこへ入り込んで、川の汚染につながってしまうおそれがあるので、少し難しいかなと思います。

あとは、農業用のパイプラインの利用が考えられますが、このパイプラインを利用して放流をして、排水路の水と農業用水をまぜ合わせて、緩和して水路に放流する方法ございます。しかし、この方法も、管理者の承諾は無論のことでございますが、パイプラインが農業用であるために、5月から8月までと使用期間が限定をされてしまいます。それと、また距離が長いので、上流の関係団体との調整が必要である等、まだまだ課題が多くあります。

そんなような状況の中で、すぐ実施というわけにはまいりませんので、引き続き方策について検討いたしたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○2番 伊藤俊一君

ありがとうございました。

ヘドロがどのくらい底にたまっているかといいますと、実際、現地でいろいろ物干しざおなどではかりましたら、20センチほどたまっているところが5カ所ほどの地域で確認がされております。この辺、大体部長に少し前にお聞きしたところによりますと、30センチぐらいたまると、ちょっと浚渫というようなことも考えなきゃならんかなというようなこともちょっとお聞きしたわけですが、とにかくこの近くにお住まいになっている皆さんにつきましては、臭いが出なければ、ある程度のヘドロについては、それほど苦にならないと思うんです。どうしてもこの時期になると、臭いどうしてもだんだん強くなるというようなことがありますので、その辺をよく、流れをつくるか、また先ほど申してみえたような対策の中で、住民が住みやすいような環境は当然つくるべきだというふうに思っておりますので、ぜひ努力のほどよろしくお願いを申し上げまして、質問を終わります。

○議長 菊地 久君

以上で伊藤俊一君の2問目の質問を終わりました。

質問2番 山田乙三君の「『検討・努力・計画の答弁』その後を問う」を許可いたします。

○14番 山田乙三君

14番 新政会、山田乙三でございます。

まず、質問に入る前に、少し時間をちょうだいしまして、おわび、お礼を申し上げたいと思います。

実は、先週の月曜日でしたけれども、富吉の北側ですが、商店街で火災が発生いたしました。理事者側を初め、議員各位には大変ご心配をかけ、ご協力をいただきましたことを、高

いところでございますけれども、火元に成りかわりまして厚く御礼を申し上げさせていただきます。本当にご心配をおかけいたしました。ありがとうございました。

それでは、通告書に従いまして、一般質問「検討・努力・計画の答弁」その後を問うについて質問をいたしたいと思っております。

まず、本題に入ります前に、ぜひ述べていかなければならないことがございます。さきの町会議員選挙の顛末でございます。特徴を5点ほどにまとめてみますと、1番目に、議員削減のスリム化、2番目には議員歳費の抑制でございます。3番目には、現職議員の淘汰、4番目に、議員資質の是非が問われた選挙、5番目には、議員みずから身を削る行革の基本姿勢などが挙げられると思っております。

選挙戦は先の読めない少数激戦であったことは事実でございます、候補者はもとより、理事者各位とて共通した思いであったかと思われまふ。決してこのような現象を一過性として風化させては困る。あるいは、のど元過ぎればば熱さ忘れる、こんなことがあってはならないのでございます。

ところで、2年後の21年度には、財政シミュレーションによりますと、約10億円近い歳入不足予想がなされています。予算編成の抜本的な見直しや、経常経費を初め、抑制・削減は必須であり、がぜん現実味を帯びてまいります。

さて、行財政改革の進捗度を加速させるには、理事者側はもちろんのこと、議員がチェック機能を十分発揮して、両輪となって推進していかなければなりません。職員の意識改革や行革計画はございますものの、意識のずれや行財政改革のおくれがあるのではないかと私自身思えてなりません。杞憂であれば、それにこしたことはないということも申し添えておきます。

いずれにいたしましても、ドラスチック、言うなれば思い切った、あるいは徹底的な施策により、カンフル注射が必要な時期に来ていると私は思っておりますが、どうでございましょうか。

そこで、ようやく本題に入らさせていただきたいと思っております。

私が議員にならさせていただきまして8年間が経過をいたしました。過去に質問いたしました、答弁の中で、検討あるいは努力、計画するなどとして、今だ回答をいただけていなかったり、実現していない懸案事項について、次に7点についてご質問いたしますので、順次簡潔にご答弁をいただきたいと思います。

まず、1番目でございますけれども、平成12年6月定例議会一般質問で、「海部南部水道と蟹江町水道の料金格差を是正せよ」。

質問の内容でございますけれども、近鉄富吉駅北地域と観音寺西地区は、当町の行政区域内にありながら、水道の供給は海部南部水道企業団の区域にございます。町の水道料金と比べますと、現在では3,000円から4,000円、ただし水道料金は2カ月に一遍ですから、これ、

2カ月分ですけれども、月に1,500円から2,000円の蟹江町水道との格差が生じておるわけでございます。一般会計からの補てんも含め、種々の解決策が必要と思われませんが、鋭意ご検討されたことはございますでしょうかと、こういった質問に対して、答弁といたしまして、町の一般会計から海部南部水道の石綿管の布設がえ工事に対し、一部負担しています。平等・公平の観点もあるので、今後どうするか、学識者とも話し合いながら、鋭意検討したい、こういうことで、今から7年前、現在に至っておるわけでございます。

2番目に、平成15年10月定例議会一般質問、「日光川ウォーターパークに管理棟を設置せよ」。

この中の質問でございますが、住民参加で、例えばの例ですけれども、ヒガンバナを何万本と植えてはどうでしょうか。答弁として、既に中央エリア南側は整備されましたので、北側で住民参加を取り入れた植樹など考えたい、こういうことでございます。

3番目に、平成16年6月定例議会一般質問、「かにえ歴史文化夢案内人総合養成をただす」。

この質問に対しまして、知的財産に対し投資する観点から、観光ボランティアガイド全国大会に応分の費用を助成するお考えはないでしょうか、こういう質問に対して、答弁といたしまして、観光ボランティアガイド全国大会参加費用を観光案内組織及び活動内容と考え、町の観光PRと認識しておられるので、実態調査を行い、自発的、自主的、また継続性を踏まえた支援を前向きに考えていきたいということで、現在に至っております。

4番目に、平成17年9月定例議会一般質問、「地域防災体制のいろはの進捗を問う」。

この中で質問でございますけれども、公共施設の耐震強化が進められています。その中で、弱者を預かる保育所あるいは児童館などは、災害時の避難場所も兼ねており、言うなれば書庫などの備品でございます。転倒防止対策が必要である。町はどのように考えているのか。この質問に対しまして、先般行った現地調査では、十分な対策を講じていた施設はたった1件のみである。ほとんどは部分的な対策にとどまっていた。今後、各施設の構造、壁、天井など見聞した上で、防止策を検討し、早期改善を図りたいということで、現在に至っております。

5番目、平成17年12月定例議会一般質問、「高額療養費受領委任払い制度を導入せよ」。

この質問内容でございますけれども、自己負担限度額、一般世帯でございますけれども、月額7万2,300円のみを被保険者が医療機関に納め、限度額を超えた分を町が肩がわりする高額療養費受領委任払い制度の導入を切望するが、構想はございませんか。この質問に対し答弁は、県内では14市が実施しているので、それらを参考に、また近隣市町村の動向を見きわめながら考えていきたい。これについては、昨今、また後、答弁であるかと思いますが、非常に前向きに進んできていると、こういう私はとらえ方をしています。

それから、6番目に、平成18年6月定例議会一般質問、「5Sの実践で行政に活を求む」。

言うなれば、質問でございますけれども、公文書公開の機会に、書類等整理がかなり進むと私は期待しておりました。書庫の更新、補充または書類保管庫などの新設予定はございませんでしょうか、こういう質問に対して、答弁といたしまして、文書整理は保存年限1、3、5、10、永年の区分で各課単位で行っていますよ。しかし、現在、書庫が満杯なので、書庫・倉庫の増設を検討中でございますとはっきり答弁がございました。

さらに、質問でございますけれども、部課別の清掃区分帯設備管理区分は明確になっているのかどうか。また、設備補修は業者主導型になってはいないだろうか。職員の資格取得を図られたらどうですか、この質問に対して、答弁といたしまして、文書などの整理は課別で行っています。庁舎の清掃は民間委託しております。設備管理も含めて考えると、民間で任せられることは民間でという考えで行っている。資格取得については、積極的に検討していきたい。資格を持っておられる方がおられてこそ、民間にという部分で、これはちょっとあれですけども、そういう面で、資格取得については積極的に検討していきたい、こういう答弁がございました。

7番目に、平成18年12月定例議会一般質問、「庶務一括処理と漏えい対策を問う」でございます。

質問内容は、出勤簿ですね、言うなれば出勤捺印簿が現在、存在しておりますが、出退勤ほかパソコン管理が時流ではございませんか。機能発揮不十分と思うが、どんなものでしょうか。この質問に対して答弁は、県は10数年前から一部を除き出勤簿を廃止しております。町でも県と同様な運用や市販ソフトによるパソコン上の管理など、事務の効率化を検討したい。

こういうことで、以上で質問を終了しますが、いろいろな点、すべて私なりに勉強・調査いたした案件ばかりでございます。俗に「善は急げ」でございます、結果的には住民サービスに直結すると確信する次第でございます。誠意あるポジティブな答弁をお願いをしたいわけでございます。

以上で質問を終わります。

○副町長 水野一郎君

山田議員から、過去の質問の中で、「検討・努力・計画の答弁」その後を問うということで、7点ほどご質問をいただきましたので、順次ご答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、第1点目でございますが、海部南部水道と蟹江町の水道料金の格差の是正についてでございます。

ご質問いただきました平成12年当時の料金の格差については、先ほどご質問いただいたとおりでございます。現在では、約2,000円から3,000円に縮小しておる状況でございます。これは、蟹江町が平成16年度に第1期から約20年ぶりに料金の改定をいたしたことによるものでございます。

なお、南水から蟹江町への給水区域の変更についての検討も町としてはいたしました、双方の同意のもとに厚生大臣の許可が必要でございまして、申請及び変更に伴う諸費用に多額な金額がかかることで、断念をした経過もございます。

また、格差の是正の方法につきましても、他に余り例はございませんが、仮に町から南部水道の方へ直接負担をする方法、それに直接利用者の方へ助成する方法など、いろいろ研究を重ねてまいりましたが、いずれをとりましても、多くのハードルを越えなくてはならない難しい問題がございまして、現在のところ実現するには到りませんでございました。

なお、今後の水道事業の計画でございまして、現在、石綿管の対応工事につきましても、計画では平成21年度に完了するということになっておりますが、2年前倒しをいたしまして、今年度、19年度に完了する予定でございまして。

その他、水道施設等の老朽化に伴う改修、また下水道事業等によります生活基盤の整備、下水路のろ過装置機能の低下による水質確保が難しい中、現在、海部津島地区の市町村が全面県水へと移行の方向で検討されていることもありまして、町といたしましても、県水への切りかえも視野に入れ、料金の見直しを迫られている状況でありますので、近々には議会にご提案をさせていただき、ご審議をしていただく予定をしております。これを仮にお認めいただければ、格差につきましても、今以上に縮小されるというふうに考えております。

なお、海部南水の現在のところお聞きしましたところ、当分の間は料金の改定については考えていないということでありましたので、ご理解賜りたいと思います。

次に、日光川のウォーターパークに住民参加でヒガンバナを何万本というたくさん植えてはどうかというご質問でございまして。

ウォーターパークの整備につきましても、ご質問の後、中央エリア北側は平成17年度までに整備を完了しております。概要につきましても、300台収容可能な駐車場と、その北側には植樹スペースと芝生広場を整備をいたしております。また、駐車場西側の空き地を利用いたしまして、ヒガンバナを現在、5,000株ほど植えております。

住民参加の植樹ということでございまして、現在、駐車場の北側部分の植樹スペースで引き続き住みたくなるまちづくりの一環として、結婚を記念をいたしました植樹を行っております。この3月には8組の植樹があり、現在までに13組のカップルが植樹を行っております。そのほか、ライオンズクラブさんやロータリークラブさんからも、愛知万博などを記念をいたしました植樹を行っていただいておりますので、ご理解願いたいと思います。

次に、3番目でございます。知的財産に対し投資する観点から、観光ボランティア大会に参加する応分の費用を助成する考えはないかのご質問でございまして。

かにえガイドボランティア夢案内人は、平成18年度から蟹江町観光協会に加入していただきまして、観光協会協賛の近鉄駅長おすすめハイキング「酒蔵見て歩き」や歩け歩けハイキングなど各種イベントに参加をしていただいております。蟹江町に訪れる観光客の歴史名

所ガイドを担っていただいております。

特に、昨年行われました歩け歩けハイキングのイベントには、約1,000人を超える参加者がございまして、近鉄のお話では、近鉄沿線ではずば抜けて好評であるというふうに聞いております。

また、自己啓発や情報収集などの活動でございますが、海部事務所で開催されます愛知観光チャレンジプラン観光まちづくりワークショップや愛知県の地域観光セミナー、それに産業案内人研修等への参加、他のガイドボランティア団体との交流会に町職員とともに積極的に参加をし、知識・企画力等レベルアップを図っていただいているところでございます。

町の支援体制でございますが、イベント開催日には、横江町長みずから夢案内人の方と一緒に観光PRに努め、またセミナーなど各種研修の参加費用の一部を負担するなど、積極的に支援を行っております。その効果もありまして、町に埋もれている新たな観光資源の再発見などの成果も着実に出てきておるようでございます。

このほか、町には夢案内人を初め15の団体がボランティアグループとして登録されております。お互いに学び合い、育て合うボランティア活動がまちづくりには必要と考えております。今後も引き続き、夢案内人を初め、町に登録されておりますボランティアグループの方に対しまして、そのボランティア精神を尊重し、引き続き支援・育成をしてまいりたいというふうに思います。

次に、災害時の避難所も兼ねております保育所・児童館での転倒防止策についてのご質問でございます。

ご通告いただきましてから、これは児童課が管理をしております、保育所・児童館を再度点検確認をいたしました。ただ、残念なことでありますが、まだ対策が十分でない箇所があるというふうに認識しておりますので、早急に改善を図ってまいりたいというふうに思っております。

次に、高額医療受領委任払い制度の導入についてのご質問でございます。

この制度につきましては、平成19年4月から高額医療費該当者の医療機関の窓口負担額制度が改正されまして、受領委任払い制度は必要なくなりました。

なお、これにかわりまして、改正の制度の概要につきましては、70歳未満の方が入院をされた場合、一医療機関の窓口での支払は自己負担限度額ということまでになりました。自己負担限度額は所得により異なりますので、あらかじめ町の方です。保険者に限度額適用認定証というものの交付を申請をしていただく必要がございます。交付されました認定証を医療機関の窓口で提示していただくことにより、窓口での支払いが自己負担限度額までとなりましたので、ご理解願いたいと思います。

次に、書類等整理に伴う書庫及び倉庫などの新設予定はないかのご質問でございます。

書庫等の建設に向けまして、場所、規模、構造について検討を重ねてまいりました。書庫

等の建築は、建築基準法の関係で、独立したものでなければならないことから、体育館東の総合駐車場の一部を利用し、1階を駐車場とし、2階に書庫という計画で予算等の概略を算定をいたしました。これにつきましては、数千万円かかるということ、また場所が庁舎から離れておまして、もっと近くで何とかならないかということから、別の場所で計画検討することとし、現在、庁舎に隣接する場所に建設をするということを検討を始めております。ただ、昨年度に耐震工事を施工したことも含めて、財政的なことも配慮しながら、内容・規模等について、建設に向け、前向きに考えていきたいというふうに思っております。

次に、職員の資格の取得でございます。

人材育成を基本方針の中に取り込みまして、推進をしていく方針でございまして、現在、その素案づくりを始めております。なお、素案の中では、自己啓発の支援・奨励策といたしまして、通信教育及び公的資格取得の援助なども取り組んでいくことを考えております。

最後でございますが、出勤簿など存在するが、パソコン管理が主流でないか。機能不十分と思うが、どうかという質問でございます。

これにつきましては、その後、関係部署で検討を重ねてまいりました。出勤簿の整理を簡素化にすることで、議員ご質問おっしゃるとおりでございまして、現在のところ、これから出勤簿を廃止に向けて、管理職による確認等の方法で何とかシステム化をする方向で進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

以上でございます。

○14番 山田乙三君

14番 山田でございます。

過去に答弁で、検討・努力・計画するなどとして、その後、未回答や実現しない関係事業について、7案件ご質問をいたしました。副町長から真摯な答弁をいただきまして、ありがとうございます。

最初の質問でございます海部南水と蟹江町水道の料金格差、言うなれば3,000円から4,000円、現在では二、三千円ということらしいですけれども、これは2カ月分ですが、これについては、私なりにだめなものだめ、あるいは契約上の問題で非常に難しい、こういう点も私は重々把握しております。

ただし、給水家庭が半端じゃないんですね、人数的に。過去のそういう契約上の問題があるにしても、いわゆる商店街で道路を挟んで右と左、右は海部南水、左は蟹江町水道、余りにもちょっとふびんじゃございませんか。住民の声も強いわけでございます。将来的に県水一本となれば、平準化といいますか、料金はなれてくるだろう。その中に、私なりに密かに町村合併でならされるのじゃないか、問題解決がされるのではないかな、こう思っておったわけですけれども、町村合併のとんぎで、この問題がまたずっと引きずってきておる、こういうことでございます。ですけれども、住民の平等や、あるいは公平の観点もございまして

で、今後の懸案事項としてご検討願いたい。

それで、ご意見ですけれども、有識者ということをご過去に使われておりましたけれども、そういう方々のご相談された経緯は、ひょっとしたらなかったのかな。副町長の答弁の中で、いろいろご検討されていることが伝わってまいります。そういうことも含めて、さらに懸案事項として検討をしていただければありがたいと思っております。

それから、2番目の日光川ウォーターパークに住民参加によりヒガンバナ、これ、例えばです。例えばの話ですけれども、これ、多年草なんで、簡単に言うと、ほったらかしても、毎年毎年出てくると。また、根もふえてくるよ。半田市なんかは、非常に何万本という形で定期的に新聞で取り上げられ、ピンクと赤、紅白と縁起的なもの、いわゆる市挙げて取り組んでいる代物でございますし、一方では、ポーチュラカといいまして、これはハナスベリヒユですね。水をやらなくても、非常に真夏にですね、大阪万博で有名になったものが、定番となって全国に広がり、こういったものも植えて、住民参加で植えて、本当に日光川ウォーターパークがそういった花の地場産業、蟹江の底力をウォーターパークに住民参加で、団塊の世代の方々もご協力をいただいてやって、一度は訪れたいようなシンボリックな公園となればな、こういうことを本当にこいねがっておるわけでございます。

今、夜が明けるのが早くて、4時半ころからもう明るいですがけれども、私もそこその年齢ですんで、あそこまで行って、東屋でお茶を買って飲んでやっていると、かなりの人にお会いします。非常に健康にも気をつけておられるな。日光川を歩いておられたり、あるいはウォーターパークを何周か歩いておられたり、後ろ向きで歩いておられたり、あるいは東屋のところに寝っ転がって足をやっておられる。聞くと、一過性の脳梗塞をやった、何々をやった、こういう機能回復を頭が下がるような思いで眺めさせていただき、お話を聞いておるわけですがけれども、非常に町民の方が親しみを持って施設を利用しておられる。そういう中に、いろいろと四季を取り入れた植樹展開ができればな。

例えば、春であれば、スマイル、パンジーですね。これは外郭団体でございますシルバー人材センターがでございますし、花の提供等も可能かなと思えますし、また人手というのは、簡単に言うと申しわけございませんけれども、学校も含めた、5つの小学校、2つの中学校、生涯教育も含めて、あるいは団塊の世代も含めて、町民参加も含めて、町会議員も含めてやれば、そんなに労力は要らないのではないかな。善太川の河畔も、石積みも非常にすばらしいものがございまして、そういうところにもやれるような気が私はしておりますし、私も言うだけじゃなく、全面的に汗をかいてやらさせていただきたいということは前回も申しあげました。すばらしい公園にしていければな。若い人からお年寄りから、一遍見に行こうかと。マンジュシャゲが本当にきれいに咲いているよ。手をとっていけるような公園づくりが本当に夢じゃなくてできるのではないかなと、かように思っております。

それから、次に観光ボランティアガイド、かにえ歴史文化夢案内人の方々は、私が申すま

でもなく、すばらしい実績を次々と上げておられます。タイムリーに新聞等で取り上げられて、その様子が取り上げられておるわけですが、近鉄の蟹江駅、あるいは酒蔵、蟹江町の歴史文化、こういったものが相マッチして、毎回1,000人、この間は1,200人でしたかね、の方々が蟹江町を訪れておられる。非常に蟹江町のイメージとしても、大変喜ばしいことでございます。

私がかねがね、蟹江は川と湯と花と、こんなような一言で申し上げますけれども、言うなれば温泉のまちですね、蟹江。それから、花の地場産業、蟹江。釣りのメッカ、蟹江と、こういうことで以前から思っておりますし、昨今では足湯ができ、大変な好評を得ているというのは皆様ご存じなところでございます。

一方では、道の駅というのは全国的に定番になっておりますね。国土交通省等の助成等もいただくと。これは、非常にちょっと規模が大きいわけですがけれども、ちょっと頭をひねって、まちの駅をつくったらどうなんだろう。その中には、具体的にはどんなものかということですがけれども、川の駅、あるいは湯の駅、まさしくまちの駅ですね。まちの駅って、まちの中のいわゆるシャッター通りの中にお借りして、ということは、蟹江町を訪れた方々がちょっと休憩をされる。トイレ休憩をされる。もう一つ飛躍すれば、蟹江町の飲食業の方でも、例えばあえて名前を出しませんけれども、尾張中央道のあたりといいますか、カジユマルの木が喫茶店の中に2本も大きく植えてございます。大変多くの方が、例えばコーヒーを飲む、あるいはトイレ休憩、トイレ貸してちょうだいよ。行っても、受け皿は十分整っておりますね。

こういうことで、蟹江町の商業の、いわゆる商店の皆さんと話し合いながら、そういう方々をそういうところへお連れし、ひいては若干のお金も落ちる。言うなれば、産業、地域産業ですね。これは観光振興の足がかりになるのではないかな。いわゆる観光マップも当然ありますし、歩け歩けのマップもございますけれども、そこにまちの駅と道の駅と川の駅を、それぞれやはりトイレ休憩なりお茶飲み休憩するなり、地場産のお酒なり、地酒なり、いろいろなものを売ったり、花をやったり、こういう展開は、町の職員の専門部署の人にも考えていただく。私も言うだけでなく、私も考えておるわけですがけれども、ぜひともやり、地域振興施策の一環になればな、こう思っております。

それで、観光ボランティアガイドの皆さんも、これからハードの面はなかなか難しい。耐震補強等々は、当然するべきことはせないけませんけれども、私はこれからはいやしの時代だな。ハードの時代は過ぎ、ソフトの時代だとかねがね思っておるわけですが、観光ボランティアの皆さん、非常にすばらしい方々ばかりですね。レベルの高い方々ばかりです。非常に勉強熱心な方々ばかりでございます。財政支援も含めたしっかりした後方支援が本当に大切ではないのかなと本当に思っております。頭が下がる思いで、今、ガイドボランティアの皆さんの活動を眺めておらさせていただくところでございます。

それから、4番目の保育所・児童館などの備品転倒対策でございますが、こういったところは、当然ながら弱者を預かる公共施設でございますして、最初ございましたように、しっかりしてあったところは1カ所。これはこれで事実を物語っておられて、それはいいわけですが、本来であれば、ソフトに類するといいますか、こういった面はイの一番にやっておかなければならないところだと私は思っております。

質問してから現在に至っておりますけれども、失礼なことを言うようではございますけれども、まだまだ対応ができておるのかな、このような感じで思っておるわけでございますが、一朝有事のときには避難所も兼ねるわけですし、こういうところに書庫が散乱して、避難所どころか、それを片づけてから避難所にすると、こんなようなことも現実にあるわけですから、こういう身近な、できることを確実にやっていく、こういうことが私は大切ではないかなと思っております。

それから、6番目でございますけれども、書庫・倉庫の増設は、19年度に予算化が見られない。先ほど副町長からございました。あっちにしたらどうだろう、こっちにしたらどうだろうと、こういうお話がございましたけれども、やはり庁舎内を眺めてみますと、合理意識がございません。整理整頓、整理清掃、しつけ、こういった点での整理整頓が、失礼ですけれども、一般町民から眺めてみますと、やってない。はっきり言ってやられてない。整理整頓が行き届いてないというのが事実なんですね。これ、悪口じゃない。これはやらなくちゃいけないんです。

一方、飛島村は、環境ISO14001、この間、村長と立ち話をしていました。「山田さん、1年で取るものを私のところは2年でやりますよ。これは職員のやる気、あるいは熱意を引き出すために、2年かけて絶対取りますよ」。非常にかたい決意を私は聞きました。

飛島村だからじゃないです。やる気ですよ。金がかかり過ぎるなんて言われますけれども、皆さん、それはそれにチャレンジし、努力し、スキルアップを図っておられるんですね。こういう副作用がお金以外に非常に大切だな。

当然、その変わり5Sも含まれておるわけですが、他町村がどうだ。右顧左顧するようなことではないにしても、一生懸命、それはそれなりに頑張っておられるきらりと光るところもありますよ、こういうことも申し上げておきたいと思えますし、早急にこの倉庫・書庫を設立すべく、予算化等をしていただきたい。

最後の懸案事項であります捺印出勤簿でございますね。これは非常に恥ずかしいですよ、正直言って。中小企業に行っても、あるのかな、本当に恥ずかしいですよ。前の答弁で、愛知県は10数年前に廃止したと言っていますでしょう。蟹江町、総合評価じゃないですけども、パソコン200台ありますでしょう。市販ソフトで云々と答えてみえるでしょう。なぜやられないんですか。そんなに難しいんですか。部長さんおられ、課長さんおられ、課長補佐さんおられて、役職がおられるわけでしょう。何で取り組まないんですか。100万円も200万

円も300万円もかかりますか。わずかな経費なんですよ。やる気なんですよ。やる気がありますか。

あえて言いますよ。いつ、だれが、どこで、だれの担当者がどうだ、役割分担決まっていますか。企画情報課ですか。だれがやられますか。そういうことのめり張りを今、要求されておるんですよ、時代は。それが、人員削減した6名なんですよ。ですから、なぜやられないんですか。私は本当に声を大にして、県が10数年前にやめたと言っておられるじゃないですか。そういうことが、だれが注意するんですか。だれが指揮するんですか。言ってください。これだけは、私は要望にとどめるけれども、はっきりとだれだれが指揮命令をし、だれだれにやらせて、いつまでにやらせているかだけは聞かせてください。ぜひとも知りたいです。

それから、最後でございませうけれども、通常、3Sと言いますね。スリム、スキル、スピードは当然でございませうが、こういったものの掲げ、住民サービスに徹しなければならないことは本当に言うまでもございませうし、私も強い思いでございませう。

以上、要望を申し上げましたけれども、出勤簿の言うなれば愛知電子化と言っておられる部分ですね。その進捗があいまでは私は尋ねませうけれども、あれはあれ、これはこれで、お金ばっか要って、何をやっておるんですか、一体。具体的にすぐやってちょうだい。それを答弁を求めませう。

以上です。

○副町長 水野一郎君

1つ再質問ということでいただきました。出勤簿の関係でございませうが、先ほどもお答えをさせていただきましたが、現在の出勤簿を廃止をいたしまして、管理職による確認等の方法でシステム化をするという方向で、今年中には一応検討いたしまして、出勤簿は年度じゃなくて年で始まります。1月から12月までということでございませうので、来年の1月を目標に廃止、システム化に向けて進めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○14番 山田乙三君

14番 山田でございませう。

ちょっと声を荒らげましたけれども、失礼の分はお許しくださいませ。

出勤簿、たかが出勤簿ですけれども、結局それがいろいろな面での取っかかりなんですよ。ですから、区切りがありますから、来年の1月というのはよくわかりますけれども、やっぱりなれる期間も必要じゃないですか。

前から言ってますように、出勤簿については、昔からいいますと、ご存じのように、懐かしいタイムレコーダー、それから進みまして、いわゆるマークシート方式ですね。それから進んで、現在はパソコン管理なんですよ。これなんかもう県、10数年前から言っておられるね。電子化と言っておられる総合性からいって、どうですか。本当に温度差、大きなずれが

ございませんか。

だから、1月からだれが指令を出して、だれがやられますか。それだけもう一遍聞かせてください。名前まで。

○町長 横江淳一君

大変激励ともとれるお言葉をいただきまして、まことにありがとうございます。

この出勤簿のことにつきましては、実は何もしてないわけではなくて、検討は実はしております。議員ご存じのように、今、蟹江町ポータルという、ポータルという言葉は玄関という意味でありますけれども、それですべて、財務会計、それから電子決裁の一部も実は今、トライをさせていただいております。

ただ、パソコンというのは、大変便利な反面、非常に感情が入りません。そういう意味で、電子決裁もすると、文書を最後まで熟読せずにクリックをしてしまうと、これがもう承認になってしまう非常に危険な面も兼ね備えているわけであります。そういう意味で、この出勤簿につきましても、例えば職員の健康管理、それからメンタルな部分、これも含めて、今、チェックをさせていただいております。今、副町長が答弁をさせていただきました来年の1月、いわゆる期がございますので、12月までに私中心で進めていきたいというふうに思っております。

が、しかし、先ほど来何度も言いますように、メンタルヘルスの部分もございまして、県、それから政令指定都市、たくさんの職員を抱えている職場ですと、非常にそれが一気にやれるという立場もございしますが、100人前後の職員のメンタルヘルスもそれで行っているということも事実歴史としてあったわけがございますので、その部分もご理解をいただきたい。

しかしながら、議員のおっしゃるように、再度答弁することはないと思います。一生懸命精査して、努めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 菊地 久君

以上で山田乙三君の質問を終わります。

質問3番 山田邦夫君の「町財政は健全か」を許可いたします。

○3番 山田邦夫君

3番 山田邦夫でございます。

「町財政は健全か」というテーマで質問をいたします。

昨年、夕張市が財政破綻をしました。それ以来、非常に地方の自治体の内容はいいかという財政状況が注目されるようになりました。昨年暮れからことし1月くらいは、本当に新聞記事も出ましたし、町民からもそういうことがありました。

先般の町議会議員選挙の際に、町民から「蟹江町はいいか」ということを私は大分言われました。自分なりに答えておるんですけども、いろいろな情報が入り乱れまして、例えば選挙前、昨年12月から某立候補予定者が、届いている人がもうほとんどだと思ふ。私の地

元の団地を回りますと、「あっ、この前のビラの方ですね」。同じ姓ですね。「いや、違います。私はビラなんか入れませんよ」と言わんなんほど全戸配布が夜な夜なされた気配があります。

これは大変刺激的な内容なんです。「中学生、高校生、大学生の皆さん、考えてください。将来蟹江町は大変危険ですよ」という種類のもんです。「蟹江町財政は、平成15年度から毎年単年度収支の赤字が続いて、財政調整基金の取り崩し、7年間で約30億円。地方債の発行で赤字を補っている。こんな町が長続きすると思いますか」という趣旨のビラです。

蟹江本町の大きな団地でインテリの多いマンションの方が、町会議員もこういう将来を見越したマニフェストを出すのはいいことだと、こうおっしゃる人がある。それほど反応のあったビラなんですね。ですけれども、それへの防戦を余儀なくされたわけであります。

それから、町では一昨年くらいから行財政プロジェクトチームというのを組まれまして、こういう報告書を出されました。財政分析のところには、このビラのもとになったようなニュアンスの文章が書かれているわけです。平成17年の12月、それから18年の3月議会に議員にも配られたわけですが、少しあおる内容が載っておりました。

それから、ことしの3月の予算議会での町長の所信表明、これ、第1ページの下の方では、町長は「当町においては先の読めない厳しい財政状態が続いています」と、こう述べられています。

一方、「民報かにえ」、これも非常に全戸配布に近い形で、私の家にも入るわけですから。昨年11月とことし4月に出されたこの「民報かにえ」では、蟹江町財政は超優良だと、これ、大きな字で書いてあります。積立金、保有現金額が異常に大きい。ため込みを続ける蟹江町の財政と、これも非常に反応が強いです。効果的といえば効果的でしたですね。指摘されています。

一方で、蟹江町財政は危ない危ないとあおられる。そして、一方で蟹江町は金を持ち過ぎていると言われる。町民は、これらの情報を目にしたり耳にしますと、どっちを信用しているかわからなくなっておるわけであります。

私も、実は選挙前に4カ所で町政報告会というのをやりました。比較的多くの方がおいでいただいたわけですが、事前に町の財政の状況も聞きたいというリクエストを既に受けた人があります。それから、そういうことを言われてましたんで、決算資料とかその他を一部町民に出して、説明をしました。そうすると、「本当はどうだ」と。「あんまりようわからんけど、本当はどうだ」という質問が続いて出るわけですね。このような町民の疑問とか質問にわかりやすく答える必要があると思います。

議員は、予算や決算の審議で相当詳細な資料をいただいていますので、よく分析したり、見れば、自分で判断できるとも言えます。議員は本当にたくさんの資料をいただいております。しかし、議員といえども、適切な判断ができていくかどうかはまた別問題です。資料の

山ですけれども、なかなか実は中身が難しい。きょうはご質問しますと、本当に難しいというか、つくづくわかります。なるがゆえに、全国で破産状態の自治体が多発しているのではないのでしょうか。

3月5日付の朝日新聞ですが、統一地方選挙に先駆けて、選挙にどう臨むべきかという記事ですね。これでは、夕張市を教訓として、議会や議員は会計は市や町任せから脱皮して、財政のチェック、監視役にならなければいかんと。議員選挙については、そういう見地でいかんと、市町村は相当だめを食うということを論じています。

さて、そこで「蟹江町財政は健全か」という質問テーマで、私は議員としてももちろんですが、町民の目線、町民がどういう質問をするか、どこがわからんと言うかというような目線も交えて質問しますから、どうか回答される方も、傍聴者も多いわけですから、目線をそろえて解説していただきたいと思います。私はいつもそれを考えて質問しておるわけです。

それでは、質問の第1ですが、町財政の指標、財政の状況を示す財政指標というものが幾つかいろいろのがあります、その中から、健全だろうか、危険だろうかということを示す大事な指標を数項目選び出して、結論的に蟹江町財政は健全なのか、危険なのか、所見を承りたい、これが第1であります。

質問の2、これは町民から受けて、私が一生懸命答弁している部類のところですが、町民は毎年、広報「かにえ」の5月号に載る3月議会の予算、それから11月号に載る9月議会での決算の概要記事を見ますけれども、これでは町の財政の内容が読み取れないと言われます。今回、つくづくそうだなと思ったわけです。

数年間の広報「かにえ」を一生懸命で勉強した人が、分析して、そして私に質問した人があります。わからない、わからないと言われた疑問点を今から7つ言います。

要は、第2の質問は、今は情報開示の時代と言われていて、住民、町民と一緒に行政、税金の使い方を考えるというのが、これは姿勢、我々も一緒なわけですが、そういうことではありますが、例年続けているワンパターン、私はつくづくワンパターンだと思ったんですが、広報の予算・決算のキャンペーンの仕方、もう少し財政の要点が読み取れるように編集を改善できないかどうか、そういう質問であります。

わからないと言われる項目を今から7つ挙げます。

第1は、今年度の予算、5月号に載ったわけですが、繰入金というのが3.5億円あると。これはどこから来るんだと。議員も非常に理解はしておりますが、言われると、ぱっとなかなか答えにくい。殊、文字で読むと、繰入金だから、どっから来るなど。どうも税金はなんかじゃなさそうだなということまではわかるんですが、どっから来るんだと、こういう質問です。繰り入れるというのはどういう意味だと。

それから、疑問の2つ目は、昨年度予算、18年の3月の、広報では5月号掲載ですが、繰越金というのが8,484万円と載っています。18年度予算ですから、17年度の決算、その前年

の決算というのが9月の議会で、11月号に載ったのに、繰越金は3億5,500万円だと載っている。要するに、一生懸命見ると、そういうことになるわけです。どうして予算で8,400万円と組んでおいて、決算では3億5,000万円にもなるのか。余りにも差が大きい。繰越金という一つの項目で予算と決算とどうしてそんなに大きな差が出るのかという疑問であります。

(発言する声あり)

ちょっと質問の1つ、2つを間違えましたが、今、質問状で出したのは、質問の3ですね。

2つ目は、先ほど申しましたビラですね。これで財政調整基金を7年間で30億円も取り崩して、地方債を発行して赤字を補っているとあるが、ビラを見た人ですね。蟹江町広報でどこを見るとそれがわかるかと。財政調整基金をこっだけ取り崩して、赤字補てんしておるがというんですね。幾ら探しても、それらしい項目が見つからない。町民は言われっ放しでわからんという疑問です。笑って済まされないです。言われると、本当にそうだなと思うんですね。

それから、4つ目は、数年間の年間予算と決算、3月の予算と年度末の、翌年の決算を見ますと、総額で5億円から10億円差があります。これは私、ここで、議場でも申し上げましたね。当たり前だと思う人が多いわけですけども、町民はそれ、わからない。当初予算と決算。決算を見ると、本当に5億円、8億円、10億円と違うわけですね、数年こうやって比べてみると。この差はどうするとわかるかという質問です。

それから、5つ目は、町税の未納の状態がわからない。未納者、未納額が随分あるというふうに聞くけれども、その実態がどこを見ても出てこない、こう言われる。

それから、6つ目ですが、特別会計の中身がわからない。特に、国民健康保険会計、それから介護保険会計、水道会計、下水道会計というようなのは、町民負担に直接関係があることですので、ほとんどその中身が町民はわからない。議場では非常に健保の運営がどう、何がどうと、こう質問をやりとりしているんですが、町民にはPRされていないという問題があります。

それから、7つ目は、本年5月号の広報で用語解説というコーナーもありまして、町債の解説がありました。「町債とは、収入の不足を補う町の借金」と書いてあります。大枠で考えるとそうですけれども、町債にはちょっと種類があって、建設債のような先を、物を建てるのに、今、一気に負担するのはえらいということで、町債を発行するケースと、どうも会計上、金不足の分をどうしても埋め合わせてやらんと予算が組めないといって組む町債とあるわけですね。個人でいうと、住宅ローンとサラ金ローンみたいな感じです。この「収入の不足を補う町の借金」という説明だけでは、少し誤解を招く説明だったのではないかということでもあります。

その次が正式な質問の3ですが、これは基金と町債との関係についてであります。

これも3項目質問をいたしますが、まず各種基金というのは、17年度決算書を見ると11あ

ります。合計額が平成17年度末で約40億円、蟹江町にはある。基金というのは、積立金、預金なもんですね。そのうちに、年間で出入りのない基金が7つありまして、それは減債基金、それから公共施設整備基金、地域福祉基金、環境整備基金、土地区画整理事業基金、下水道整備基金、国民健康保険支払準備基金、この7つは、17年度決算書では年間出入り、積み立てもしないし、出てもいません。それは合計約25億円です。

その25億円、どっかに預かったわけですがけれども、受取利息、もらう予定の利息が21万2,000円と書いてある。25億円に対して21万5,000円。ちょっと電卓でやると、数字が出てこんみたいな、0.0085%です。ほとんどゼロに近いということですね。これで運用はいいんだろうか。25億円という金をそういうふうに置いておいていいんだろうか。それは後の町債との関係があるからです。

2つ目の質問は、一方、町債、町が発行している借金の債券というのは66億円ある。最近聞きますと、80億円くらいになっている。この年間の支払利息は幾らでしょうか。お答えをお願いします。

大まかに分けて、先ほど申し上げました建設債、これは僕はある程度必要だと、こう思っておるわけですが、と赤字債の比率はどうでしょうか。

それで、赤字債が問題なんです、赤字債の起債年度、起債額、起債原因、償還年数などをご説明いただきたい。どうしてこんなに赤字債を発行して、長期返済を仕組みで、借金返済を後年に先送りしておるのか。その場で食いつぶしてしまって、給料や扶助費やいろいろなことに使ってしまって、その返済は3年据え置き20年返済というふうで組んで、後年度、息子や孫たちに支払いをこれ、ゆだねるわけですね。どうしてそういう仕組みになっているか。

それから、3つ目ですが、基金の一部を、基金の一部というのは、先ほど言った40億円のうちの一部分というのは、20億円とか30億円なんです、町債発行の減額に充当する。要するに、借金をするのに、こっちでただのような預金を置いておくんでなくて、使ったらどうかという、簡単に言えばそういうことですね。あるいは、後でまた言いますが、高い金利をまだ払っている町債があります。その繰上償還にするような資金運用を厳しくすべきでないか、こういう質問であります。

貯金はあってもいいです。貯金は幾らあってもいいんですが、我々の個人でも。ほとんど利息がつかない預金としておいて、一方で有利子の町債をふやすのは、企業や家計だったら、もう少し考えた運用をするのではないのでしょうか。それが基金と町債についての質問の3であります。

それから、質問の4です。17年度決算で利率が4.5%、今どきですね。4.5%より高い町債の残が18件のっております。その元金の残りが3億3,800万円。高金利、そんな高い7.5%から4.5%くらいの幅のところですから、バブル経済時代のものと思われま。15年くらい前

のものでないかと思われます。起債年度、起債目的、借入先、利率、年間支払い利息、17年度の1年間でどれだけ利息を払ったか。民間経済では、高利貸しとか消費者金融以外にこんなことは残っておりません。住宅ローンでも、銀行が来て、そんな高いのにしていなくてもと言って、低いのに借りがえを一生懸命誘導しましたね。町民にわかるように説明をしてほしいということでもあります。

質問の5つ目ですが、町には平成13年から平成22年までの10年間、第3次蟹江町総合計画というのがあります。それから、平成17年から平成21年までの5年間の行政改革実施計画、俗に集中改革プランというのがあります。これは各部門の施策や検討の一覧表という感がありまして、まとまった財政計画になっておりませんように思うんです。永続性のある会社経営とか事業の運営では、中長期計画という経営計画を立てるのは普通常識です。株主に対してでも、従業員に対してでも、中長期計画というのは大抵のところがつくっております。町の財政の5年後、10年後の見通しを主要な指標で可能な限りシミュレーションしてご説明いただきたい。これは、4日に質問状を出して、急に言っておることじゃなくて、半月、一月前から言っておることですので、多少の準備はできたのではないかと思います。

それから、質問の6です。日光川下流流域下水道事業が進捗してきています。財政負担にも大きく影響する事業だと思います。事業の概要、財政負担、町民負担、年度計画などの要点を、これもパンフレットにして出してもらってもいいかんもんですから、A4一枚くらいでしゃべれるようにまとめて、要点をご説明いただきたい。当初計画のもくろみが狂ってきている不安要件があれば、お聞かせいただきたい。

以上の6問であります。お願いします。

○議長 菊地 久君

質問が終わりましたので、答弁は休憩後にしたいと思います。

(午前10時32分)

○議長 菊地 久君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

○議長 菊地 久君

それでは、答弁者。

○総務部長 坂井正善君

それでは、山田邦夫議員からの「町財政は健全か」というご質問で、一応14項目ちょうだいをいたしましたので、少し時間がかかるかもしれませんが、議長さん、お許しを願ひまして、ご答弁をさせていただきますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、「町財政は健全か」ということで、質問1でございます。町財政の指標の中から、健全か、危険かの度合いを示す要点を挙げ、町財政は健全なのか、危険なのかのご質問

でございます。

その中で、財政の健全度を示す指標を5つに絞ってご答弁をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず、現在、普通会計の市町村財政比較分析表が愛知県のホームページに掲載されており、その中で指標とされています5項目について、平成17年度決算ベースで説明をさせていただきます。

まず、1つ目の指標は、財政力指数でございます。

財政力指数は、財政基盤の強弱を示す指数で、標準的な行政活動に必要な財源をどれくらい自力で調達できるかをあらわしており、普通交付税の算定基礎となる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の3カ年平均値を言います。

(発言する声あり)

財政力指数は、1を超えると自力での財源確保が可能として、普通交付税は交付されなくなるというものでございます。ちなみに、蟹江町の財政力指数は0.94、愛知県の市町村平均は1.01ということでございます。

また、全国の市町村を人口と産業構造をもとに類型化したものを類似団体と言うものでございますけれども、この類似団体における財政の実態を最も身近な尺度として利用することが、財政運営の問題の所在を明らかにし、財政の健全性確保に向けて検討するに当たって有効であると言われております。この類似団体の平均は0.70というものでございます。

本町の財政力指数は0.94。1にかなり近づいておるわけでございますけれども、まだ愛知県平均より0.07下回っておるわけで、それと同時に類似団体平均を0.24上回っておるということで、これについては健全であると考えてところでございます。

2つ目の指標は、経常収支比率でございます。

これは、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するために用いられる指標で、人件費、扶助費、公債費など、毎年度経常的に支出される経費、これは経常経費というものでございます。これに充当された毎年度経常的に収入される町税や普通交付税などの一般財源、これを経常一般財源と言います。これの割合でございます。経常一般財源は、経常的経費に充てられて、なお残余があるのが通常でございますが、この残余の度合いが低ければ低いほど財政構造の弾力性が失われているというものでございます。

本町の経常収支比率は84.8%ということで、愛知県の市町村平均は84.5%、それから類似団体平均は87.0%ということでございます。

なお、この指標につきましては、80%を超えると弾力性が乏しくなるとされており、その傾向はありますが、県平均より0.3%とわずかに上回っているものの、類似団体平均よりは2.2%下回っており、おおむね健全な域にあると考えてところでございます。

3つ目の指標は、人口1人当たりの地方債現在高でございます。

これは、将来負担の健全度を判断する指標でございます。本町の現在高は18万1,833円、これは後から出ますが、65億円という起債を人口で割った数字でございます。愛知県の市町村平均は41万1,840円、類似団体平均は31万602円ということでございました。この指標においても、愛知県平均より23万7円、類似団体平均より12万8,769円下回っており、これにつきましても健全な域にあると考えるところでございます。

4つ目の指標は、実質公債費比率です。

この指標は、平成18年4月に地方債制度が許可制度から協議制度に移行したことに伴い導入され、公債費による財政負担の程度を示すもので、従来の起債制限比率に反映されなかった公営企業等の公債費への一般会計繰出金、それからPFIや一部事務組合の公債費への負担金、それから債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるものなどの公債費類似経費を算入して算出するものでございます。目安としましては、この値が18%以上の団体は地方債の発行に国の許可が必要となります。また、25%以上の団体は、一般事業などの起債が制限されるものでございます。

本町の実質公債費比率は4.8%であり、愛知県の市町村平均は13.7%、類似団体平均は11.8%というものでございます。この実質公債費比率は、この値を見ても、他団体と比較しても健全であると考えられるわけでございます。

5つ目の指標は、ラスパイレス指数でございます。

これは、我々の給与水準の適正度をはかる指標で、地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表、これは給料表でございますが、の適用職員の俸給額とを学歴別、経歴年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し、算出したもので、これを国を100としたものでございます。この指標は、経常経費の人件費に関する指標として、財政指標の一つと考えられるものでございます。

本町のラスパイレス指数は91.4ということでございます。ちなみに、町村平均は93.5、愛知県の市町村平均は93.3、また類似団体平均は94.8ということになっておるわけでございます。このラスパイレス指数は、数値そのものを見ても、他団体と比較しても、健全性は保たれると考えるわけでございます。

これら5つの指標から見ますと、現時点では蟹江町財政状況は総じて健全と言える域にあると考える次第でございます。

続いて、質問の2でございます。町民は広報「かにえ」の予算、これは5月号でございます。それから、決算、11月号の概要記事では、町財政の内容が読み取れないと。例えば、次の質問を簡潔に一応解説の上、情報開示の時代、ワンパターンの広報編集からも、もう少し町財政の要点が読み取れる編集に改善できないかのご質問でございます。

まず、広報につきましては、予算、決算の概略を載せていただいておりますが、そのみでは全内容わからないということもあろうと思っております。また、パターン化傾向が

あるということですので、今後はこういったことを研究させていただきまして、またご指導いただきますような財政の要点がお知らせできるよう、我々、努めていきたいというふうに思っておりますので、このご指摘いただきました点につきましては、7項目ほどいただいておりますので、順次説明をさせていただきます。

その中で、質問のまず1つ目でございますが、19年度予算に繰入金3億5,000万円とあるが、どこから来るのかというご質問でございます。

これは、繰入金には特別会計繰入金と基金繰入金があるわけでございます。特別会計繰入金は、前年度に一般会計からの繰出金を受けた特別会計が事業を進め、その精算金を一般会計に返すものがほとんどでございます。特別会計では繰出金として予算化され、19年度予算では1億659万2,000円計上されているものでございます。

また、基金繰入金は、財政調整基金や目的基金に積み立ててあるお金を取り崩し、一般会計の財源とするためのものでございます。19年度も財政調整基金を2億5,000万円取り崩して、予算に計上をしているものでございます。

質問2の2番目でございますが、7年間で財政調整基金の取り崩し金が30数億円ほどあるが、どうなっているのかというご質問でございます。

(「議長、学習会やっているんじゃない」の声あり)

財政調整基金は、その名前のおり、財源の過不足を調整するための貯金でございます。ですから、この7年間で取り崩して、財源として運用した金額は、確かに35億円余りとなっておりますが、反対に、積み立てました金額も38億円余りとなっております、差し引きしますと、2億8,000万円ほどがふえておるということでございます。

続いて、3つ目でございますが、18年度予算では繰越金の当初予算額が8,483万8,000円であったが、17年度決算での剰余金は3億1,878万4,000円となっている。どうしてそうなるのかとのご質問でございます。

18年度当初予算を編成した時期は17年12月でございます。この時期では、まだ繰越金のもととなる17年度の剰余金がどのくらいになるのかは憶測の域を出ないわけでございます。また、剰余金は、その2分の1以上を基金に積み立てることが地方財政法第7条で規定をされており、すべてを不足財源に充当することはできないわけでございます。そこで、例年、当初予算の財源が不足する場合は、大半を財政調整基金を取り崩して充当することとし、残りを繰越金で充当するよう予算化する関係で、実際の決算額より低額になっておるということでございます。

続いて、4番目でございますが、予算と決算では5億円から10億円の差がある。その差はどうすればわかるかとのご質問でございます。

これは、当然当初予算と決算は前年度分でございます。これは当初予算と決算の差をご理解いただくには、補正予算をごらんいただかなければならないということでございます。

そこで、広報ではこの内容はお知らせしておりません。これらの補正予算は、議決内容の告示の際に公告掲示場に掲示して公表しておるのが現状であります。予算書、決算書につきましては、内容が多くございますので、広報掲載はどうしても概略となります。そこで、これらにつきましては、総務課ですべてを閲覧していただけることになっておりますので、そのあたりを含めて、また広報の仕方なんかも今後検討させていただきたい、こんなふうにお考えでおられるわけでございます。

続いて、5番目の町税の未納の状況がわからないということでもあります。

この町税の未納状況につきましては、現在のところ、広報には掲載してございません。また、状況につきましては、町税では17年度が現年度97.7%、過年度としましては15%、トータルで91.5%の徴収率でございます。未納額は4億2,000万円ほどでございます。また、16年度は、現年度97.7%、過年度18.7%、トータルで92.1%ということで、未納額は3億8,000万円ほどでございます。15年度は、現年度分97.9%、過年度分が15.6%、トータルでは92.6%というようなことで、未納額につきましては、3億5,000万円ほどでございます。年を追って徴収率は低下する傾向にあるわけでございます。

そこで、昨年から定期的に広報で納税に関する特集を掲載するなどの措置も講じておられるわけでございます。これらにつきましては、財政指標として広報することにつきましてもさらに検討をさせていただきたい、こんなふうにお考えしておりますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

次に、6番目でございますが、特別会計の中身がわかりにくいというご質問でございます。

特別会計については、広報には予算額のみを掲載させていただいております。これは、紙面の関係もあるわけで、掲載方法や他にござらんいただける方法を含めて、今後研究させていただきたいと思っております。

次に、7番目でございますが、本年5月号の用語解説で、「町債は収入不足を補うための借金」とあるが、説明不適切ではないかということでございます。

表現にアバウトなところがあり、当然説明不足であったかもしれないわけでございますが、この町債は、地方財政法第5条の規定によりまして、施設建設などの事業財源とする建設債と交付税の減少などを補うための特別債とがあるわけで、今後はそれらの内容を含んだ表現を考えていきたいと思っております。

続いて、質問3でございますが、3の1番目でございます。各種基金、これは議員がおっしゃるとおり、11基金があるわけでございますが、17年度末で約40億円あり、そのうち年間出入りのない項目が7項目、約25億円ある。その利子積立金は20数万円で、ゼロに近い。運用はこれでいいかというご質問でございます。

17年度当時でございますが、たしかペイオフ解禁拡大というふうなことなどもございました。また、金融情勢にも不安があったので、より安全性の高い決済用預金、これは当座、無

利息の普通預金等でございますが、これに基金残高の大半を預け入れ、定期預金等で運用していた預金額が少額だったということのために、利子がわずかなものとなったということがあります。しかし、18年度は金融情勢も安定してきておりますし、決済用預金から定期預金に今度はシフトし、もう少し利子がつくものと考えております。

なお、19年度からは、定期預金の中でもより運用益が多い固定金利定期預金、これは預金期間1年6カ月、年利0.63、予定でございますが、こういったものにシフトしていく予定でおるわけでございます。

続いて、2つ目でございますが、一方では、町債は60億円、この年間利払いは幾らか。大まかに分けて建設債と赤字債の比率はどうか。また、赤字債の年度別発生額と起債原因、償還計画はとの質問でございます。

17年度に支払った公債費については、元金4億1,861万4,000円、利子1億856万円、元利合計5億2,717万4,000円であります。このうち、建設債は元金で2億9,575万4,000円、これ、70.7%に当たります。それから、利子6,772万3,000円、これは62.4%であります。元利合計では3億6,347万7,000円ということであります。

一方、俗に赤字債と言っております減収補てん債、それから臨時財政対策債等の減税や交付税減額の裏措置をしての特別に許可されたものは、元金で1億2,286万円、これは29.3%になっておりますが、利子分として4,083万7,000円、これは37.6%であります。元利合計、合わせますと1億6,369万7,000円ということになっております。これは31.1%でございます。

また、赤字債の年度別発生額、これは借入額については、9年度から16年度までで総額34億2,290万円でございます。この起債原因については、当初予算作成時に減税や交付税減額のため不足する歳入を賄うために起債しているものでありますけれども、減税補てん債、それから臨時財政対策債の元利償還金相当額は、地方交付税の基準財政需要額に算入されておるものでございます。

なお、この償還計画について、借入条件はおおむね20年償還、3年据え置きのものでございますが、これは元金均等、それから元利均等償還でございます。

また、17年度借入額までの17年度以降の償還額は、25年度を償還金のピーク、これが元利合計2億9,349万7,000円でございますが、に年々減少していきます。しかしながら、18年度以降も借入れをしているため、実際のピークはもう少し後の年にずれるということがございます。

続いて、問3の3つ目でございますが、基金の一部を町債発行の減額に充当、あるいは繰上償還するよう、資金運用を厳しくすべきでないか。

基金は、目的別に積み立ててあるものでございまして、特に取り崩しについても、その目的に沿った場合のみ使用することができます。そのため、現在の状況では、基金を取り崩せる事業の目的が限られ、よりよい事業目的に使用できるよう、基金条例等を改正し、基金の

自由度を上げ、より運用しやすい基金とし、起債額を抑制する方策を模索していきたい、こんなふうに考えておるわけでございます。

また、繰上償還についてですが、特に財政融資資金、簡保資金、いわゆるこれは政府債でございますが、この借入利率別に一定の条件、これは実質公債費比率が何%以上など、こういうふうな制約であります、などが定められておるわけございまして、そういった条件に合致しない団体の繰上償還については、残期間に支払う利子に近い補償金を支払う必要があり、繰上償還に伴う益は余りないというふうに考えられるわけでございます。

続いて、質問の4番目であります。質問4でございます。17年度決算では、利率4.5%より高い町債の残が18件、この起債年度、それから目的、借入先、利率、それから金利額を要点で説明をしていただきたい。また、どうして返済または低利へ切りかえることができないか等のご質問であります。

これは、17年度に償還した利率4.5%以上の起債の借り入れ年度は、昭和56年度から平成3年度までで、17年度完済したものを除きますと、16件となるわけであります。これらの起債の目的は、小・中学校施設建設事業が9件、都市計画関連事業が4件、その他が3件であります。借入先は、財政融資資金、これは旧大蔵省の資金運用部であります。から10件、それから簡保資金から3件、それから市町村共済組合から3件でございます。利率は4.6%から7.3%までであるわけであります。償還金は、元金合計が9,097万9,000円、利子合計が2,247万4,000円、元利合わせますと1億1,345万3,000円でございます。

なお、小・中学校施設建設事業に係るいわゆる元利償還金につきましては、交付税の算定において、ほぼ全額算入されておるわけであります。

また、繰上償還につきましては、先ほどの質問でもお話を申し上げましたが、特に市町村共済組合に至っては、原則、繰上償還は一応認められていないと。ただし、認められるのは、対象施設がなくなったりだとか、共済組合からの脱退、こういった場合に一応認められるというものであります。

なお、借りかえについても、現起債を繰上償還し、新たに低利の起債を行うものですから、現状にかんがみますと、益はほとんどないというふうに思われるものでございます。

質問5、町財政の中期、長期、いわゆる5年後、10年後の見通しを主要な指標で可能な限りシミュレーションで示したらどうだということでございます。

これは、このシミュレーションにつきましては、申しわけございませんが、現在のところは18年3月にお示しをさせていただいたものが最新でございまして、次のシミュレーションにつきましては、今度の18年度決算をご認定いただいた後に見直すわけございまして、20年度からのまた3カ年計画等を加味して作成していきたいと考えておりますので、いましばらく時間をちょうだいしたいと思います。

なお、市町村のシミュレーションというのは、特に国や県の方針、政策などの外部からの

要因によるものが非常に大きいわけでございまして、こういったこともかんがみながら、5年後をめどに作成していきたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどをお願いを申し上げます。

続いて、最後の質問6であります。日光川下流流域下水道事業が進捗してきておる。町財政負担にも大きく影響する事業と思う。この事業の概要、また財政負担などの要点を聞きたい。また、当初のもくろみが違ったり、また不安要件があれば、あわせてお聞かせ願いたいというご質問でございます。

これについては、私の方から概要をお話しし、また事業の詳細等につきましては、下水道課の方から一応お答えをさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず、日光川流域下水道事業につきましては、県が主導となっております。毎年事業負担金として支払っておるわけでございまして、事業的には、当初にお示しをした内容でおおむね遂行しているというふう聞いております。

また、負担金の財源につきましては、交付税の算定上は元利償還金相当額が基準財政需要額等に算入されておりますが、例えば不交付団体になった場合については、全額これらにつきましては一般財源等で対応していくということが我々の方の財政で思っておる事柄でございます。

なお、また事業の詳細等につきましては、建設部長の方から答弁をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

私からは以上であります。

○産業建設部長 河瀬広幸君

失礼をいたします。少し時間がかかっておりますが、もうしばらくご辛抱をお願いしたいと思います。

私ども、日光川の関連下水道、産業建設部の下水道課が担当しております。それで、非常に大きな事業でございますので、町に負担がかかる事業、財政の見通しについてはどうかといことでございますので、きょうは改選議員の新たな議員さんも見えますので、少し初心に戻りまして、事業の概要についてご説明を申し上げます。

まず、事業の概要についてでございますが、大きく分けますと2つございます。先ほど申しました県が行っている日光川下流流域下水道事業、これは日光川の関連流域で、加盟市町村、要するに3市5町、津島、弥富、愛西、それから七宝、蟹江、甚目寺、大治、美和、この3市5町が加盟をしておりまして、この流域の下水を集めまして、終末処理場の弥富市、こちらの方へ集めまして、流す事業でございます。これは、最終処理施設の建設費を含めまして、下水道を整備するものでございます。

あともう一つは、蟹江町が実際に行っております公共下水道事業、これは処理区域が664ヘクタール、これは市街化区域を中心にやっております、両事業とも既に平成14年度にス

ターゲットしており、ことしで6年目に入っております。

次に、事業年度と事業費でございますが、県施行の流域の下水道事業、これが41年間、総額1,350億円、それから町施行の公共下水道事業、これが事業年度30年間で、総額252億円でございます。

なお、財源でございますが、県の流域下水に関しましては、総額1,350億円のうち、国費、県費除いた市町村負担金が216億円、この216億円を3市5町が負担するわけでございます。このうち蟹江町の負担としては、約25億円でございます。

それから、町の公共下水道事業、これは総額252億円。この252億円のうち、国費88億円、起債、要するにこれは借金でございますけれども、151億円、一般財源13億円となっております。これらをまとめますと、町の財政負担、これは県の流域下水で25億円、それから町の公共下水で252億円、総計277億円の負担となります。

あと、そのほか町民の負担といたしましては、下水の工事完了後に受益者分担金及び供用開始後の下水道使用料などが予定されております。

次に、進捗状況でございます。現在、第1期事業認可区域を整備しております。これは蟹江町でございます。面的整備図で申しますと、公共下水道の蟹江町分は44%、それから県がやっております流域、これが全体の約45%、大体当初の計画どおりに順調に推移しておると解釈しております。

それから、事業を施行する担当部局といたしましては、今後、特に大きな不安材料は現時点ではございません。

以上でございます。

○3番 山田邦夫君

一般質問でこういう質問をしていいかと迷ったけれども、やらさせていただきます、大変、本当に漏らさずにご回答いただいて、ありがとうございます。しかし、傍聴者を含めて、非常に耳で聞いては理解しがたい構造でした。やむを得ないですね、町の財政ですから。それほどのことですので、そう簡単にはわからんから、町にお任せくださいというのが全国的なものでありまして、議員もそこらそこらにしている。その結果、町財政が破綻するということが全国でたくさん発生しておるわけです。時代の推移もありますが、やはりお互いに勉強しなきゃいけない。

ご回答の中で、本当に幾つかの追加質問をいたします。ひとつメモって、よろしくお願ひします。

まず、最初の健全度のところで、総体的に言えることは、現時点では蟹江町財政状況は総じて健全だと言えらる域にあると考えるとお答えであります。これは、お互いに類似団体とか、県内とか、比較で数値でやっておるわけです。しかし、国全体が700兆円の借金、地方が200兆円の借金で、もうこれは破産状態にあるわけです。ですから、各市町村がほとんどいかれ

ている。それを後世の世代に任すと。あるいは、現在、苦勞して運営するということでありますので、僕は比較して比較的いいという考え方は改めないといかん。これは企業経営を通じて切実に考えてきたことです。

例えば、トヨタがどうして生き残るか、日産がどうして間もなくだめになりそうか。こういうことは、財政の経営数字の比較じゃなくて、絶対的なものでいかないと、絶対的な評価をしないといけない。その点については、お答えしにくければ、笑って済まされる人もありますので、そういうふうに私は思います。

それから、2問目の広報をもう少し考えてほしいということにつきましては、今後、努めさせていただくとありますが、要するに町民にわかるように、そして町民と一緒に行政を、財政を考えていきたいという町長の方針もあります。私もそうすべきだと思います。そのためには、町民にどういうふうに分かっていただくかという全体の構想を立てておいて、そして先ほどの山田乙三議員の例じゃないですが、ほったらかしじゃなくて、計画的にやっていく。小出し小出しでやっていくんじゃないで、町民にはどうやって理解していただくかということをやっているっていただきたいというふうに思います。

それから、税の未納率、収納率の問題であります。一生懸命に広報に努めていただかれておりますが、4億2,000万円の未納税金がありますね。トータルでは91.5%の収納率だと。これ、前に国保税でも私は質問いたしました。全国とは言わないで、愛知県下、当時は数年前、88市町村で、最近ちょっと減ったと思いますが、愛知県下でどのくらいの市町村があって、蟹江町の収納率はどの辺の位置におるか。これはあらかじめお尋ねしましたが、質問状には出してありませんでしたので、お答えをいただきたいと思います。

それから、その次ですが、いわゆる公債、地方債、町債というものは、建設債と赤字債がありますが、大体建設債が7割、赤字債が3割だということがわかりました。建設債というのは、きのうも蟹江体育館の起工式がありましたが、7億円、8億円借りても、つくと、ここにそれだけの資産がぱちゅとできるわけですね。金が急になくなって、それを返せ返せと言われるのと違うんですが、赤字債というのは経常経費に食っていつてしまう。給料で払ったり、扶助費に使ったりしてなくなっちゃったのを、ああ、いろいろ細かく言えば違います。ですけれども、ほとんど後年度に、随分、10年20年後に譲るわけです。そういう意味で、僕は最近よく言われる複式簿記、企業経営簿記的な発想を地方公共自治体も考えないといかんのではないかということがありますが、そういうことはお考えになったことがあるのかどうか。今後やろうとされる気があるかどうか、お尋ねいたします。

それから、赤字債の件ですが、非常に聞きなれない減税補てん債とか臨時財政対策債というのが随分出てきました。これは、小泉内閣のもっと前の小渕さんとか、ああいうころから随分減税をしました、景気が悪くなってね。そうすると、町の収入も減ってくるんで、その分は起債して、地方債を発行して、何とかやっていってください。後で地方交付税やその他

で面倒見ますという、概略言うと、そういうことだったんです。ところが、最近、地方の財政は非常にいいという判定をしてきてですね、先ほど来あったように。地方交付税が来なくなってきているわけです。これは去年の3月に僕がこの議会で言いましたが、これは国がちょっと詐欺みたいなことをやっておるんじゃないか、ペテンじゃないかというふうに言いました。こういう現象が起きてないかどうか、ご意見を聞きたい。

それから、先ほど来、町債の繰上償還、高金利のものを繰上償還はできないんだと、簡単に言うてできないんだということがありますが、金の貸し借りで、どうやって借りているのか。証書借り入れしているんでないかと思うんです。幾ら幾ら借ります、どうやって返します。多少の条件が後ろに書いてありますが、本当は返せないという法律があるのかどうか。あったら教えてもらいたい。法律だったら、国で代議士にやってもらうよりしようがないですね。しかし、本当にそうかどうか。

(発言する声あり)

中村さんに聞いておりませんので、お願いします。

それから、返せないんだというだけじゃなく、もう少し契約内容を説明してもらいたい。

その次に、いろいろな高い金利の中には、いわゆる政府債、財政投融资資金、大蔵省のものとか、簡保とか、市町村共済とかありますが、政府資金というのは、以前の郵貯とか厚生年金の金だと思っんです。財政投融资。それが大蔵省へ行って貸してもらったと。金利がなかなか下げてもらえない。これ、いずれも間もなく民営化される気配があります。それでも縛られるのか。このことも含めて、どういう契約になっているのかお尋ねします。

それから……。

○議長 菊地 久君

山田議員、あと1分半でございます。

○3番 山田邦夫君

はい。

聞き捨てならないのは、市町村共済組合に至っては、全く繰上償還を認めていない。これは皆さんの共済ですね。厚生年金や国民年金は今、大打撃を受けて、企業年金も廃止しているところがありますが、自分たちの金は返させないようにして、年金を維持しようというのは、まさにちょっとやり切れんですが、どうお考えでしょうか。

それから、下水道のことにつきましては、私が実は誘導質問をしたのにひっかかっておるわけですが、当初のもくろみが狂ってくる不安要件はないかと言いましたら、財政のご担当の総務部長は、不交付団体になった場合は、全額一般財源で対応していくことが必要になる。これは、今の三位一体の小泉内閣のやられていることと同じことが起きますよ。大変な、100何十億円の起債をしておいて、それが来ないようになったら、ちょっと大変なんで、その点はどうお考えか。

最後に、各ご答弁いただいた上で、町長にご所見をいただきたいと思います。

○議長 菊地 久君

再質問と答弁漏れ等と含めて、ご答弁される方、簡単明瞭に言ってください。

○総務部長 坂井正善君

非常に多岐にわたって、また数も一応9件ほどいただいております。簡潔に答弁をさせていただきます。

まず1つ目ですが、冒頭、最初の財政の健全度についてでございますが、これについて、他の自治体または市町村の平均と比較して云々という話でございますけれども、やはりあくまでも今回、一応答弁をさせていただいた中で、これは指標という格好で、この指標というのが、いわゆる物事の判断をしたりするためのこれは一応裁量的なものになるわけでございますので、私の方から5点ほど申し上げて、一応、良好な域に入っておるということで答弁をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それから、2点目ではありますが、広報の登載方法につきましては、これも答弁の中で申し上げました。その中で、今後は一応研究をさせていただく。この研究をさせていただくというのは、今後は財政要望も含めて、またそれに加えて広報の登載スペースの事情を考えて、研究をさせていただくということで、ひとつご理解のほどをお願いを申し上げます。

それから、3点目ではありますが、町の未納について、県下の順位はどうだということですが、非常にこれは残念ながら、私どもはこれは資料としては持ってございませんが、17年度分で見ますと、県下55位というような順位になっているということでございます。

それから、4点目の……。

(「何町村で55位ですか」の声あり)

64です。

続いて、4点目ではありますが、複式的な一応手法の考え、これは基金の運用等でございますが、これにつきましては、やはり民間は実施しているというふうに思っておりますけれども、自治体等につきましては、こういった運用については制限があるというようなこともありますので、今後研究していきたい、こんなふうに思っております。

それから、5点目ではありますが、赤字債の交付税がなくなったということですが、こういったことも、一応今後十分頭の中に入れて、それも当然シミュレーションの中で一応考慮して、考えていきたいというふうに思っております。

それから、6点目ではありますが、繰上償還の関係で、どうして返せないか、またこれは7番目の政府資金の関係、それから8番目で市町村共済の関係もあわせてご質問をちょうだいいただきました。

これにつきましては、特にそれぞれのそういった団体によって、一応、特にここで一番市町村共済のことがあるわけでございますけれども、これにつきましては、証書貸し付けによ

る地方債の引き受けに関する事務取扱要綱という中で、その中で、一応繰上償還というような項目があるわけで、先ほど私、答弁の中でも若干触れましたけれども、起債団体は、理事長が特に事情があると認めたとき、これは特種な場合でございます、特に繰上償還をする場合につきましては、建物の消滅や組合を脱退した場合に限られるというような厳しい要件があるわけでございまして、これは私は市町村共済について、一つ例を申し上げました。

また、政府資金につきましても、非常にそういった剰余金等の財源をし、いわゆる財政の健全化を図るために、一応繰上償還云々ということがございますけれども、これにつきましても、一応現行のいわゆる長期固定金利制度の下では、既設のいわゆる起債については、繰上償還に応ずることができない云々というふうなことで、これにつきましても、こういった事務的な要領の中で、一応そういった制限があるわけでございますので、ひとつよろしくご理解のほどをお願いを申し上げます。

（「民営化になったらどうなると思われませんか」の声あり）

それはその時点で考えさせていただきたいと私どもは思っております。

以上であります、あとよろしかったでしょうか。

○議長 菊地 久君

答弁は終わりました。質問者はあと2秒でございます。何か再質問ありましたら、言ってください。ありませんか。

○3番 山田邦夫君

町長のご答弁を要望します。

○議長 菊地 久君

どうされますか、町長は。答弁しますか。

○町長 横江淳一君

それでは、お答えをいたしたいと思えます。

的確なお答えになるかならないかは、大変申しわけございませんが、一生懸命答弁をさせていただきますつもりであります。

議員は、議員生活12年、決算報告もすべて熟知してみえると私は認識をいたしております。平成17年のこの決算報告の中身の説明を事細かく今回実はさせていただきました。そして、広報のあり方、そして住民に対しての周知徹底の仕方が不備であったことにつきましては、これはもうできる限り皆様方に周知をしたい、これは私の気持ちは変わりはありません。

そんな中で、まず一番大きな問題は、蟹江町は健全財政を堅持できるのかということであります。

私が町長に就任して、平成17年4月であります。私も山田議員と同じく、平成7年に議会に出させていただきました。私なりに勉強させていただき、蟹江町の収支状況も勉強させていただきました。すべてこれは完璧ではないまでも、ある程度の流れは読めたつもりであり

ますが、小泉政権のもとで、いわゆる皆さんが言う三位一体政策、3兆円の税源移譲等々が終結したと言っております。そんな中で、地方交付税の減税、それから減額、それから補助金の減額等々で大変苦しめられていると言ったらいいのか、苦しい状況に置かれている市町村は多いというふうに思っております。

そんな中で、蟹江町は幸いながら、今までの確かに起債残高はございますが、しかし、財政シミュレーションを描いた、ただし、この財政シミュレーションも、今までの状態が変わらないという大前提に立つわけであります。それによって、大まかには平成21年度くらいには10億円近くの歳入不足に陥るのではないかと、プラスマイナスが出るのではないかとというシミュレーションを描かせていただきました。これがすべて全く正確な数字かどうかということにつきましては、論議になるころではあります。

そんな中で、今回、本当にたくさんの質問をいただきました。的確に答えさせてはいただいておりますが、総括ということで私がしゃべらせていただいているわけでありませけれども、まず蟹江町の運営にとって、例えばさっき言いました臨時対策債が必要であるのか。7年間で30億円も出すんだったら、40億円のある貯金を崩せばいいのではないかと、こういうご議論もいただきましたが、しかし、先ほど来、財政力指数という言葉がありました。そんな中で、もしも国からの交付税が全くゼロ、今でも4,000万円ですから、ゼロに近いんですけれども、皆様方の税金を頼りにして、自主財源だけで補っていかなければならない状況になったときに、やはり一般財源の基金、これは大変必要であります。

そんな中で、今、議員持っておみえになると思いますが、11ありました基金の中で、目的によって使えない基金もあることは事実であります。これは、中で2つか3つは統合して、ひょっとすると一般財源として使用できるものがあるのではないかと。この勉強は、これはさせていかなければならないと思っております。

これは蟹江町の条例の縛りでありますので、これは皆さんとまたご協議を賜り、やっていきたいというふうに思っておりますが、一番大きな金額であります下水道基金、先ほど来部長も答えておられますが、この下水道基金に到りましては、どういう状況に陥るかわかりません。そんな中で、今、12億円という、全体計画からいけば1割にも満たないような基金であります。今現在、基金を積むのは非常に難しい状態であるというのは議員もご承知のとおりであります。利子分ぐらいしか今は積むことができません。

そんな中で、例えば利子より利用ができない福祉基金だとか、それから減債基金だとか、いろいろな細かい基金に分かれております。これも、またゆくりお話をさせていただきますが、例えば環境整備基金だとか土地開発基金、これももう土地開発公社のあれではありませんけれども、これについても、もう流用ができないわけではないわけではありますけれども、一般会計にもうこれ、入っておりますので、今度一般会計から返してもらわなきゃいかん。そうすると、一般会計の財源がなくなりますね。ご存じだと思いますが。そういうのもすべて精査

をしなきゃならない。この作業は、早急に私、やりたいというふうに思っております。それが一般会計のプラスになるようでしたら、当然それで運営をしていかなきゃならないと思いますが、しかし、今まで借りております起債の中で、7.6%以下のものがまだ全体の1%を占めております。2.6%以下が91.6%。これはもう成果表に載っております。これを住民の方にご説明いただければ、あっ、そうなんだと。

では、これを返すにはどうしたらいいのか。このことにつきましても、先般、財務省の方が町にお見えになりました。何とかこれをしてくれないかということをお頼みしたんですが、政府の財政投融资計画、それから財政計画の中にどうしてもこれは繰り入れてあるものだから、軽々には難しい。しかしながら、この先、検討する余地はあるようなニュアンス、「します」とは言いませんよ。そういうニュアンスでお答えにはなりましたが、抜本的な解決にはなっておりません。

住民の皆様方がこれを見て、貯金の金利は少なく、借金の金利は莫大的に多い。これを何とかせい。もうよくわかります。我々も、できる範囲の努力はさせていただきますし、もう少しわかりやすい説明をしたいと思うんですが、いかんせん行政用語というのは非常に難しゅうございます。この私の答弁だけでは、全くご理解いただけないかもわかりませんが、しかし、蟹江町の一般財源である固定資産税、地方税、これを我々で健全に徴収をし、先ほど来言いました91.5%、年々徴収率も下がっておりますが、収納課の充実、そして職員の意識改革も含めてこれからはやっていきたい。今、それをやっている最中であります。

もう一つ、例えば定率減税の廃止等々も含めまして、所得税に出す割合が住民税に取ってかわってしまいました。即収納率が我々の蟹江町の財政にかかわってくる状況であるということは議員もご承知だというふうに思いますし、我々職員も同一の見解であります。

今後は、健全な財政を目指し、なおかつ住民の負託にこたえるようないろいろな施策も待っております。そんな中で、一定の貯金を少しずつ取り壊しつつ、行政改革を、若干の痛みが伴うかもわかりません。傷みという言葉は僕、余り好きじゃありませんが、皆さんと一緒にしまして、蟹江町の健全財政を堅持していきたい。そんな中で、何もしないわけにはまありません。やはり福祉の問題、そして耐震の問題もまだ24年まで続きます。そんな中で、できるだけ国の資金、それから県の資金、補助金を有効に活用しながら、蟹江町の財源を保持しつつ、今後も進めてまいりたい、これが私の基本的な考えでありますので、どうぞよろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長 菊地 久君

あと2秒です。どうぞ。

○3番 山田邦夫君

2秒とはまいませんが、誤差の範囲で30秒以内でお願いします。

収納率が64団体で55番目というのは、想像はしておったんですが、マラソンでいうと、64人走って、最後尾の集団におるという感じです。収納率は前から私は言っておりますが、ご努力いただいておりますけれども、本当に心して収納に努力してほしい。

それから、大変難題に対しまして丁重なるご回答をいただきまして、ありがとうございました。お礼申し上げます。

○議長 菊地 久君

これにて休憩に入りたいと思います。

(午前 11時45分)

○議長 菊地 久君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長 菊地 久君

大河内水道部次長より、午後から葬儀のため退席したい旨の申し出がありましたので、許可をいたしました。

質問4番 小原喜一郎君の1問目「町の財政状況と行政改革実施計画を問う」を許可いたします。

○7番 小原喜一郎君

7番 日本共産党の小原喜一郎でございます。

大変うれしいことは、蟹江町の財政問題に関心を持っていただいて、質問が大分多くなってきたということでもあります。やっとならぬ従来からの私の主張といえますか、非常に大事な点を言ってきたわけでありましてけれども、認めていただいたのかなと、これも選挙のおかげだなと、こんなことを思いながら、質問をさせていただきたいと思うわけでもあります。

まず第1に、「町の財政状況と行政改革実施計画を問う」という表題でございます。

今、貧困と格差が広がっているということをよく耳にします。しかし、具体的にはなかなかわかりにくいことですが、ちょっと私はそれを具体的にしてみたいなというふうに思うんです。私が皆さんにお配りした資料をごらんになっていただきたいと思うんです。この資料のB4の大きい方ですね。これを見ていただくと、資料の1は、それぞれの所得階層の分布を示した表です。それから、2は正規労働者とパートタイマー、アルバイト、派遣労働者等の推移を示したグラフであります。3番目は、二次計数という表がありますが、これはちょっと後で説明いたしますけれども、厚労省から3年ごとに発表される数字でございます。資料4は、給与階級の分布をあらわしています。資料5は、貯蓄残高ゼロ世帯の推移がウナギ登りに上がっている状況をグラフで示したものでございます。これを参考にしながら、聞いていただきたいと思うのであります。

まず最初に、この資料3の二次計数についてちょっと説明を申し上げておきたいと思うん

ですが、二次計数の年次推移というこの表は、厚労省が3年ごとに発表しているデータですが、二次計数はゼロから1の数値で示されて、ゼロに近いほど所得が平等に分配されている数値をあらわすものであります。1に近いほど不平等に分配されているということを意味しているわけでございます。

これをごらんになっていただきますと、年々1に近づいておるわけで、最近では0.50以上になっているわけでありますが、こんな0.50以上に所得格差が広がっている国というのは、日本のほかにはアメリカしかありません。主要工業国では日本とアメリカだけであります。しかも、日本の場合は、最近急激にこのことが大きな問題になりまして、また多く言われるようになったということが特徴ではないかというふうに思うのであります。

また、資料1、2、4、5を見ていただくと、正規労働者が激減していること、それから対照的に2番目にパート、アルバイト、派遣労働者が激増しているということ、貯蓄残高ゼロ世帯も激増しているという特徴があるということであります。

もう一つの点でいえば、年金所得者の収入階層区分の状況を見てみますと、ここ数年間の相次ぐ年金改悪で、年金収入は200万円以下の階層が圧倒的に多くなっている。こういう状況になっているのではないかと思うのであります。

その上で、国はかねてからの三位一体改革、これは国から地方への地方交付税の削減ですね、2つ目に国庫補助金負担金の削減、そのかわりに税源移譲をやりましょう、これが三位一体改革だと、こう言ってきておったわけでありますが、前2つのことを推進するかわりに、税源移譲というものが今年の6月に住民税の増税ということで、つまり政府の言ってきた税財源保障は、住民にかわって行わせるというようなことをやってしまったわけでありまして、しかも、従来の税率5%、10%、13%を、10%一律にしてしまった。ということは、つまり5%の人は10%に引き上げられた。13%の人は10%に引き下げられた、こういう結果になりまして、まさに低所得層が増税で大変いじめられる結果になっているという、こういうことが言えるというふうに思うのであります。

その上で、さらに定率減税の全廃であります。ことしが最後の年でありまして、この6月実施ですね。既に行われている老年者控除の廃止、公的年金等控除の廃止、高齢者の住民税非課税措置の廃止で、特に高齢者の暮らしが大変になっているということも特徴であります。

ここにこそ貧困と格差が広がっている実態があるというふうに思うわけでありましてけれども、今、この貧困と格差を是正することが、まさにこれは政治的な課題、国といえども、地方自治体といえども、課題ではないかと私は思うのでございます。その点で、この行財政改革を、特にもうずっと数回取り上げてきておるわけでありまして、

私は、もう日本共産党の政策や要求は、ここにこそ根拠があるわけでありまして、このような状態を打開する上での地方自治体としての果たせる領域と申しますか、あるいは実施することができる点と申しますか、この点を私がこれから要求する内容のものであるというこ

とであります。したがって、財源は蟹江町ありますよということの確認をする意味で、本質問を行うというふうに思っていたら幸いではないかと思うのであります。

そこで、蟹江町にそれにこたえる財政的な保障があるのかなのか。私は、町の17年度決算、19年度予算で具体化された繰越金や基金などを参考にしながら、その財政的裏づけを確認する上で、この実態を明らかにするものであります。

そのまず第1であります。最初に町の財政状況の現状を確認いたしたいと思うのであります。

細かな点は、もう前に何度か申上げておりますので、言いませんけれども、また先ほどの山田議員の質問の中でも具体的な答弁がありましたので、言いませんけれども、ざっと言いますと、基金プラス繰越金で43億円、これ、約ですね。財政力指数は、先ほどの答弁では0.94でございました。これは17年度ですから、今年度、つまり18年度では0.97になっているというふうに思うんですね。0.97になることによって、今まで全国1,840前後の自治体になっていると思うんです。合併がこの4月実施のところもありますので、若干の変化があるかというふうに思うんですけれども、1,840前後の自治体の中で165番目前後、ひよっとしたら財政力指数が0.97になったので、もっと上がって、165以下になっていると思うわけがありますけれども、ちなみに紹介しますと、全国でトップは飛島村ですね、やっぱり。ベストテンには愛知県が圧倒的に入っているわけですね。しかし、まさに1,840前後の自治体の中で165番目ですから、極めて良好な財政力指数と。

財政力指数だけを見ておつては、本当に健全かどうかといことはわかりませんので、先ほど総務部長は5点にわたって答弁があったというふうに思うわけでありまして、私は、総務部長の答弁の中にはありませんでしたけれども、もう一つの指標を指摘したいと思うんです。それは、蟹江町は他の自治体に比べて自主財源の中心となる住民税の一般会計に占める割合が50%を超えているということでありまして。これは、まさに健全どころか、自由に使えるお金がこれだけあるわけですから、その意味では、健全だということをおっしゃりたいと思うのであります。

それから、実質公債費比率の先ほど総務部長から答弁がありました。4.8%であります。この実質公債費比率というのは、これは前回、資料を皆さんにお手元へお配りしたというふうに思うんですけれども、最高が北海道の歌志内市という市でございまして、40.5%です。危ないと先ほど総務部長が言われた18%以上の自治体が圧倒的であります。だから、こういう中でも、横浜ごときは、さらにアメリカの認定会社に、いや、健全ですよということをおっしゃって認してもらって、横浜は23.0%ですからね。その横浜は、そしてどういうことをやっているかという、市民の皆さんに公債を発行して、借金をして、それで積極的な住民、市民に対する施策をやろうと、こういう意欲があるわけですね。

だから、自治体によって違いますけれども、しかし、蟹江町の場合でいえば、最高40.6%

で、安全のところは25%、警告というのが18%の中で、4.8%ですから、これは本当に財政力がいいわけですよ。そういうふうに言っているのではないかと私は思うんですけども、この点について、町長の、室長が答えるんですか。私は町長を指名しておりますので、町長にできれば答えていただくとありがたいなと思うわけでありまして、伺いたいと思うのであります。

2つ目でございますけれども、なるほど17年度で地方交付税は2億2,000万円まで削られてしまいましたですね。それでも、その結果としてですよ、今までお出しになったいろいろな指標があるわけですよ。ここまで、平成12年度では12億円あった交付税が、2億2,000万円まで削られた。なおかつ、それでもなおかつ、蟹江町の財政状況は、結果として先ほどおっしゃられた内容になっているということですね。

あわせてですよ、税源移譲で今年の6月、ことし6月実施で大変な増税で、町としてはしっかり税金が入ってくる。その上、定率減税の廃止。それから、先ほど申し上げました3つの控除の廃止ですね。これは3年に分けて具体化するということで、ことしが最後になるわけですよ。特に、高齢者非課税限度額なんていうのは、ことし最後になるわけです。これがこの6月に完全な実施になる。このことによって、またこれ増税なんですから、しっかりお金が入ってくる。こういうことを加えてみますと、大変な財政状況に、良好な財政状況になるのではないかとということもあわせて確認しておきたいのであります。

3つ目でございますが、これは町長は去る3月の定例議会の私の代表質問の中で、いや、なるほど小原さんのおっしゃるとおり、ある程度とおっしゃいましたけれども、蟹江町は財政的にいい方ですと、こういう答弁でありました。しかし、下水道が大変ですとおっしゃられました。そこで、下水道について承りたいのでございます。

私のお配りした資料ですね、もう一つの小さな下水道の計画についての表をごらんになっていただきたいと思うんです。

先ほど、産業建設部長からの答弁がありましたんですけども、繰り返しますと、少し数字が違っていましたのを、繰り返して申し上げたいと思うんです。

この資金計画、事業内容の表の最後の4段、これは資金計画ですよ。先ほど建設部長の答弁にもありましたように、流域下水道の県施行分と蟹江町の公共下水道、つまり蟹江町内分とに分けて、右と左に分けてございます。左側の県の施設の中で、国・県の補助金はもちろん、県内のことですから、これは空欄でありますね。起債で蟹江町の持ち分が23億9,700万円ですね。それから、町費、単独一般会計から繰り出す町費、これは4億8,800万円ですね。これが県の工事の具体的な資金計画であります。

それから、蟹江町内の公共下水道の資金計画というのは、国庫補助金が102億5,320万円ですね。それから、起債が134億9,360万円、それから町費が14億5,320万円で、合計、先ほど建設部長がおっしゃられた252億円になるわけですね。

そこで、町長言うどこが問題かという点を探ってみたいと思うわけではありますが、町が単独で負担しなければならない県の4億8,800万円と町内の14億5,320万円、これ、プラスして19億円ちょっとでございますね。そのうち、しかも12億円以上基金に積み上げてある。残りの6億円くらいを、これ、3年度で払うわけじゃなくて、何年かに分けて払っていくということになるわけですよ。そうすると、ここでは問題はないじゃないかと、こう思うわけがあります。

さて、それで気になるのは起債であります。起債23億9,700万円と134億9,300万円ということになるわけではありますが、この合計額を払っていくのは、これは大変だなということは思いますよね。ただ、私は、あなた方がよく、私ども、例えば水道会計に一定の補助金を出して、水道料金値上げするのをやめよとか言いますと、水道会計は独立採算でございますということをよく言いますね。下水道会計もそういうことがうたわれています。独立採算でございますと。つまり、この起債の借金の部分は、これから入ってくる皆さんの分担金や使用料の中から、40何年かに分けて、分割して支払いをしていく、いわば住宅ローンみたいなもんだと、こういうことになるわけで、独立採算を前提とすると、町の一般会計に照らしてみても、下水道が大変になるということは言えんなど、こう思うわけがあります。

そこで、町長がおっしゃるのは、どこに大変なのが、下水道の場合でいいますと、大変な状況があるのかということをお私、確認の意味で伺いたいわけがあります。

それから、質問の4番目になるわけでもありますけれども、行政改革について、町長は公約の第一に掲げています。19年度は行革元年だとおっしゃって、ますます推進にエスカレーターをかけるというか、そういうご発言をされているわけでもあります。なぜそんなにしゃかりきになって住民の痛みを、私、これへ書き出してみました。住民の皆さんが痛みを感じず改革の内容が幾つ、何項目あるかなということを書き出してみたいんですよ。そうすると、42項目ありました。

それで、具体的にこれ、時間がありませんので申し上げますよ。代表質問では、例として4つ、5つ挙げましたけれども、きょうは挙げずにおきます。42項目ありました。こんな時期に、つまり先ほどの最初に申し上げました給与水準の引き下げや、あるいはパート労働者、アルバイト、あるいは派遣労働者が激増しておる。勤労者の賃金もどんどん減らされておるといふ、年金暮らしの皆さんも、相次ぐ年金の改悪で大変な状況になっているというこうした中で、むしろ暮らし支援の施策を強めなきゃならんというときに、痛みを押しつける改革をなぜやらなきゃならないか。このことを私は非常に従来から疑問に思っているわけがあります。それほどまでにしておやりになる理由、あるいは将来的な展望をできればお示しいただきたいと思うんです。行政改革は何のためにおやりになるのか。

ちなみに、私、政府と財界のこの行政改革をやる目標、展望をどう言っているかということをおちょっと紹介したいと思うんです。政府と財界は、21世紀の戦略的な展望を定め、大枠

では、それに沿った政策ですね、この具体化を小泉内閣以来進めているということであり
ます。

そこで、問題になるのは、財政諮問会議の財界の代表でもありました奥田ビジョンであり
ます。2025年までを展望して、1つは、年金で5.5兆円、医療で7.5兆円の抑制をしても、3
番目に、なお消費税を16ないし18%への引き上げが必要という提言ですね。奥田ビジョ
ンです、これが。提言。これを、しかし、小泉さんはまともに受けました。4番目であり
ますが、自助努力の社会保障制度などとともに、まずは民間でできることは官は行わ
ないという基本理念を徹底する必要がある。5番目、官と民、国と地方の役割を根本
から見直し、個人や企業が多様な選択のできる舞台づくりを行う必要がある。こ
ういうビジョンを出して、おおむねこれに沿って政府は構造改革を具体化してきて
おるわけでございます。この間に幾つかの構造改革のための法例が制定されました。

しかし、蟹江町の場合は、これをそのまま受けて、財界の思うようなまちづくりを
やりま
すよと。それに向けて財政、行政改革をやっているのか。そうではなくて、町長
自身がお示
しいただける将来の蟹江町の展望、姿を示していただけるかどうか、この点につ
いて伺いた
いと思うのであります。

以上でございます。

○総務部長 坂井正善君

それでは、私の方から、大きい質問の1番、2番についてご答弁をさせていただきます
ので、よろしくお願いをいたします。

まず、1つ目のご質問でございます。これについては、財政力指数が例えば0.97、また
実質公債費比率4.8%など4項目ほど挙げられ、そういった観点から、極めて良好な
財政状況
である。この点は認めるかどうか、こういうご質問でございます。

この点につきましては、先ほど山田邦夫議員の質問に対してお答えをさせていた
だきまし
が、現時点では、繰り返すようでございますけれども、財政状況は健全と言える域
にあると考
えているということでご理解を賜りたいというふうに思います。

それから、2つ目のご質問でございます。税源移譲と、それから定率減税廃止など
の増税
となり、一層よい財政状況になるのではないかと、こういったご質問でございま
した。

これにつきましては、議員もご存じのとおり、16年度から3年間で行われた三位
一体改
革による影響額でございますけれども、まず1点目でございますが、国庫補助負
担金改
革による影響額、これが実際には1億6,793万4,000円ほどの一応減になって
おります。それから、税源移譲等による影響額、これが所得譲与税等、交付金
等の関
係でございますが、これは反対に3億6,888万4,000円、こんな程度の一
応増収
があったということでありまして、反面、3点目の交付税改革、これによる影
響額
でございますけれども、これはご承知のとおり、地方交付税、それから臨時財
政対
策債等の減というふうなこともございまして、これが非常に大きな

金額を占めておるわけで、これが7億1,000万円ほどの一応減収になっておるということであります。こういったものを総体的に差し引きしますと、全体的には5億円強ほどの減収になっておるというのが、この3年間での一応三位一体改革による影響額であります。

ですから、こういったことを一応結論的に申し上げますと、三位一体改革が終了した時点で、19年度とその前年度である18年度の当初予算ベースで比較をした場合、主な歳入でございます町税は、これはもう予算書に登載のとおり、4億2,000万円ほどの一応増収があるわけでございますが、一方では、地方譲与税とか、また地方交付税、それから臨時対策債とか、こういったものがすべて一応減になっておるわけございまして、こういったものを総体的に差し引きしますと、1億円ほどの一応減になるということでもあります。

しかしながら、こういったことで、先ほどの5億円と、それからまた今言いました歳入の一応1億円ほどのそういったものをすべて合わせますと、実際には現実の不足額というのが4億5,000万円ほどの一応減になっておるというのが現状でありますし、なお、三位一体改革の前年である平成15年度と比較をいたしますと、三位一体改革による影響額というのは、先ほど5億円と、それから今言いました4億5,000万円ほどを合わせると、9億6,000万円ほどの一応減になるというのが現状でございますので、よろしくご理解のほどをお願いをいたしたいというふうに思っておるわけでございます。

その中で、臨時財政対策債が起債ができるのは、本来は18年度で終わるのが、3カ年一応延長になりまして、平成21年度まで一応この起債の借り入れができるということになっております。また、臨時財政対策債の元利償還金相当額については、交付税算定上は算入されておりますが、これとて、不交付団体になれば、減税の補てんは行われません。今後、不交付団体になることを考慮し、また臨時財政対策債の起債が、一応借り入れができなくなることを考えますと、今年度、示してございます改革元年と申し上げておりますけれども、こういったことを踏まえて、行財政改革をさらに推進していく必要があるということと考えておるわけでございますので、よろしくご理解のほどをお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。

○産業建設部長 河瀬広幸君

それでは、小原議員から質問をいただきました3番目の公共下水道事業の財政計画、町の財政状況を踏まえた公共下水道事業の財政計画、これについてのご質問でございます。

大きく分けますと、2つぐらいに分けられると思います。町長は3月定例議会で下水道は大変だと言っておる。その大変な状況についてどうだということでございますが、まず1番目の流域下水と公共下水を合わせた町の負担分、約19億4,000万円、これ、小原さんがおっしゃってみえます数字でございますが、これが現在の下水道事業基金に12億7,000万円が積み立てをしてありますと。この差額を見ると、6億7,000万円。この6億7,000万円が実質の一般会計の負担分ではないかと。しかし、事業年度が長いので、分割にすれば、そんなに超

過負担にはならないかというようにお話でございます。

確かに、17年度末に12億7,000万円の基金がございますが、これはそもそも基金の積み立ての目的が、将来にわたって下水道の健全な財政を維持していくために積み立てられてあります。ですから、長いスパンで物を考えてみたいと思います。それと、その使途は、やっぱり30年、40年になりますと、非常に事業も大きいものになりますし、また不測の事態が発生するおそれもあります。そういったときのための積み立てでございますので、小原さんの理論からいきますと、即13億円をおろしまして、19億円に充当すれば、差し引き6億円という話にはならないと思いますので、基金はきちんと目的を持って積み立てておりますので、これは長いスパンで基金の運用は考えていきたいというふうに考えております。

それから、起債につきましては、確かに総額約158億円ほどの起債が発生するわけですが、公営企業の水道と同じように、独立採算だから、それは使用料から払っていけばいいんじゃないかという理論でございますが、ただ、この下水道使用料は、基本的には使用者が下水道管に接続するれば、当然発生してくるわけですが、この財源は、主に下水道施設の維持管理費用に充てるというのが基本でございます。ですから、建設費に充てるものは維持的な要素でございます。まず将来起こるべき下水道維持管理費用に使用料を充てるというのが主眼でございますので、大部分としては、下水道の建設費に充てるものではございません。

ただ、受益者負担につきましては、これはそもそも目的が建設費に充てますので、当然、建設費充当分の受益者負担金の設定は考えていかなければならないと思っております。

実際に使用料の設定の考えでございますけれども、起債の償還費、かなり大きくなりますが、確かに使用料の負担金は取れませんので、町からの当然不足まい、一般会計の繰り入れもお願いをしなきゃならないと考えています。

特に、下水道の供用開始が始まったときには、やっぱり供用率というのが非常に少のうございます。努力はいたしますが、かなり低い状況が想定されます。となりますと、下水道としての自主財源、なかなかたくさん数えるわけにいきませんので、当分の間、お世話をいただくことになると思いますので、それも踏まえまして、体質が非常に脆弱でありますので、基金も積み立てしながら、しっかりとした財政基盤を築いていきたいという考えでございます。

以上でございます。

○行政改革推進室長 飯田晴雄君

それでは、4番目のご質問にお答えしたいと思います。

行政改革実施計画と政策との関連を問われております。

町長は、決して奥田ビジョンを指示しているものではありません。あくまでも協働を思想に、他の施策とあわせて確実に行革を進めているところであります。

19年の3月に公表いたしました行政改革実施計画は、18年度に全体を見直して、その結果といたしまして、15億円強の削減計画を打ち出しております。その中で一番ウエートの重いのが、職員の人員削減、時間外の抑制、特別職の廃止、議員定数の削減で、これは全体改革の65%に当たります。その中で、79%は職員の削減によるものであります。時間外削減は11%、議員削減は10%になります。

それから、小原議員がおっしゃいます住民に直接関係する事務事業の見直しにつきましては、全体改革の33%に当たると思います。その中で、事務事業の整理合理化が79%、補助金等の整理合理化が21%であります。また、受益者負担の適正化につきましては、全体改革の4%に当たると思います。

特に、補助金等につきましては、昨年の実施計画よりも1,600万円強の削減を見合えました。それから、改革を実施する段階には、当然ながら各課も踏まえてですけども、関係者との話し合いを十分いたしまして、協働の思想で進めていくのが現状であります。

平成19年度の改革元年には、観光、環境、改革の3Kを政策に町長は掲げております。改革を進めつつある中でも、1番目に、町の活性化の一つである観光施策を1番目に挙げております。それから、2番目に、ごみ対策を重点とした住みやすい環境づくりを進めるということで、環境のKであります。それから、改革は3番目の位置づけであります。

このことから、議員が問われる住民に痛みを押しつけるのではなく、納得していただいた上で実施しているのが現状だにご理解賜りたいと思いますし、健全財政を維持することを重点に置いている行政改革でありますので、他市町村に比較して例のない行革であるとは考えておりませんので、ご理解のほどよろしく願いいたしたいと思っております。

以上です。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございますが、坂井総務部長、あなたの答弁について、少し反論を申し上げたいというふうに思うわけであります。

あなたのおっしゃるには、三位一体改革の中で、とりわけ補助金、負担金、そして地方交付税の削減、これが響いていますよという大筋の内容だったというふうに思うんですけども、私は最初の質問で申し上げました。そういうものも淘汰した上で、今日のこの財政状況があるのではないかと。つまり、0.97という財政力指数にまで到達しておる財政力があるのではないかと。

それを裏づける上でちょっと申し上げますと、例えば基金、見てみますよ。12年度からずっとどんどんと年々ふえていますよ、基金は。12年度29億7,127万円、13年度35億8,497万1,000円、14年度40億7,804万1,000円、15年度42億3,168万円、16年度、少し減って41億697万円、17年度40億8,200万円。減っても、せいぜい1億円程度で、ずっと高い水準、しかも12年から15年までは急激に上昇しているという基金の状況になっていますよね。今日、これは

私が出したのは17年度決算まででありますから、18年度、19年度でどうなるかということがあります。

それから、もう一つはですよ、15年度からは毎年度末に5億円、6億円という財政調整基金への積み立てをやって、一般会計の赤字を演出した。これは、ひょっとしたらですよ、赤字補てん債獲得のためにそうしたのではないかなと私は思っておるんですけども、しかし、実際には黒字なんですよ、実際には。財政調整基金へ積んだから、一般会計は赤字に見えるだけの話で、黒字なんですよ。こういうのがこの15年度から3年間続いていますよね。毎年同じことをおやりになっておるわけですよ。これは、裕福でないと、財政的に余裕がないと、こんな芸当はできませんよ。こういうことが言えると思うんですね。

ですから、私は、先ほど総務部長が答弁したように、そのことが今日の財政に大変響いておって、これかも大変ということは言えるものではないと思うんですけども、いかがですか。

それから、河瀬建設部長、あなたの答弁は、それは確かにそうですけれども、いいですか。あなた方自身がですよ、あなたが答弁したとは言わない。当局自身が、例えば水道料金の値上げに対して、私ども従来、一般会計からでも助けて、何とか値上げを食いとめるべきだという主張をしてきたときに、皆さんは独立採算だということを盾にされました。それでは、あえて今回は、あなた方のご発言はですよ、逆手にとるわけじゃありませんけれども、逆に申し上げているわけですよ。独立採算ですよと。もしここで独立採算じゃなくて、一般会計からも繰り入れますよというということで、水道会計も同じことが言えるようになりますよね。来年、水道会計は値上げするそうですけれども、同じことが言えるようになりますよね。そのことが果たしていいんですか。

当初の私は資金計画の際に、あの当時は何課でしたかね、佐野課長に質問をしました。そういうことはいいのかということを経にその当時、私は質問しておったんだよね。大変ですよということを。だけれども、いや、できるということが答弁、当時ありましたんですけども、今、この計画を見ただけでも、表面はやっていけるようになっているわけですよ。だから、その点で、例えば最低限、町費からこのくらいの援助を得られないと、将来大変ですよという目安を、もしあなたがおっしゃるんなら、それは示さなきゃいかん。そう思いますが、いかがですか。

最低限、このくらいは一般会計からの援助を得られないと、水道は、下水道は大変ですよということを描かないと、町長がおっしゃる大変ですよ、大変ですよって、どこだか見えてこない。じゃないですか。その辺を私はお示しいただきたいというわけなんですよ。

それから、推進室長、私は申し上げたいんですけども、行政改革というのは、先ほどあなたおっしゃるように、単に職員を減らしました。賃金カットもやりました。残業も減らす。大変な努力だ、私に言わせると。本当に努力されたというふうに思います。そのことが往々

に今日の財政的な内容をつくり上げていることも事実だと思います。しかし、そういうご努力があって、今日この財政状況が生まれたわけですね。

そこで、将来を見通した場合に、今の税源移譲や増税分の入ってくる税金、新たな税金、これらを勘案すると、私ども日本共産党は、これを認めているわけじゃないんです。増税やるなど、こう言って今、国に対しても要求運動、署名運動をやっています。しかし、現実には入ってくるわけですから、申し上げるわけですが、こういう財政状況になるのではないかとすれば、住民の皆さんには痛みではなくて、もっと隅々に至る皆さんへの暮らしの……。

○議長 菊地 久君

小原議員、あと1分でございますので。

○7番 小原喜一郎君

はい。

暮らしの支援、あるいは福祉を守ることに力を注ぐ必要があるのではないかと。それも構造改革の一つであると思うんですけども、その点はいかがでしょう。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

財政面でちょっと細かいお話になりましたので、私の方から実務的なお話をさせていただきます。

まず、基金の方に積み立てが毎年5億円あるではないかということで、たくさんふえておるといってお話をいただきました。

先ほどお話し差し上げましたけれども、7年間に確かに35億円崩ささせていただいた。ただし、38億円の積み金がございますということで、この差額は2億8,000万円ほどでございます。ですから、おっしゃるほど、申しわけございません、私どももため込めませんので、もっとため込んでおれば、そういった状況をつくれたかとも思うんですけども、これは、今おっしゃられたのは、取り崩しの方をちょっと見ていただかなかったということがございますので、そのあたりは差し引きでございますので、申しわけございません……。

(発言する声あり)

ええ。状況でございます。はい。

それから、もう一つは、赤字債という、物すごく嫌な言葉で、私は赤字債とは言いません。必要な起債をさせていただいたと思っております。現実には、今までの施策に必要なものを、34億円ほどの赤字債という言葉でございますが、それも入れさせていただいて、今、財政の健全化を図ってやってきたということでございますので、そのあたりはちょっと、基金と、そして起債の方の関係では、そういった状況をつくらせていただいて、今、運用をさせていただいているというのが現状でございますので、ご理解をいただきたい。

それから、財政力指数は、確かに0.97になりました。これは、先ほどは0.94というのは3年間の平均でございますので、去年は0.97と。おっしゃいますように、状況は余り変わらな

い状況で、そして財政力だけが上がったというのは、これは国の政策的な4兆円のカットと3兆円の私どもへの税源移譲という内容から出てきたものでございますので、実際には裕福になってこういう形になったというふうには私どもは理解はしておりません。

ですから、まだ私どもの、先ほど部長が答弁させていただいた中でも、5億円の今までの影響があると。ことし、実はせっかく増ということで税収をいただいたわけですが、それでも実は3億5,000万円ほどの実は赤字の起債をしないと、財源がやっていけないと。ただ、この財源につきましては、それもマイナスして、先ほど部長の方は5億6,000万円ほどのマイナスが見えているということでございますので、そのあたりは、そういった財政的な苦慮した上での運営ということもやっております。

ただし、ほかと比べて、また絶対的数値から見ましても、今現在は、確かにそんなにすぐ倒れるというような、そんな壊滅的な状況でもございませんし、私どもはそういったものを踏まえながら、健全に、そして行政改革も踏まえて、今後、財政運営に資していきたいというふうに思っております。

あと、先ほども少しありましたが、私ども、交付税がもしなくなりますと、今後出てまいります、対応していかなきゃいけない、今問題になってございましたが、下水道債、下水道の関係でございますが、そちらの方にも交付税で算入し、それをという計画もございまして、そういったことも考えながら、今、進めさせていただいておりますので、そのような状況であるということを、申しわけございません、ご理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

○産業建設部長 河瀬広幸君

それでは、小原議員のおっしゃいました繰り入れを必要と、一般財源の手助けが必要となれば、どの程度を想定するのかということでございます。

ただ、現在、額的なお話はできません。ただ、今言えることは、先ほど申しますように、公営企業、水道と同じように、基本は独立採算ではございます。ただ、30年、40年の長いスパン、それから膨大な事業費がございまして、基本的には独立採算で使用料を取りながらやっていきたいと考えておりますが、事業初期も含めまして、なかなか体質が脆弱、それですので、どうしても頼らざるを得んことは事実でございます。

それと、今、私どもの考えとしましては、一般会計の繰り入れは、大体事業費の2割から3割、この辺を上限に毎年度やっていければいいのかなと考えておりますので、あと、今度供用開始の時点に、使用料、受益者負担金、これを設定するときに、今、小原議員が言われますように、独立採算を重視して、使用料、受益者負担を設定するのか、いろいろな検討事項があると思っております。なおかつ、3市5町の共同歩調もございまして、それも踏まえまして、周辺の状況を調査しながら、的確な財政運営をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○行政改革推進室長 飯田晴雄君

皆さんの隅々の暮らしの支援に力を注ぐべきではないかというご質問でありました。

行政改革ばかりですと、冷え込んでいくばかりですので、まちのつくりという、まち再生も含めて、そういうものを考えていく時期に来ておるなというふうに思っております。

そういう中で、特にこれからの福祉というものはどうあるべきかということをもっと議論しなければいかなというふうに思っておりますので、そういうものを含めながら、行革とまちづくりを一体とした方向で今後は進みたいなというふうに思っておりますので、よろしくご協力のほどお願いしたいと思います。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございますが、それで行政改革というのは、私は単に削ることばかりじゃないというふうに思うんですけども、今、室長の答弁でそれも認めていただいたし、全体として、資金的な余裕がある内容のというか、健全な財政の状況になっているというご答弁をいただいたので、これから私が1問、林英子さんが2問、今度は要求の質問をやるわけで、その財政的裏づけはできたと確認した上で、質問させていただくことを申し上げて、終わりたいと思います。

(発言する声あり)

○議長 菊地 久君

いいですか。いないね。いいですね。

以上で小原喜一郎君の1問目の質問を終わります。(拍手)

質問5番 林英子君の1問目「子育て支援の充実を求める」を許可いたします。

○6番 林 英子君

6番 日本共産党 林英子です。

私の通告は、「子育て支援の充実を求める」、そういう内容になっております。3問質問をいたしますので、よろしく願いをいたします。

まず1問目、子供の医療費を中学校卒業までの拡大についてを質問いたします。

安心して子供を産み育てることのできるまちづくりが一番大切なことだと思います。この医療制度は、自治体によってばらつきが本当に大きい制度でもあります。子育て世帯の経済的な負担軽減にとっても、大事な制度であります。

岐阜県の笠松町の話について話してみたいと思います。聞いてみてください。子供の医療費の助成や延長保育、放課後児童クラブなどの子育て支援で町を活性化させようと努力をしている町であります。平成6年に子供の医療費無料化が実施され、平成10年には通院、そして入院ともに15歳まで無料にしたという笠松町であります。平成8年を境に、若い世代の定住者がふえて、出生率も向上し、年少人口、ゼロ歳から14歳までに変化があらわれ、4年前

には3,977人の子供さんの人口が、ことしの4月には4,636人（何と659人）へと増加をしております。

共産党はこの間、アンケートや要求署名をやる中で、入院だけでなく、通院も早くやってほしい、そういう声が大きく届いております。中には、「林さん、私にも署名用紙10枚ちょうだい」と言って、持って行ってやってくださったご婦人もたくさんお見えになります。

私たちの生活は、負担ばかりどっしりと生活に食い込む税金の重みを感じます。非正規の労働者は、年収150万円ぐらいで、結婚もできない若者がふえています。サラリーマン世帯も、年収は平均50万円も減っていると言われていています。生活保護世帯は、この5年間で蟹江町でも14年が68世帯が、今は120世帯以上になっていると聞いております。町は、国の税制改革で定率減税の廃止などで住民税の血と汗の結晶である税金を皆さんのために還元すべきだと思いますが、いかがでしょうか。これは町長の公約でもあります。町長に改めて聞いておきたいというふうに思います。

いつから入院、通院、幸い7月1日から入院は6年生まで無料になりますが、ご存じのように、弥富市や飛島は中学校を卒業するまでです。中学校の場合、1年、2年、3年で、1年間1,000万円の3,000万円予算を組んだと聞いております。決して蟹江町で組めないお金ではないというふうに思います。中学校までの住民の声をどのようにお聞きになるのか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

2番目です。不妊治療の助成についてお聞きします。

不妊治療の助成制度については、よくご存じだと思いますが、県の方も補正予算を8,700万円計上した。この6月6日に新聞に発表がありました。共産党は、6日に直ちにこの問題は町長に申し入れを行いました。これは国の事業の助成額10万円、1年10万円を2回までとしているが、当町ではどのように考えているのか。県内では31の市町村、そして不妊治療に助成制度を設けているたくさんの市町村があることはご存じだと思います。そのことについて、町はどのように考えているのか、お知らせをしてください。

それから、3つ目には、妊婦さんの健診についてであります。妊婦さんが受けるべき健康診査の回数を当町ではどのように考えているかという質問です。

前にも一般質問を行いました。厚生労働省からも文書が届いていると思います。その中に、妊婦健康診査の重要性、必要性が書かれています。19年度の地方財政措置で妊婦健診も含めた少子化対策について、総額について拡充措置がなされております。当町にも、公費負担について、相当回数の増が可能になっているのと違いますか。

ここに私は表を持っております。蟹江町は現在、2回ですけれども、他の自治体では10回、14回と妊婦さんの健診について公費を出しているところがある。この前も言いました。ご存じだと思います。このような措置をすることが、安心して安全に暮らすことができるのと違いますか。公費負担での健診の回数や必要性についての考え方、国や県も早急にするよう財

政の指導をしております。当町もその気になってすることが、住民の暮らしを守ることでないのですか。

この厚労省から届いている妊婦が受ける健康診査の回数は、13回から14回程度が望ましいとされています。蟹江町は現在、どのように考えているのか。

以上3点についてお答えください。

○民生部長 石原敏男君

それでは、私の方からご答弁させていただきます。

通告に従いまして、順次ご答弁させて、最初に医療費の中学校卒業までの拡大を求めることについてであります。本年度予算で小学校6年生までの入院費の助成をお認めいただき、ただいま質問にもありましたように、来月の1日、7月1日から実施する運びとなっております。

次に、入通院については、就学前、6歳児まででございますが、までと、それから入院費の助成については中学校卒業までと、ことし2月の知事選挙の現知事のマニフェストとして発表されております。現在、県では、県の助成策としても検討されており、その方法について、詰め作業が行われていると聞いております。町といたしましては、県の助成制度の実施を待ち、町長の任期中には実現できるよう努めてまいりたいと思います。

次に、特定不妊治療の助成についてでございます。

ただいまご質問の中で、特定不妊治療費の助成と一般不妊治療費の助成とが若干混同していたようでございますので、整理してご答弁をさせていただきます。

不妊治療には、国が実施しております特定不妊治療と市町村が実施する一般不妊治療があります。特定不妊治療につきましては、体外受精及び顕微鏡受精が対象治療法であり、国は特定不妊治療費助成事業を平成16年度より開始し、対象者は特定不妊治療以外の治療法によって妊娠の見込みのないか、また極めて少ないと医師が判断され、戸籍上の夫婦で、1年度当たり1回10万円の2回までとし、通算5年の支給とされております。この事業の主体は、都道府県が国の補助金を受けて実施しておるものでありまして、前年度の夫婦の合計所得が730万円未満で、県の指定医療機関で受診した場合に対象となります。蟹江町民であれば、津島保健所の方へ申請をすれば、助成が受けられることとなります。

また、一般不妊治療につきましては、今回の愛知県では助成制度の実施を見込んでおるところでございます。特に、一般不妊治療につきましては、人工受精、性タイミング療法、ホルモン療法、経膈超音波検査が助成対象となります。対象者は、不妊症と診断され、一般不妊治療を受診した戸籍上の夫婦で、1年度当たり5万円を上限に2年間であり、また所得制限につきましても、国と同様であります。一般不妊治療は、愛知県から当町が助成を受け、事業主体となって行う事業であり、当町といたしましても、この補助制度を有効に利用するよう、前向きに検討をしていきたいと思っております。

最後でありますけれども、妊婦の無料健診の回数増についてであります。

これにつきましては、平成19年1月16日付で厚労省から通知があり、また同17日付で愛知県の方からも通知がありました。「妊婦健康診査の公費負担について」ということで、高齢者やストレス等を抱える妊婦が増加傾向にあるとともに、就業等の理由により健康診査を受診しない妊婦も見られるところであり、母体や胎児の健康確保を図る上で、妊婦健康診査の重要性、必要性、費用負担の軽減が一層高まっているところであるとの通知の内容であります。

この通知を受けて、海部地区の医療部会において、津島市を除く海部地区の市町村長が協議した結果、平成20年度から3回ふやし5回実施することとなりました。当町におきましては、この協議結果が実施できるように努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○6番 林 英子君

不妊治療につきましては、先ほど部長が言ったとおりですけれども、せっかく愛知県が予算をつけて、補正予算までつけて、早期に実現しようというときに、なぜ20年度まで待たなければならないのか。早急に補正予算を組んでも蟹江町の住民のためにやるべきではないか。しかも、ここに示されているように、2年間でというふうに書いてあります。2年間でということは、来年20年に予算をつけていただいて、それから2年間、蟹江町はやれるということになるのでしょうか。県の方の予算の組み方では、そのようにうたわれておりません。これこそ早急に、せっかく6月の補正予算の発表し、組んであるので、当然すべきではないかというふうに思います。

それから、先ほど妊婦さんの健診、公費負担の望ましいあり方について、厚生労働省から来ております文書を読み上げられました。そのとおりです。そこには、先ほどは言われませんでしたけれども、妊婦が受けるべき健康診査の回数は13から14回程度が望ましいとされているところが抜けております。そういうところをきちっと見て、やってあげるべきではないかというふうに思います。

ここに何回各自治体がやっているか、表を持ってあります。蟹江町は、他の自治体を見てではなく、他の自治体に先駆けて行うというふうにすべきではないかと思えます。

その2点と、もう一つは、町長にお聞きいたします。署名をやっておりましても、飛島や、そして弥富市はいいねという話です。私たちは、この間の税金を本当にたくさん払っております。私がちょっと調べたところでも、個人住民税は何と17年度に17億1,800万円、そして18年度には18億5,400万円、それから19年度では、何と22億1,200万円。しかも、この間に、先ほど小原議員の方からもありましたように、老年者控除の廃止、それから公的年金の控除、高齢者の非課税限度額、そしてことし行われましたように定率減税、本当に住民は血税を注

ぎ込んでおります。そして、18年度から19年度だけでも、住民税を3億5,000万円も払っているじゃありませんか。こういうお金こそ、住民のために使うべきだというふうに思います。

県の方が補正予算まで組んで、使いなさいと言っているものについて、20年度から、そういうふうではなく、直ちに補正予算を組んですべきではないかというふうに思います。

共産党は勝手なことを言っておれ、お金のことになると言っというふうにお思いじゃなく、住民の側に立って、本当に私たち署名運動に回っていても、皆さん望んでいらっしゃいます。私は、この方たちにこたえるべきだというふうに思います。

妊婦さんの健診も、蟹江町、赤ちゃんを産む産婦人科すらありません。そういう中で、妊婦の健診については、きちっとしてあげるべきだというふうに思います。蟹江町に赤ちゃんを産む産院がないということは、3万6,000人の人口の中で本当に寂しいことです。在所へ帰ってきて、親元で子供を産みたい。当然です。けれども、産婦人科がありません。ですから、よそで妊婦の健診を受けてきて、また産むときには、お母さんの在所で産めないで、遠くへ行く、そういう話も聞いております。せめて不妊治療の問題、特定不妊治療の問題、そして妊婦さんの健診など、そして子育ての一番大事である医療費の無料化、早期に実現すべきだというふうに要求をしたいと思います。これは町長の選挙公約でもあります。その問題について、町長、お答えして、お願いします。

それから、先ほどの県も補正予算を組んだそのお金について、きちっと報告をしていただきたいというふうに思いますし、町長にも申し入れをしておきましたあの妊婦の健診の問題などについても、改めて答弁をお願いをいたします。

○民生部長 石原敏男君

まず、不妊治療の助成制度でございます。

これにつきましては、議員の質問の中にもありましたように、6月5日の新聞で県の方が発表されたものであり、私ども方には、事前にはある程度内容は聞いておりましたけれども、はっきりしたものが確約するものが来ていなかったために、一応今回は6月県議会の方が、まだ今週末に開会する6月定例会の方で補正予算を計上するということであり、それが決まっていないうちから、町の方で先行に予算をつけるということはいかななものかということで、今回の補正では見送ったところであります。

それから、妊婦の無料健診でありますけれども、先ほど議員がお話しされましたので、通知文の方の関係では若干省略させていただいたわけですが、やはり国の方からの通達文では、受診回数はおおむね13回から14回が適当と考えられるということになっておりますし、特にその中でも言われているように、基本的には5回程度の公費負担を実施することが原則であろうということで、財政的にも援助しているんだということ、すなわち地方交付税の中に入っているんだということが言われておりますけれども、この地方交付税の子育て支援という項目の中に多分入ってくると思うんですけれども、この数値というものが、

まだ今年度の事業計数が発表されておりませんので、どの程度含まれているかということも、私どもではまだ把握しておりませんので、先ほどご答弁させていただいたとおりのご答弁ということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○町長 横江淳一君

それでは、林議員にお答を申し上げたいと思ひます。

まず、1点目の子育て支援に対する乳幼児医療の無料化の件であります。

再三再四、林議員にはお話をさせていただいておると思ひます。私は、平成17年4月に町長に就任した町長公約の中で、小学校6年生までの乳幼児医療の通院、入院含めて無料化を早期に検討したいということで、ここまでずっとやってまいりました。いろいろな資料も林さんはお持ちだと思います。そんな中で、ご存じのように、2番目、3番目にも関係してくると思ひますけれども、20年度に医療制度改革というのがありますね。それがまたどういふふうに変ってくるか、骨子は来ておりますが、しかし、まだまだわからない部分もたくさんあります。それと、県の知事の選挙のときの公約、先ほど来、担当が述べました。そういうことも含めて、我々の財政負担はどれくらいになるのかなということの細かいシミュレーションを実は今もやっておりますし、私も絶えず持っております。そんな中で、中学校まで急にはいくことは多分不可能かと思ひますが、小学校の6年生までは、早期にこれは実現したいということのを再三再四申し上げておるわけでございますので、何とぞご理解を賜りたい。

これを、例えば、先ほど来、担当は私の任期中にという話をしてまいりました。もちろん任期中までにはさせていただきますが、早い時期に、20年度でもしもこれができれば、財政措置も含めて検討してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思ひます。

それと、特定不妊治療の助成金の問題、そして3番目の助成金の問題も含めまして、これも医療部会で実はお話をさせていただいております。それぞれの自治体、さまざまな対応があります。それで、林議員おっしゃるように、パイオニア的な存在で、蟹江町が先駆者になればいいのではないかという、私も格好いいことをしたいと思っておりますが、しかし、まだ県の方のこれ、はっきりした内容がまだ来ておりません。

そんな中で、医師会の方からも、とにかく早急にやってくださいということの願ひはしておりますし、我々も基本的には、今の段階では20年度の医療制度改革に向けてやりたいな。それはどうしてかといいますと、現在、こういう状況になっている方に周知徹底する時間が私は必要な、これはもう混乱するのではないかなというふうには思っておりますので、やらないということは言っておりません。補正予算まで組んでやっていただければいいんです。どれくらいの予算の、交付税で来ているのかわかりませんが、はっきりとしたお金で来ているわけじゃありません。3番目もそうありますが、これについても、きちっとした財政の

あれがわかりましたら、当然やらせていただくつもりではございますが、20年度の医療制度改革にあわせて、これは必ずやらせていただくつもりではあります。

3番目のことについてもそうであります。確かに、国は12回から13回が適当であろうというところをおっしゃって……。

(「13回、14回」の声あり)

ごめんなさい。失礼いたしました。もとい。13回、14回とおっしゃっていますが、医師会の方からは5回お願いしたいという具体的なもう数字も実は来ております。これで医療部会の方で話をして、今年度補正予算を組むところは、実は近隣の町村ありません。20年度の医療制度改革に向けて、来年度からスタートしたい。おおむねそういう状況で、ほかの市町村も、ほかの市町村が言っているからそうというわけじゃありませんが、これも周知徹底を含めてやりたいなというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○6番 林 英子君

それでは、確認をしておきたいと思います。子供の医療費の問題については、町長の任期中、あと2年ですが、それを待たずでも、小学校卒業するまで、通院、入院無料にするというところをここできちっと聞いておきたいと思います。

今、入院については、7月1日から6年生まで無料になることを知っております。通院についても、早期に……。

(発言する声あり)

はい。すみません。では、後からきちっと。

それから、先ほど部長の方は、この内容を少し読みかえて話をされていますが、その時期及び内容については、その程度、要するに5回を公費負担すると書いてありますけれども、そんなふうには書いてありません。少なくとも次の5回を公費の実施することは原則として考えられるというふうに書いてありますので、適当に読まないようにしてください。そうしないと、報告するときに、私はきちっと皆さんに報告したいというふうに思います。

本当、今、住民の暮らしが大変です。その中で、蟹江町は、先ほど町長も言われたように、1つぐらい先んじてやるのがすばらしいと言われる町でありたいというふうに思います。ありがとうございました。

○議長 菊地 久君

では、確認でございますが、町長、今の林英子君の確認事項については、どのような確認でよろしいですか。

○町長 横江淳一君

再度お答えをいたします。

乳幼児医療の無料化につきましては、ご存じのように、7月1日から小学校6年生、入院までを無料にさせていただいております。そして、通院にいたしましても、私の任期中には必ずさせていただくつもりでやらせていただくという公約であります。それはさせていただくというふうに断言をさせていただきますが、しかし、それ以上早い時期にもしも考えられるようなことができれば、先ほど来言いましたように、県知事の公約もございます。そんなことで、我々の財政が許すならば、早い時期にでもやればいいのかというふうに私はお答えをさせていただきました。よろしく願いいたします。小学校までであります。お願いいたします。

○議長 菊地 久君

石原民生部長はいいですか。

(「はい、いいです」の声あり)

いいですね。

(「はい」の声あり)

林英子君、もういいですか、質問。

(「はい。3回やったので」の声あり)

わかりました。3回です。えらい失礼いたしました。

では、以上で林英子君の1問目の質問を終わります。

続きまして、質問6番 松本正美君の1問目「子育て支援の充実と負担の軽減を図れ」を許可いたします。

○1番 松本正美君

1番 松本正美でございます。

議長の今、許可をいただきましたので、通告書に従いまして、「子育て支援の充実と負担の軽減を図れ」を質問させていただきます。

先ほど、林議員も子育ての質問をされましたので、一部重なる部分もありますが、よろしく願いいたします。

最初に、私たち公明党は、子供の幸せや子育ての安心が確保される社会こそ、国民すべてに優しい社会であると考えております。子育てを社会の中心軸に位置づけ、社会全体で支援するチャイルドファースト、子供優先社会の構築を目指しております。

公明党の実績である児童手当の乳幼児加算、3歳未満児の第1子、第2子の児童手当が5,000円から1万円へ増額、この6月から乳幼児加算の支給が本町でも始まります。子育てのお母さんから大変に喜ばれているところでございます。

子育てしやすいサポート支援についてお伺いします。

地方分権の推進により、自治体の競争の時代に入ったと言われております。経済的な側面の競争と、同時に、いかに住みやすい地域をつくるのか、子育てのしやすい地域をつくるの

かということも、そうした競争の一つの側面をなすと言えるのではないのでしょうか。既にメディアではさまざまな自治体の子育て支援の比較が始まっているのも事実であります。

子育て支援を永続させるためには、産業の育成、若い働き手を結集して、子育てしやすい環境づくりが求められているところでございます。子育てにかかる手間暇が、かつては大家族の中で、隣近所の助け合いの中で、比較的分散されておりました。蟹江町でも、最近では両親だけに、時には母親だけに集中する状況になっております。そのため、子育てが過重になり、過重に感じる人が多くなったのは、核家族という時代の流れにより、加えて女性も働く時代を迎えたからではないのでしょうか。そう思います。

女性に対して、過重感を取り除く対策としては、国による雇用制度の改革なども必要ですが、地域ごとの特性に見合った施策の導入も重要となっております。地域によっては、3世代同居によって、働きながら子育ての女性の負担を軽減していることも事実でございます。両親の同居や近居は、一つの望ましい選択肢ではありますが、必ずしもそれがかなえられるわけではありません。本町でも、居住環境の面では都市型となっているため、多くの方から子育てのサポートの要望をいただきます。私たちの町でも、ファミリーサポートセンター、子育て支援センターの取り組みがされておりますが、若いお母さんからは、ファミリーサポートセンターの援助会員をふやしてほしいとか、子育て支援センターでは、初めての人でも安心して参加でき、参加してよかったなどと言える実効性のあるサポート支援体制の要望をされております。子育て支援の充実を図る意味からも、子育てをしやすいサポート支援の対応策の考えはないのか、お伺いいたします。

次に、児童虐待についてお伺いいたします。

親が子供を虐待し、時には虐待死にまで発展してしまうこともある児童虐待、年々増加の一途をたどっておりますが、今も私たちの身近なところで起きているのではないかと思うと、心配でございます。

児童虐待は、大事なことは、早期発見することです。さらに、重大事件に発展する前に虐待を防ぐことです。全国の児童相談所で受けた児童虐待相談の対応件数は3万4,472件と、過去の最高を更新し続けております。

現在、蟹江町にも在住の若いお母さんの中には、社会経験も少ない上に、子育ての知識も乏しい。子供がごめんなさいと言うまで問い詰めるなど、子供に対して厳しい態度をとることもあると聞きます。現実には起こっている児童虐待の中で一番多いのは、言葉による虐待でございます。この言葉による虐待、しつくと考えている親が多いのも事実です。

子育ての知識も乏しいため、悩んでいるうちに子供の虐待につながることもあると聞きます。母親が一人で悩まず、問題が深刻にならないうちに、早い段階で気軽に相談できるシステムが求められております。

蟹江町では、児童虐待の早期発見と相談体制は大丈夫なのか、お伺いします。

児童虐待防止の環境づくりが求められているが、対応策はあるのか、お伺いいたします。

また、ゼロ歳児への虐待が多いことから、児童虐待の発生予防を目的とした「こんにちは赤ちゃん事業」の取り組みがことし4月から始まっております。これは、市町村が実施主体となって、生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問して、育児の悩みを聞いて、相談をし、子育て支援を行うものでございます。

虐待防止のキーワードは、親を孤立させない。これは、母親が一人で悩まず、問題が深刻にならないうちに、早い段階で気軽に相談できるシステムが蟹江町でも求められております。本町でも、社会経験が少なく、育児に戸惑う10代の母親が見えます。彼女たちの不安を取り除く支援は、虐待予防につながるのではないかと。虐待の予防として始まった「こんにちは赤ちゃん事業」の取り組みは、周囲の支援やアドバイスが得られない若いお母さんにとっては、身近に相談に乗っていただける場所があることは大変よいことだと思っております。母親を孤立させない家庭訪問、相談体制の運営の取り組みは万全なのか、お伺いいたします。

次に、妊婦健診の公費負担についてでございますが、先ほど林議員も質問されましたので、重なりますが、よろしく申し上げます。

定期的な妊産婦健診が行われるようになったのは、1965年の母子保健法の制定以来でございます。当時は、日本の妊産婦の死亡率は、米国、英国に比べて3倍近い高い数字を示しておりました。その後、健診内容の充実により死亡率は下がりましたが、2005年度には出産に伴って62人の妊産婦が亡くなり、妊婦22週以降、生後7日以内の周産期に死産もしくは亡くなった新生児は、1,000人に対して4.8人に上っており、対策は十分と言えません。

蟹江町でも、先ほどお話がありましたように、公費による妊婦の無料健診は2回と聞きます。蟹江町の妊産婦の方から、公費による妊婦の無料健診の回数を拡大してほしいとの要望をいただいております。

厚生労働省によると、母子の健康へ、妊婦にとって望ましい健診の回数は、先ほども話がありましたように14回、最低限必要な健診回数は5回とされております。平均な健診費用が1人当たり約12万円もかかり、これを補うための公費負担は、全国平均で2回程度にとどまっております。最近では、就業などにより健診を受診しない妊婦がふえているのも、こういう状況でございます。

こうした状況の中、国の予算における妊産婦無料健診の助成拡充がされます。これは、公明党が主張してきた少子化対策に対して、これまで無料健診は全国平均で2回という現状を踏まえ、公明党の斎藤鉄夫政調会長がことしの2月の衆院予算委員会で健診回数の拡大のための財政措置を柳澤厚生労働大臣に迫りました。柳澤厚生労働大臣は、無料の回数をまず5回を基準にとの国の考えを公明党に示しました。国は、実態の改善へ、国の19年度予算において、妊産婦健診への助成を含んだ少子化対策のための地方交付税額が700億円に倍増されました。これを踏まえ、厚生労働省は妊婦健診の実施主体である市区町村に対して、5回程

度の公費負担を実施することが原則との通知を、先ほどのお話がありましたとおりでございます。

この通知を受け、今、無料健診の回数をふやす自治体がふえているのも事実でございます。愛知県の大府市では、妊婦健診の14回と産婦健診の1回を公費負担としております。蟹江町でも、この厚生労働省の通知を受けて、母子を守るための妊婦健診の無料化の拡大はできないのか、再度お聞きいたします。

次に、子育ての負担と軽減について。

子育ての経済的負担は、若い夫婦にとって、就学前の教育における経済的負担は、家計における収入自体が比較的少ないことから、負担を感じる人が多いのも実情でございます。

保育園に通う若いお母さんから、保育料の負担を軽減できないかと要望をいただきます。愛知県でも、就学前の教育に係る負担の軽減として、第3子保育料無料化を実施しておる市町は23市町あります。瀬戸市、春日井市、尾張旭市、日進市、東郷町、岩倉市、犬山市、津島市、美和町、碧南市、安城市、西尾市、知多市、豊川市、新城市、常滑市、東海市、大府市、豊明市、東浦町、南知多市、武豊町が取り組んでおります。本町でも、子育て世代の経済的負担を軽減するための保育所入所第3子保育料の無料化事業を蟹江町でも子育て支援策として図れないか、お伺いいたします。

次に、子育てバリアフリーの推進についてでございます。

地域における子育て環境という視点から、公共交通機関の子育てバリアフリーの推進が求められております。公共交通機関の近鉄富吉駅、JR蟹江駅、近鉄蟹江駅のバリアフリーを通して、妊婦、子供、子供連れのための駅構内の安心歩行エリアの拡大と、皆様が安心して利用できるバリアフリーの駅を目指してほしいと、子育てのお母さんから要望をいただきます。

特に、近鉄富吉駅、JR蟹江駅の段差の解消は、子育て家族、高齢者、障害者の皆様はさまざまな不便を感じ、一日も早い駅のバリアフリーを目指せないかと言われておるところでございます。

このことは、今までも議員の皆様から取り上げられ、議会の中でも質問をされてきたところでございます。現在、近鉄富吉駅のエレベーター設置ができるよう、横江町長は近鉄とも交渉されているということで、大変ご苦労がありますが、感謝いたしておるところでございます。

富吉駅のエレベーターの設置はどのように進んでいるのか、JR蟹江駅のバリアフリーの推進は今後どのように考えておられるのか、お伺いいたします。

次に、出産後にヘルパー派遣ができないかということについてお伺いいたします。

これは、産後の体調不良のための家事や育児が困難な人、双子以上を出産した後に母親を支援するため、ホームヘルパーを派遣し、家事や育児を援助する事業です。

本町でも、実家が遠くて支援してもらえない、同居の親族が病気のため見てもらえないなど、大変苦勞してみえます。子育て支援策として、産後ホームヘルパーの派遣を蟹江町としてできないのかと要望をいただきます。

このことについては、4年前の一般質問でも質問させていただきました。そのとき、斎藤次長は答弁の中で、十分内容を検討して、勉強させていただくということで、あれからもう早いもので4年間にたちました。考えられたと思いますので、お聞きしたいと思います。

既に民間で取り組む事業所もできております。私たちの町にも、出産後、実家に帰省しない母親が一人きりで家事をせざるを得ない人もふえており、支援が必要ではないか。出産女性の肉体的にも精神的な負担の軽減策として、産後ヘルパー派遣の早期実施に取り組めないか、お伺いいたします。

続きまして、母子家庭への支援について。

結婚率が低下する一方、離婚率は上昇している状況であります。子供が生まれてからの離婚も少なくありません。母子家庭の所得は、一般家庭の所得に比べて格段に少なく、年間所得も大変な中で生活に追われているのが現状であります。母子家庭を救済する制度が幾つかありますが、その中に母子家庭の母の雇用促進がうたわれています。国や地方自治体も優先的に採用することになってはいますが、しかしながら、雇用が進んでいるとは言えず、正規雇用の実績は上がってはいません。雇用拡大を前提として、児童扶養手当の引き下げが決定されていますが、障害者のように雇用が義務づけられているわけではなく、努力目標が定められているにすぎません。

こうした現状の背景には、母子家庭の母が必ずしも企業の要求するキャリアを有さないことや、子育てとの両立の必要性から、正規雇用者となることの困難さと、非正規雇用者との処遇の格差が存在します。また、離婚した夫から養育費を得ることも容易でないことも大きな理由となっております。

子供の視点に立つとき、どのような家庭形態であっても、その子供の最善の成長が社会的に保障されるようなさまざまな面での適切な支援が必要ではないか。本町でも、子供を抱え、孤軍奮闘している母子家庭のお母さんに、明確な支援体制と安心できる相談体制の充実を考えていくべきではないか。町のトップであられる横江町長にお伺いいたします。

以上で質問を終わります。答弁よろしくお願ひいたします。

○民生部長 石原敏男君

それでは、通告に従いまして、順次ご答弁をさせていただきます。

最初に、子育てをしやすいサポート支援の対策についてでございます。

ファミリーサポートセンターは、平成17年7月に開設いたしまして、平成19年5月末現在の総会員数は138名で、内訳といたしましては、援助会員数が44名、依頼会員数が82名、援助と依頼の両方で登録されている方が12名であります。基準はありませんが、依頼会員に対

して援助会員が不足していると思われるので、援助会員がふえるようにPRに努めていきたいと思っております。

また、子育て支援センターにつきましては、育児不安等についての相談指導や親子教室などの充実を図っていきたく思っております。また、この子育て支援センターの利用につきましては、利用登録者数といたしましては295件で、来所者数が2,514名、子育て相談といたしましては12件ありました。

それから、次に児童の虐待の早期発見と相談体制は大丈夫かではありますが、母子保健サービスや子育て支援サービスを通じた虐待の早期発見や未然防止、乳幼児健診などの会場でのやりとりから、育児不安や虐待などへ早期に対応できるように努めています。

また、児童課を中心に、関係部署、保健センター、保育所、児童館、教育委員会、小学校、民生委員等から成ります部署が相談窓口となり、支援を行っています。相談や通報があった場合には、平成19年3月に設置いたしました要保護対策地域協会が中心になってサポートをしております。

次に、児童虐待防止の環境づくりの対応策であります。

児童虐待を未然に防ぐのは大変難しく、早期発見・早期解決ばかりで虐待を防ぐことはできないと思っております。

虐待防止の環境づくりにつきましては、それぞれの分野で努力しておりますが、まず児童館や子育て支援センター等での事業の中で、育児相談等がしやすい環境づくり、また同様に保健センターでは、各種健診時に相談がしやすい雰囲気づくり、また育児不安等の解消により虐待防止になればよいと思っております。

また、幼児や児童については、保育士や先生が幼児の行動等からいち早く行動の変化を察知し、未然に虐待防止につなげていきたいと思っておりますが、大変難しい問題というふうに認識しております。

次に、母親を孤立させないことをございですが、平成15年度までは定期的に家庭訪問し、妊婦、乳幼児の相談指導等を実施してまいりましたが、それ以降につきましては、年々増加するハイリスク、このハイリスクというものは、高齢出産、多児出産、19歳以下の若年出産とか母子家庭でございですが、の対象者に対応するため、随時変更しております。高齢・若年妊婦、それから低体重児、それから健診未受診者、健康診査で要観察児などが主な訪問対象となっております。

また、母子保健事業として、乳児健診の事後相談、それから離乳食講習会、子育て相談、栄養相談は定期的に年12回実施しており、その事業の中で、不安・悩み等を直接聞き、対応しております。

ことばの相談所では、言葉や発達についての相談のある人が利用し、毎日、言語聴覚士が対応しております。

また、電話などの対応も多くあり、その相談内容によっては、保健師が訪問の有無など個々の対応で判断しているのが現状であります。

生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭の訪問、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」につきましては、現在、どんな手法で行ったらいいかを検討しているところであります。

それから、妊婦の健康診査の公費負担でございますが、先ほど林議員の際にもご答弁させていただきましたように、これにつきましては、平成19年1月16日で厚労省、また愛知県の方から通知を受けて、それぞれ各県下の市町村でも対応しておるところでございますが、いち早く対応したというふうに聞いているのが、議員が先ほど言われましたように、大府市がこの4月から妊婦健診を14回、それから産婦健診を1回ということで公費負担しているというふうに聞いております。

当町におきましても、海部地区の医療部会において各市町村長が協議した結果、平成20年度から3回ふやし、5回実施することになっております。この協議の結果につきましては、当町におきましては、協議結果が実施できるように努力をしていきたいというふうに思っております。

それから、次に保育所の入所の第3子の保育料の無料化でございます。

この第3子の無料化につきましては、現在、二通りのことが考えられております。厚労省の保育料の基準の中で言われております第3子の関係でありますけれども、これは第3子以降の保育料については、同時に保育所に3人が入所している場合につきましては、保育料が無料化ということであります。これにつきましては、今年の19年の4月から改正されまして、従来は保育所だけに3人入っていないといけなかったものが、現在は同時に3人が保育所または幼稚園に入所・入園している場合は、保育料の高い方から10分の1、2分の1に減額されることになりました。改正制度で適用を受けた児童数は、蟹江町におきましては5名でありました。

これは、今言いましたのは厚労省の関係でありますし、現在、愛知県の方で作業を進めているのは、第3子の保育料の無料化制度ということで、18歳に満たない児童等を3人以上養育している世帯に属する児童で、3歳未満の児童に対する保育料の無料化であります。この事業は、補助事業で、現在、愛知県の方では今年の10月から実施に向けて詰めの作業がされているというふうに聞いております。

特に、この補助事業につきましては、5年間の期限つきであるとも聞いておりますので、当町といたしましては、第3子以降の保育料の無料化については、議員の質問の制度と愛知県の補助事業制度をあわせて、近隣市町村の動向及び補助事業の廃止後の取り扱いを含め、調査・検討をしていきたいと思っております。

5番目の子供のバリアフリーの推進につきましては、後ほど産業建設部長の方から答弁をさせていただきますので、お願いしたいと思います。

それから、出産女性の肉体的、精神的負担軽減策としての産後ヘルパーの派遣ということでもありますけれども、これにつきましては、母子家庭事業として、健診、相談、講習会、それから教室、訪問の事業を定期的に全体と個別の両面で事業展開し、肉体的、精神的な不安・悩み・相談をその場に対応し、その相談内容によって、保健師が訪問の有無など個別の対応で判断しているのが現状であります。

それから、最後になりますけれども、母子家庭の明確な支援体制と安心できる相談体制の充実であります。愛知県では、各種の就業支援、生活支援、住まいや教育の支援などを行っています。また、愛知県海部事務所には、母子自立支援員、就業相談員に及び女性相談員がおり、母子家庭等の相談窓口になっています。毎月第4火曜日に行われる蟹江町の合同相談に海部事務所の母子自立支援員及び女性相談員が相談員として派遣されております。他には、県母子福祉センターの母子電話、県女性相談センターの女性悩みごと相談、県中央児童・障害者相談センターの365子ども・家庭110番などの電話相談があります。これらの制度や相談窓口を大いに活用していただくよう、PRに努めていきたいと思っております。

私からの答弁は以上でございます。

○産業建設部長 河瀬広幸君

それでは、松本議員から、子育て家族を支援する、この観点から、駅のバリアフリーについてご質問をいただきました。

1つ目は、富吉駅のエレベーター設置、この進捗状況、それから2つ目は、JR蟹江駅のバリアフリー推進について、この2点に質問をいただいております。

まず、1つ目の富吉駅のエレベーター設置、これについてでございますが、この件は、議員からご質問もありましたように、たびたび議会にて質問をいただきまして、その都度お答えをしております。

現在は、考え方として、自由通路、これを柱に検討しております。と申しますのは、現状は、富吉駅の北と南、これは自由に行き来をしておるわけでございますが、この施設は実際は近鉄の施設でございます。その自由通路としてとらえています部分を蟹江町の施設としてとらえ、そこにエレベーターを設置するというような案でございます。

課題としましては、現在ある通路部分、これにエレベーターを設置する場合と、それからプラットホームまでの全体を考えた場合、事業主体が町であったり、鉄道事業者であったりしますので、町の財政負担も多くなってまいります。また、設置したエレベーターの維持管理経費、それから現在の駅の改札口の管理など、その費用負担をどうするのか、このような問題がまだまだ調整を必要とします。そんな状況でございますので、いましばらくお時間をいただきたいと思います。

次に、2点目のJR蟹江駅のバリアフリー推進でございます。

この駅も、ホームの入り口等には若干バリアフリー化もされております。しかし、まだま

だ不十分でございます。特に、北口の改札がございません。これがないために、上下線の連絡通路は階段のみで、バリアフリー化になっておりません。過去に北口の改札口、これを単独設置をJRと協議をいたしておりますが、人件費、それから管理面、非常に難航いたしまして、厳しい状況でございますと。

そうなりますと、橋上駅舎化が浮上してくるわけでございます。ただ、これに関しましては、駅北で行われております土地区画整理事業、これが関係をいたしてまいります。この事業につきましては、この2月に仮換地指定を終えまして、いよいよ事業計画に基づく道路、水路、それから調整池、それから橋上駅舎が関連する駅前広場、この整備を進めるための準備が整っております。このような状況の中で、橋上駅舎化に係る費用、それから費用の捻出や管理面、その辺などをJR側と協議しながら、町の財政状況、また実施時期等も含めて詰めていきたいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

1番 松本正美でございます。

ありがとうございました。

ちょっとお聞きしたいんですけれども、先ほど、ファミリーサポートセンターのことで、援助会員がまだ少ないということも、今、部長の方からもお話が出ましたが、これ、ぜひやっぱり皆さんが使われるファミリーサポートセンターですので、せっかくあるのに、やっぱり援助会員さんが足らぬではやっぱりいかんもんですから、やっぱりそうした面もしっかりアピールしていただきたいなど。ちょっとまだアピールが足らぬのではないかなと、このように思いますので、この点もよろしくお願いいたします。

それと、本題の方のやっぱり地域の子育てということで、非常にやっぱり今、若いお母さんがうちに閉じこもって、子供さんが小さいと、余計とそういう外に出ていかれば一番ええんですけれども、家にこもるような状態がやっぱりあるんですね。やっぱり聞いてみると、外に出ても、なかなか打ち解けた話ができないという方も結構見えるみたいなんですね。そうしたやっぱり皆さんが集まるところも、蟹江町にも学戸ふれあいプラザだとか、舟入プラザだとか、また児童館だとかいろいろとあって、先ほども部長の方からお話がありましたように、それなりに子育て支援をされているわけなんですけれども、やっぱり本来のそうした家庭の中で悩んでいるお母さんたちに、孤立させないためにも、やっぱりそういう集いの広場みたいな、本当に安心して、出かけていっても、ああ、よかったなど、本当に子供さんと、またほかの親御さんとも話ができ、ああ、よかったなど思えるような、そういう集いの広場もつくっていただきたいなど、このように思うわけなんですね。

非常にせっかくふれあいプラザとか舟入プラザあるんですけれども、まだまだそこまで気軽に話し合えるような状況ができていないのではないかな。雰囲気づくりというのもやっぱ

り大事ではないかなと思うんですね。そういう中で、やっぱり子育ての不安解消をしていくということは、結局は児童虐待においても、本当にそうした子供さんを出さないためにも、予防策になってくるんじゃないかなと、このように思うわけなんです。この点も、どのように考えてみえるのかをお聞きしたいと思います。

そして、今、「こんにちは赤ちゃん」ということで、今、これからだということでお話を部長の方から聞いたわけなんですけれども、これもぜひ、せっかくできた制度ですので、しっかり取り組んでいただきたいと思うわけなんです。

準備段階かもわからないですけれども、しっかりこの「こんにちは赤ちゃん」で、本当に生後4カ月ですかね、そうしたところに行っていて、しっかりフォローをお願いしたいと思うわけなんです。

特に、産後の関係で、うつ病になられる方が結構見えるんですね。だから、そういう意味で、今、愛知県の春日井市では、今年度から、エジンバラ出産後うつ病評価尺度という、EPDSというこれを導入して、母親の抱える心の問題を焦点に当てて、産後のうつ病の早期発見と育児支援、児童虐待の予防に取り組んでみえるわけなんです。だから、「こんにちは赤ちゃん」とともに、こういった取り組みもひとつ考えていただきたいなと、このように思いますが、いかがでしょうか。お願いします。

○保健課長 西川和彦君

2番目の産後の母子の関係ですけれども、蟹江町の保健センターとしては、母子手帳の交付時から3カ月健診、3・4カ月健診、1歳6カ月健診、3歳児健診を18年度まで12回行っていましたが、19年度からは4回ふやしまして16回にしました。その理由は、ただいま松本議員が言われたように、母親の顔とか赤ちゃんの顔を見ながら、保健師がマン・ツー・マンで対応して、不安や悩みやストレスのようなことを各1対1で聞きながら、支援をしているのが現状であります。

それで、予防策としては、できるだけそういう不安がないように、保健センターの1階全体で六、七人体制の保健師で個々にやっているのが現状でありますので、回数をふやした理由は、そここのところに時間を要すということで、ふやしてもらいました。

それから、「こんにちは赤ちゃん事業」については、先ほど部長が言ったように、まだ始まったばかりですので、うちも保健センターとしてどのようにしていったらいいか検討中でありまして、もう少しお時間をください。

以上です。

○民生部長 石原敏男君

一番初めのファミリーサポートセンターでの援助会員の数でありますけれども、これにつきましては、先ほども言いましたように、依頼会員が82名で援助会員が44名ということで、援助会員が依頼会員の半数でありますので、その辺のところ、若干不足しているんでない

かというふうでご答弁させていただいているわけでありますので、これにつきましては、引き続きPRをして、援助会員をふやしていきたいというふうに考えております。

また、地域での子育てというお話がありましたけれども、これにつきましては、それぞれの児童館や子育て支援センターで事業を組みながら、できるだけ参加してもらいやすいように、一応広報等でもPRしておりますので、なおまた引き続き、特にまた児童館ではなかなかしておりませんが、特に子育て支援センターにつきましては、利用者の登録という形で、登録制をとっておりますので、その方たちにかに利用していただけるかということ、それぞれ誕生月なんかには、それぞれの来ていただけますように、ロコミでありますけれども、そういうこともしております。

一番心配されているのは、やはり地域に溶け込んだと言われるんですけども、なかなか核家族で外へ親御さんが子供と一緒に出てくるというのは、出られるのは少ないし、また地域に、本当に近所に多くの子供がいればいいんですけども、わずか1人ぐらいだと、やはり若いお母さんが外へ出てこないといことで、家庭への閉じこもりともなりますので、今後はそのような子供を視野に入れながら、いかにそういう母親がこういう児童館等での事業に参加していただけるかを考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○1番 松本正美君

松本正美でございます。

ありがとうございます。

最後に、妊婦健診の公費負担ですけども、先ほど来からお話があったわけなんですけれども、ぜひこれはしっかり取り組んでいただいて、やっぱり厚生労働省の方からもこういうような通達が来ているということですので、やっぱり5回を基準としてということですので、これを目指して、とことん貫いていただきたいなど、このように思います。

そして、最後ですけども、母子家庭への支援については、町長の方から一言答弁をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○町長 横江淳一君

では、お答えをいたします。

担当からる説明をさせていただきましたが、議員も多分認識してみえると思っておりますけれども、この母子家庭対策というのは、非常に物心両面難しいものがあるというふうに思います。先ほど来、公的機関でいろいろ相談窓口があるから、利用してほしいという担当からのアドバイスではありましたが、なかなか母子家庭の悩みというのをそういうところで話されるというのは、非常に難しいものがあるのではないのかな。

そういう意味で、これはちょっと的が外れているのかもわかりません。しかしながら、これをちょっと確立したいなどというのは、我々の民生部のいわゆる統括、それから整理統合と

いうそういうことも含めて、来年度の後期高齢者の施策も含めて、この7月から、民生部の組織を相当変更いたします。そんな中で、窓口対応の中で、先回の議会でも一部議員からご指摘がございましたように、住民の相談が気軽にできるような、そんな窓口をつくったらどうだと、そんなことも実はありました。

ただ、個人情報の問題が大変ありますので、非常に難しい問題もございますが、特にこの母子家庭の問題について、プライバシーが大変かかわる問題についての窓口が簡単に、例えばインフォメーションするだけでも、相当違うのではないのかなというふうに思います。その方が、最初から最後まで聞くということではなくて、受けて、こういうことだったら、こういうところへ一巡行ってみえたらどうですかぐらいのアドバイスができるような、そんな窓口ができたらいいのかな。それではまだまだ不十分ではあるとは思いますが、そういう意味も含めまして、全力で対応していきたいというふうに思っております。

遺児手当も、18歳までであったものが、ご存じのように、5年間で区切られてしまいました。これも、県の施策が急にやっぱり変わってくるからであります。すべてのことが我々の思いとは裏腹な方向に行くというのが、この今の行政であるというのもご認識を賜りたい。町としても、一生懸命対処はさせていただくつもりであります。その点、ご理解をいただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長 菊地 久君

3時20分まで休憩といたします。

(午後 2時58分)

○議長 菊地 久君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時20分)

○議長 菊地 久君

質問7番 林英子君の2問目「蟹江町の保育行政について」を許可いたします。

○6番 林 英子君

6番 日本共産党 林英子です。

保育料についてお尋ねをいたします。

定率減税が18年度に半減し、19年度に廃止をされたために、所得税が増税となり、それに伴う保育料の値上げが懸念されているところです。政府は、景気が回復したからといって定率減税の廃止を決めましたが、景気がよくなったのは大企業や金持ちの方で、庶民の暮らしはちっともよくなっておりません。それなのに、大企業や金持ちへの減税は温存して、庶民にばかり増税するなんて、本当にとんでもない話だと私は思います。

蟹江町の税条例の改正でも、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る町民税の課税の特例をすと言っています。これは、お金を右から左へ動かすだけで得た利益に、わずか10%

の課税でいいよというものです。蟹江町では、その方がわずか139名と聞いております。

給料は上がらないのに税金がふえ、保育料も高くなれば、ますます暮らしは大変だという声が、今、大きくなっています。日本共産党の国会議員団は、繰り返し保育料の値上げはするなど中止を求めてきました。政府も現実を認めざるを得ません。

そこで、厚労省も、各都道府県に事務連絡として、平成19年度予算成立後に伴う児童福祉法による保育所運営費国庫負担金についての一部改正による通知を出したのです。それは保育所徴収金基準額表です。定率減税縮減に伴う改正表です。厚労省より事務連絡が届けられたと思いますが、お読みになっているでしょうか。

それから、増税による影響するのはどの階層の区分でしょうか。

20年度の保育料について、改革プランなどでも上げると、そのように書いてありますが、今、どのようにお考えになっているのか、お聞きをいたします。

徴収基準額表の多子軽減の拡大ですが、今回、新たに同一世帯から保育所のほかに幼稚園や認定子どもの国を利用している児童も算定対象に含め、2人目以降の徴収金額の軽減を拡大することに伴う改正が行われています。他の自治体で、3人目の児童には保育料を無料とするところがあります。蟹江町は、3人目は10%だけれども、無料とする考えはないのですか。

所得が低い人ほど保育料が上がり、重い負担になる。今のこの住民の暮らしを見て、町長はこの現実をどう見ているのかをお聞きいたします。子育てしにくい町になるのではないかと、そのように考えます。

この保育料の問題については、日本共産党は署名運動、アンケートなどを行いました。「本当に私たち、今、保育料を上げられたら困る」という声が多いのです。先ほども、前の質問の折にも言いましたように、個人住民税では18年度から19年度にかけて約3億5,000万円もの住民税が増税になっております。こういうお金こそ、住民のために使うべきではないか、そのように考えます。保育料の値上げは絶対に許すことはできません。そういう立場からお聞きをしているのです。

また、そういう通知が来ているというふうに思いますが、お読みになり、どのようにお考えになったかをお知らせください。

続きまして、保育所の延長保育の保護者負担をやめてほしいという問題についてお聞きをいたします。

この問題についても、去年はアンケートを行い、ことしは署名運動を行う中で、本当に蟹江町は延長保育料が高い。そういう中での質問を今から行います。

皆さんよくご存じだと思いますが、4時ちょっと前に保育所へどのような状態か見に行かれた方がおありになるでしょうか。私は、延長保育料をやっているということで、行ってまいりました。何ともう自転車、車、おじいちゃん、おばあちゃんて本当に必死です。なぜそ

んなに大変なのかとお聞きしますと、延長保育料が取られるようになるから、もう急いで来たという話です。もう少しこれがゆっくりできれば、どんなにかすばらしい保育園のお迎えではないでしょうか。

ここで1つお話をしておきます。今、延長保育料を5分延長した場合、1カ月にですよ、3回目から延長保育料が取られるということを皆さんご存じでしたでしょうか。5時に行って、5時10分に行くと、もう月にですよ、週にじゃない、月に2回オーバーすれば、もう園長保育料を払わなければならない、そういうことをご存じでしたでしょうか。

そして、30分、朝7時半から8時までで2,500円、そして5時から6時までが2,500円、5時から7時まででは5,000円ということはご存じだと思います。こんなに負担を取っているところは、他の市町村ではどこもありません。私は全部調べてみました。もしあれば、知らせてください。

そして、先ほども言いましたように、わずか5分、10分おくれただけで、3回以上おけると、延長保育料を払わなければならないという実態をご存じでしたでしょうか。お聞きをいたします。

そして、蟹江町の場合は、他の地方自治体と協議をする、他の自治体と見合わせてとおっしゃいますが、この延長保育料については、他の自治体のやっていないことをイの一番に突っ走っていくというこの今の蟹江町の実態はどのようにお考えか、お聞きをいたします。

そして、先ほど子供さんの医療費の無料化のところでも話しました笠松町では、朝7時から夜7時まで、延長保育料を無料で行っております。

そして、私は弥富市でも聞いてみました。なぜ延長保育料を取らないのか。それは、「11時間は保育料のうち」というふうに答弁されました。私は、それはなぜかということ調べてみました。そうすると、ここに保育所の開所時間、延長保育の現状と課題と、そういう厚生省の文書が手に入りました。ちょっと短いので読んでみます。

1970年代後半に乳幼児の死亡事故が多発によって社会問題となったベビーホテル問題を契機に、1981年、今から26年前です。延長保育はようやく制度化されました。当時の厚生省は、延長保育の実施に当たり、大部分の施設では通常午後6時まで開設されているという実態を踏まえ、現在の職員配置及び措置費が定められております。おおむね午後6時までの保育は可能とするという見解を示し、従来8時間と理解されてきた保育所の運営費で、10時間から11時間分の保育が可能とする解釈を前提に、延長保育の対象は午後6時から7時までの1時間とした、そのように厚生労働省は言っております。

私は、これを読んだときに、蟹江町は児童福祉法の違反ではないか、そのように思います。第1条には、すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるように努めなければならない、そのように書いてあります。第2条には、国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。第3条には、前2項に

規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法例の施行に当たって、常に尊重されなければならない、そのように書いてあります。

これを見ても、蟹江町のこの延長保育料はずば抜けて高いのではないかというふうに思います。私は、前の一般質問の折にも、稲沢から津島、全部調べてみました。その中で、取っているのが、6時から6時半の津島市、2,000円、それから愛西市、弥富市、それから大治、七宝町は取っておりません。甚目寺は30分で約1,000円、そのように取っていることがわかっております。

そして、蟹江町では、これ、ちょっと日にちが書いてありませんが、延長保育料への2,300万円必要であるということに対してのお金の計算方法が書いてあるのが、これ、いつの議会か忘れましたが、持っております。そのときには、内訳として、保護者負担は早朝の人が50人、それから5時から6時までの人、30人、5時から7時までの人を20人として計算しております。しかし、現実にはそうではありません。50人どころか68人、30人が96人、20人が65人。これを全部足すと、何と保護者負担360万円と書いてあるのに、これを計算してみると、882万円になります。どうしてこんな計算をして、人を減らした計算を出しているのか。私は、この計算をしてみて、こんなにまでして蟹江町は延長保育料を取らなければならないのか。本当に他の町村へ行ったら、悲しくなります。

しかも、この保育料の区分でいいとしても、所得割の額のある世帯では、3歳児以上は5,590円と書いてあります。もしこれが延長保育料を払うとなれば、これにプラスされるわけで、保育料よりも高い延長保育料を払うということが実態として出てきております。

署名運動を保育所の前でする中でも、「本当に頑張ってほしい」、そういうふうに言われました。今、パートで働きへ行く人もたくさんお見えになります。こういう方たちに蟹江町は働きに行くなということでしょうか。今、パートで働きに4時まで行って、自転車で帰ってきて、5分、10分おくれた。月ですよ、月に二遍おくれて、三遍目にもうその延長保育料を取る。本当に大変なことです。とんでもないことです。そういう延長保育料を取っているという現実を町長自身がお存じでしたでしょうか。お伺いをいたします。

そして、先ほどのように、笠松町は朝7時から夜7時までやっても一銭も取らない、そういうふうなことになっております。保育料より高い延長保育料を払っていらっしゃる方が蟹江町、現在、何人いるかお存じでしょうか。もしくは、それがわかりましたら、教えていただきたいということと、他の自治体ではやっていない。常に他の自治体を見て、他の町村と協議をして、そして決めるというところが、なぜ蟹江は延長保育料だけは突っ走って、こんなにも多くの保育料を取らなければならないのか。

この3年間でも、本当に住民税を払い、しかも年金者にとっては大変な実態が来ております。今こそ私たちができること、蟹江ができることは、延長保育料をやめ、皆さんが楽しく子供を時間を余裕を持ってお迎えに来ることではないでしょうか。私は、こういう児童福祉

法にも違反するような延長保育料は直ちにやめるべきだというふうに思います。

幾つかの問題について、答弁をお願いいたします。

○民生部長 石原敏男君

それでは、お答えさせていただきます。

まず、保育料の算出につきましては、議員もご存じのように、前年度の所得税または町民税をもとに算出しておるわけでございます。平成19年度の保育料につきましては、18年度分の所得税、また19年度分の町民税をもとに保育料を算出しております。定率減税が前年度に対して2分の1となったことにより、影響する世帯等の分析はまだ行っておりませんので、詳細はわかりません。

影響すると思われる階層区分につきましては、町民税の課税世帯の第4階層、これは町の階層でありますので、お願いしたいと思っております。第4階層。それから、所得税の課税世帯では、第5階層から第10階層に影響するものと思われまます。

また、保育料の改正につきましては、平成20年度から、保育料については、国から地方への税源移譲により所得税率に変更されるため、所得税額で区分されている階層区分が変わってまいります。ということであります。

弾力徴収率であります、国の徴収基準と保護者負担金の総額の割合でございますから、蟹江町におきましては、平成3年度で57.7%から平成17年におきましては48.8%と、年々低下しております。税源移譲に伴い、当町の保育料の階層区分の見直しとあわせて、適正な利用者の、受益者の負担となるよう、近隣町村の動向を踏まえながら、保育料の改正を検討していきたいと思っております。

また、先ほど言われました厚労省からの事務連絡、通知でございますけれども、これにつきましては、平成19年の2月1日付で厚労省の事務次官から通知が来ているところであります。

内容につきましては、2点ありまして、1点目が、保育所の徴収金基準額表の定率減税の縮減に伴う改正、それから2点目が、徴収基準額の多子軽減の拡大であります。特に、第1点目の保育料の基準表の改正でありますけれども、これにつきましては、国の基準でありますので、階層等につきましては、町とは異なりますけれども、国の基準でいきますと、第4階層から第7階層までの所得税区分が今回、改正にされております。第4階層であります、所得税が6万4,000円未満のものが、今回7万2,000円に変わったということと、それから第5階層が6万4,000円以上16万円未満のものが7万2,000円以上18万円未満になったということ、第6階層につきましては、16万円以上48万円が18万円以上45万9,000円と、第7階層が40万8,000円以上で、改正後は45万9,000円というふうに国の徴収基準表が改正されました。

もう一点につきましては、徴収基準額の多子軽減の拡大であります。同一世帯から3人以上が同時に保育所に入所している場合は、2人目以降の徴収基準額が軽減されるということ

でなっております。これにつきましては、従来は保育所だけでありましたけれども、今回の改正では、保育所と他の幼稚園や認定こども園に入所している児童も算定の対象人数に含まれるということで、先ほども松本議員の際にご答弁させていただきましたように、蟹江町では5名の対象でありました。

また、無料化につきましては、先ほど松本議員のときにもご答弁させていただきましたように、現在、県の方は、18歳未満の第3子以上がいる場合に無料化ということも検討されておりますので、これとあわせて、町の方としては今後したいということでご答弁させていただいたとおりであります。

次に、延長保育料の関係でありますけれども、延長保育料の保護者負担につきましては、平成9年度までで徴収しており、その内容は、延長・早朝保育料として、階層区分の保育料の2割で徴収をさせていただいておりましたが、保護者の負担の軽減のため、10年から無料とした経緯がございます。

また、平成17年度からは、保護者に適正な受益者負担をお願いすることとし、早朝保育料、延長保育料の保護者負担をお願いしているものであります。今後とも、この受益者負担を続けていきたいというふうに考えております。

県下の状況におきましては、議員はこの近隣の町村のみ若干お話しされたんですけれども、私ども直接調査したわけではありませんけれども、愛知県の保育団体連絡協議会が昨年度、これ、毎年行ってみえるんですけれども、昨年度、県下63市町村からアンケート調査をされた資料が私どもに来ておりましたから、その中から抜粋してみますと、早朝・延長保育を徴収している市町村は、無回答の市町村を含んで20市町村でありました。特に、20市町村のうちでも、17時以降とか18時以降に延長保育をされる方につきましては、おやつ代を徴収している2市がありました。料金につきましては、4時から徴収している市町村もあり、単価につきましては、30分で月額500円から1,000円、時間で月額1,000円とか、日額で50円から300円、月額で1,000円から5,000円ということで、それぞれ各市町村によってばらばらでありますし、大変厳しいところにおきましては、延長・早朝でも、1カ月に1回でも利用した場合は、月額料金を徴収している市町村もあるというようなことがこの協議会でアンケート調査された資料によると書かれておるのが現状であります。

以上でございます。

○議長 菊地 久君

ちょっと民生部長、質問者から違法ではないかという法律見解が求められておりますが、それについてきちんと整理してください。

○民生部長 石原敏男君

どうも失礼しました。

一応、児童福祉法の中では、保育時間につきましては、おおむね8時間とするということ

が原則ということと言われておりますし、今、議員が言われた11時間まで保育ということは、私もちょっと認識不足でありましたけれども、それを取っていけないということにはならないというふうに私どもは解釈しておるし、私自身も、11時間というのは、国等の補助金をもらう際には、11時間以上保育した場合には補助金を出しますよというところの、そのときの11時間というふうに私どもは認識しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○6番 林 英子君

それでは、保育料についてのことについてお聞きいたします。

増税による影響する階層区分については、またきちっと表額ができるというふうに思いますが、私は、この問題は本当に今、税金を払って大変、両親が働かなければ食べていけない、そういう実態を踏まえた中でのこの保育料の値上げは、絶対にしてはいけないというふうに思うし、そのために厚労省が保育料の値上げはしない、しかもそれについては、児童福祉法による保育運営費国庫負担金についての一部改正による通知表ということで、徴収金の金額表が来ておりますよね。来ておりますね。それを見られて、どのように感じられているのかをまずお聞きをいたします。

それから、2つ目の延長保育料ですけれども、5分おくれて、それも週に二遍なのと聞いたら、違う、1カ月に二遍おけると、その延長保育料を払うんだということを聞いておりますが、本当にご存じなかったのでしょうか、町長も。ひどいと思いませんか。交通渋滞に巻き込まれている場合もあるでしょう。電車一つおくれたこともあるでしょう。

私は、どこにそういうことが書いてあるのか調べてみましたけれども、蟹江町の規約にも、規則にも、もちろん条例にもありませんでした。私は、非常にこのことについて、何とかしなければいけない、絶対にやめさせなければいけない、そのように思っています。

それから、11時間というのは、先ほども言いましたように、厚労省が延長保育の実施に当たりということを出しております。これは、平成6年の厚生省が示した少子化問題対策のエンゼルプランの中でも発表されております。延長保育の対象は、午後6時から7時までの1時間とした、そのようにここに言っております。なぜこの問題をきちっと把握してできないのでしょうか。

もう一つは、他の自治体に調整してということが蟹江町は多いけれども、先ほども言いましたように、市外ではありますけれども、この地域ではないということは、部長みずからお認めになったというふうに思います。それは、私が前にも言いましたように、稲沢を初め、津島、全部電話をかけて聞いてみた、その実態を見られても、おわかりのことと思います。

そして、弥富市が言いましたように、11時間保育は保育料のうち。なぜそういうことを弥富が言うかということも、私は調べてみてわかったのです。だから、児童福祉法の改正に伴いと書いてあります。この問題をきちっと認めて、今、蟹江町で子育てをしにくい町にする、そのようにしてはならないというふうに私は思います。

蟹江町はこれからだんだんと、もっともっと子供がふえていって、健やかに育てる、児童福祉法にのっとる、そうしていくこそが私たちの行政の務めではないでしょうか。働くお母さんが、1時間せいぜい800円もらえるかもらえない方が、5時から7時まで預けて5,000円も、保育料よりも高い延長保育料を払う。こんなことは絶対許されないというふうに思います。

先ほども言いましたように、5分、10分、月に二遍おくれても、延長保育料を現実に払っている人を私は聞いております。本当にとんでもないことだというふうに思います。町長はこの実態をご存じでしたでしょうか。そして、児童福祉法を守るという立場、そして厚生労働省からの通達、保育料の値上げはしないようにという通達も来ております。一方で、私たちは増税に次ぐ増税。この6月から皆さんの手元にも住民税の通知が来ております。電話でもひっきりなしに問い合わせが来ていると聞いております。こういう中での値上げ、絶対に住民にとってはいいことではありません。そういうことを踏まえて、保育料の値上げ、延長保育料の負担をぜひやめてほしいという立場から、答弁をしてください。

○議長 菊地 久君

暫時休憩します。

(午後 3時48分)

○議長 菊地 久君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時53分)

○民生部長 石原敏男君

それでは、最初の保育料の基準表のお話でありますけれども、これにつきましては、国の基準表と蟹江町の料金の基準表とは異なっていることは十分議員もご承知だと思います。現在、蟹江町の場合は、国が示している保育料の基準よりはるかに下回っているというのが現状でありますので、一概にこれを国に合わせてということではなく、常に弾力徴収でも50%を割っている状況でありますので、現在の段階では、保育料の基準表、これの変更は考えておりません。

それから、また延長保育料での遅延の問題でありますけれども、これにつきましては、延長保育を契約してみえる他の保護者との均衡を図るために、やはり何か事があって月に2回ぐらいおくれってきますと、2回目のときに、余りおくれるようでありましたら、きちんと延長保育の契約をしてくださいということで指導をしているということを聞いておるところであります。

それから、次に11時間までの保育というようなことを言われておりますけれども、よく11時間というのは、措置費の換算基準の中で、延長保育なんかを含めて11時間までの金額が含まれているというふうに国が言っておりますけれども、これについては、それぞれの町村の

考えで行っておりますので、あくまでも児童福祉法ではおおむね8時間の保育ということを言われておりますので、8時間以上たてば、当然延長保育料を徴収しても間違いではないというふうに認識しております。

以上です。

○6番 林 英子君

保育料については、本当に私たちの暮らし、増税の中での大変だということで、私も蟹江町が決して高い保育料だというふうには思いませんが、改革プランの中でも10%上げるなんていうふうに書いてあります。そうではなくて、もっと皆さんが暮らしていけるような当然保育料にすべきだと思います。そのために、厚労省は保育所の徴収基準額表も出しているのです。これに合わせた保育料を必ずやっていくべきだというふうに思います。

(発言する声あり)

いや、そのために基準額表というのが出ております。

(発言する声あり)

物すごくこの厚労省のやつ高いんですけれども、そうじゃなくて、市町村の非課税世帯は6,000円とか、きちっと出ておりますので、蟹江町もそれに合わせた保育料を、皆さんの生活に合わせた保育料を絶対実現すべきだというふうに思います。

この弾力徴収表というのは、今、私たちが納めた今度の定率減税などにも伴って、本当に生活が大変なので、そのために、上げないようにすべきだというふうな通達だというふうに私は受けとめております。

それから、次に延長保育料の問題です。

先ほど言いましたのは、私は決してうそを言っているわけではありません。1人は看護婦さんです。1人は商売をやっている方です。看護婦さんなどは、来る患者さんによって多少おくれる。そのために、3人で携帯をずっとかけて、「ちょっと、きょう、あんた行ってくれん、きょう行ってくれん」と言って、もう大変な実態だというふうに訴えられました。1人の人は、商売やっているの、時間に追われて、行けない場合がある。それで、月にですよ、3回、5分10分おくれたら、もう保育料を延長保育料を取られる。こんなことは蟹江町だけだというふうに思うし、こんなに高い延長保育料を取っているのも蟹江町だけだというふうに思います。私は、こういう延長保育料を皆さんとお話をしても、本当に胸が痛い思いをしております。

町長は、蟹江町はこの延長保育料について、厚労省から出されている問題、そして他の町村も11時間以内は保育のうちということ踏まえてやっていると断言することは事実です。では、蟹江町だけは、なぜそんなに高い保育料を取らなければいけないのか。そして、ここに出ています蟹江町の計算、この延長保育料の計算方法からいっても、非常に間違っているということです。

私は、こういう中でも、今度また西保育所ができれば延長保育をすると書いてありました。私は、本当に胸の痛い思いをいたします。こんなむちゃな延長保育料を本当にやめるべきだというふうに思いますが、そして先ほども言いましたように、わずか月に5分、10分、二遍おくれ、三遍目から延長保育料を払う、こんなことが絶対に許されないというふうに思いますが、町長はこの延長保育料についてどのようにお考えか、お聞かせください。

○町長 横江淳一君

それでは、お答えをいたしたいと思います。

今、いみじくも林議員言われました、いわゆる1人は看護婦さんであります。1人は商売をしてみえる方だ。看護婦さんというのは、確かに不規則な勤務体制。でも、ある程度時間は決まっているというふうに思いますね。しかも、所得的にも非常に高い方だというふうに私は思います。これは別といたしまして、ならば、蟹江町できちっと延長保育の契約をされたらいかがでございましょう。

それと、今、高い高いというのを非常に声高におっしゃいますが、5,000円、早朝・延長、本当に高いんですか。25日、1日200円であります。それが、子育てにそのお金を費やすことはできないのでしょうか。まず1つ、それが私、疑問であります。

しかも、今、国の基準から蟹江町は50%を切っているわけであります。これを国の基準に戻せば、もっと高いものになります。断続的にそれを調整したいと、我々はそれを言っているわけで、それをやっちゃいけません、上げてはいけません、何にもしてはいけません、延長保育も取ってはいけません、それではなかなか優秀な我々の保育士が蟹江っ子は自分たちで育てたいんだと、民営に任せてくれたら困ります。何とかやらせてくださいと一生懸命言ってみるそういう保育士たちの気持ちを逆なですることになるというふうに私は思います。

では、安ければいいんだということならば、例えばすべてアウトソーシングに任せてしまおう、そんな方法も今、検討しているわけであります。しかしながら、我々としては、できるだけ我々の今できるだけの最大限の力をもって蟹江町の保育所を運営していきたい。そんな中では、まず国の基準に近づけるかどうかは別として、それに近いようなものを持っていき、今、5割を切っているのを、できるだけ標準化したい、それを今、提案をさせていただいております。

延長保育につきましても、私は決して2,500円が高い、ほかのところは2,000円、1,000円あるかもわかりません。しかしながら、蟹江町は、それだけ優秀な保育をしている、そういうふうに自負をしています。ですから、5分おくれたらどうの、10分おくれたらどうのという、そういう気持ちにならないで、できればそういう方でしたら延長保育を契約していただく。この日とこの日はだめなんだからということで、きちっとやっていただければ、ほかの方もそういう方がいっぱいお見えになるわけでありますので、何とぞご理解を、先生の方か

らご理解をいただくようにその方にお話をさせていただければうまくいくように私は思いますが、かたくなに話を大きくするようなことは、できれば避けていただいた方が私は得策だというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

(発言する声あり)

○議長 菊地 久君

もう終わりましたので、3問。すみません。

以上で林英子君の2問目の質問を終わります。

質問8番 松本正美君の2問目「食育推進について」を許可をいたしたします。

○1番 松本正美君

1番 松本正美でございます。

2問目の「食育推進について」質問をさせていただきます。

食育についての質問は、17年の12月議会、18年の6月議会と取り上げましたが、今回も前回に引き続き食育の推進について質問をいたします。

2005年6月、食育基本法が成立、7月に施行、蟹江町でも食育を推進する計画が求められております。皆様も既にご存じのとおり、この法律は、栄養の偏りや不規則な食事などで肥満や生活習慣病などがふえていることを背景に、国民の健康増進と豊かな人間形成を目指し、食への理解を深める施策や、食育推進運動の展開などを国や地方自治体に求める内容となっております。

特に、最近では子供に好きなものを食べさせる親が多く、均等に食べることを教えない。そのために、1品を完全に食べた後に次の1品を食べる「ぼっかり食い」が子供の間で急増しております。よりよく生きていくための食文化に関する知恵と知識が親から子供へと伝承されなくなってきております。

食育の推進は、子供のころから習得させることが大事だと言われております。そのことから、子供が健やかに育つためには、十分な睡眠と適切な運動、調和のとれた食事が欠かされません。家庭の果たす役割は大きいと思います。

最近の調査によれば、就寝時間が午後10以降という小・中学生が過半数を占め、子供の生活が夜型になり、朝の欠食率は小学生が15%、中学生は22%に上っております。このような生活習慣の乱れが子供の学力や体力、気力の低下の要因となっていると指摘されております。事実、毎日朝食をとる子供は、ペーパーテストの得点が高い傾向が国立教育政策研究所の調査でも明らかでございます。また、不規則な生活に起因する少年非行も深刻化しております。

文部科学省は、本年度から子供の生活リズム向上のための取り組みとして、「早寝早起き朝ごはん」を合言葉に、全国的に展開しております。これは、心身の健やかな成長に必要な生活習慣を子供たちに習得させようという運動で、学力、体力の低下の要因とされる夜更かし、朝寝坊、朝食抜きの悪循環を断ち切り、生活のリズムを改善させようという取り組みで

す。本町の食育の推進として、子供や保護者、地域住民が一体となった地域ぐるみでの「早寝早起き朝ごはん」運動の取り組みはできないのか、お伺いします。

次に、家庭における食育の推進についてお伺いします。

この食育に関して、平成16年に農林中央金庫が食育などを通してどのように世代間の継承がなされているのかを調べるため、首都圏在住の小学校4年から中学3年の男女400名を対象に、食を取り巻く状況について、「親から継ぐ食、育てる食」と題した聞き取り調査を実施しております。調査の内容は、食生活をの実態、食とのかかわり方など4分野で、合計29の質問となっております。

その質問のうち、「これまで料理や食べ物、食べ方について、どんな人やどんな方法から学んできたか」という質問では、複数の回答ですが、最も多いのが「母親」の90%、次に「父親」の51.5%、以下「先生」14.3%、「テレビ番組」が13.3%となっております。食育については、学校の先生よりも両親の影響が圧倒的に多いという結果が出ております。

また、次のような注目すべき分析をしております。「おはしを正しく持てる」と答えた子供は約6割、「正しく持っていない」は約4割という結果に対して、おはしの持ち方と食生活の意識や実態との関係を見ると、「正しく持っている」と「持っていない」とでは、共通した回答傾向がうかがえるというものです。

「食事のときに家族と話をする」の質問では、「おはしを正しく持っている」が88.8%、これに対して、「持っていない」が68.5%。「おかずと御飯を交互に食べる」では、「持っている」が76.7%、「持っていない」が51.8%となっております。「食べ物、食べ方について、何らかの関心を持っている」では、「持っている」が80.6%は、「持っていない」が49.4%となっております。おはしを正しく持っている子供の方が、食事中にコミュニケーションをとっており、食べ方のマナーについての意識や食に対する関心も高い傾向があると分析しております。日本人として、おはしを正しく使うことがいかに重要なのかを示しております。

しかし、実態は、「家庭で食べ物や食事について守るように言われていることは」との質問に対しては、複数の回答でした。「食べ物を粗末にしない」58.3%、「好き嫌いはしない」51.3%、「食卓にひじをつかない」が43.0%と続き、「おはしを正しく持つ」が35%となっております。これは、既に親の世代でも正しくおはしを使える人が減少してきているからではないかと見ることができます。

最近、テレビのいわゆるグルメ番組で、おはしを正しく使えないリポーターが目につきます。この調査によれば、現在でも既に正しくおはしを使える子供は6割まで減少。このままでは、日本人だれもおはしを正しく使えなくなってしまうのではないかと危惧するところです。

ここで、家庭における食育についてお伺いします。

地産地消、栄養バランスといったことももちろん重要でございますが、まず正しいおはしの持ち方、食事中はひじをつかないなど、食事中のマナー、食事に関する基礎基本を食育の原点である家庭で習得できるようにすべきであり、また、あわせて食べられることへの感謝を教えていくことも重要であります。

その際、核家族化が進行し、また共働きがふえている現代社会にあって、すべての家庭に押しつけることは大変難しい状況であります。行政が主導して、それぞれの家庭と幼稚園、保育園、学校、地域社会と一体となった食育を推進すべきであります。教育長にご見解をお伺いします。

次に、食育推進計画の策定について。

食育に関して、家庭の役割は極めて大きなものがあります。食育は、人間の生命次元から考えても、生きる上での基本でもあります。本町でも、食を通して人を育てる食育に取り組むときではないか。食育推進計画は、まだ策定されていませんが、この基本計画に対して、町として研究しなければいけないと思っているとの1年前の6月議会での町長の答弁でありました。

町として、食育推進計画の策定について、どのように考えているのか。また、本町においても、計画策定の参考資料とするためにも、アンケート調査、食に関する実態調査をすべきではないか、横江町長にお伺いいたします。

以上で質問を終わります。よろしく申し上げます。

○教育長 石垣武雄君

失礼します。教育長の石垣です。

ただいまご質問いただきました3点について、私の方からお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、1点目でございますが、生活のリズムを改善させる食育の推進として、子供や保護者、地域住民が一体となった地域ぐるみで「早寝早起き朝ごはん」運動の取り組みができないかという質問に対してでございますが、この食育の推進につきましては、ご承知のように、食育基本法が制定され、平成18年4月には国の食育基本計画がスタートをしました。この食育基本計画を見ますと、食育の総合的な促進に関する事項として、7項目挙げてございます。その最初に、家庭における食育の推進が挙がっております。生活のリズム向上として、朝食の摂取、早寝早起き等、子供の生活リズム向上のための普及活動というふうで、家庭の方に入っているわけでございます。

今、松本議員さんのご質問の中に、子供が健やかに育つためには、十分な睡眠と適切な運動、調和のとれた食事が欠かせない。家庭の果たす役割は大きいと述べてみえましたが、まさにそのとおりだと私も思います。

私が学校現場にいたときのことでありますが、朝食を食べずに学校へ来る子供がわずかお

りました。2日に1日食べないという子供もおったわけでありまして。わずかではありますが。担任から様子を聞いてもらいました。すると、体調が悪いとか、食べたくないとかいう子供もおったわけでありまして、中には、つくってない、用意してないという親もおったわけでありまして。

これはなかなか難しいけれども、でも用意してない、つくってないで学校へ来ておってはいけませんので、担任から保護者に学校でお子さんの様子を伝えると同時に、僭越かどうかわかりませんが、担任から朝御飯をつくってあげるといいですよというようなふうに親さんに働きかけていただいたことがありました。

ところで、国の基本計画は、今の朝食の欠食について、目標値を示しております。小学生が4%をゼロにする。20歳男子ですが30%、30歳男子は23%を15%以下に、そんな目標値を示しております。朝食を食べない国民というのが、小・中・高、大人と、事実、年齢が上がるに連れて多くなっている現実であります。やっぱりさっきもお話したわけでありまして、まずやっぱりそれぞれのご家庭が意識して取り組んでいただくことがまず一番かなということをおもうわけでありまして。

先ほど申しあげました国の基本計画をもう一度見てみますと、7項目挙がっている中で、一番最初に家庭における食育の推進、2番目に、学校、保育所等における食育の推進、3番目に、地域における食育の推進と、そしてあとほかの推進項目が出ているわけでありまして、家庭が、学校が、地域がなすべきことを、まず意識して取り組んでいけないかな、そんなことを思っているわけでありまして。

そして、それぞれが取り組む中で、お互いのかかわりが出てきていくんじゃないかな。それが、先ほど議員さんがおっしゃられた、地域という広がりになってくるのかなと思っているところであります。

現在、日本PTAの全国協議会は、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を展開しております。また、この本町、蟹江町におきましても、保健センターが「かにえ活き生きプラン21」というところで、栄養・食生活のあり方として啓発をしているところであります。今後、これらPTAとか保健センターの今までの啓発活動をさらに推進していくということと、学校としては、子供に一番近いわけでありまして、子供自身に意識をさせる。そしてまた、子供を通じて保護者に働きかけていく、このような活動をさらに推進していけたらというようなことを思っております。

以上が食育の推進について、現在考えているところであります。

続きまして、2点目でありまして、食事のマナーや食に関する基礎基本についてであります。

これにつきまして、行政が主導して、それぞれの家庭と幼稚園、保育園、学校、地域社会が一体となった食育を推進すべきであるということについてであります、先ほど触れまし

た国の食育基本計画、ここの中に家庭における食育の推進、もう少し詳しく中を見てみますと、望ましい食習慣や知識の習得ということを挙げております。そして、もう少し見てみますと、食育に関する内容を含め、家庭でのしつけや子育てのヒント集としてというような文言が出てまいります。食事のマナーについては、私自身も子供が成長して大人になって、そして立派な社会人、あるいは世界に生きる子供たちになっていくということを考えたときには、これは基本であるというふうに思っております。

愛知県教育委員会が毎年発行しております「教員研修の手引き」というのがございます。その中にも、健康教育という項目がありまして、学校給食の充実を挙げております。4点あります。1点目、学校給食の充実としては、栄養のバランス、2点目、マナーを身につけさせる、3点目、心和む会食の時間にする、4点目、個に合った指導をします。

この2点目のマナーを身につけさせるを具体的に見てみますと、手洗いの励行とか、あるいはよいマナーで気持ちよく食事をする習慣を身につけさせるというところで、学校教育のところにも若干入っております。

この学校現場、さらに実際にやっていることを申し上げますと、はしの指導とか、それから望ましい食べるときの姿勢、こういうことも注意し合いながら、給食の時間を友達と一緒に楽しく会話をしながら食べている。そして、食べていくような形で担任さんが指導しているところでございます。また、家庭科の時間等でも、具体的に指導しているというところが現状であります。

松本議員さんの方からお話がありました農林中央金庫の食を取り巻く状況調査の結果の報告をお聞きしました。このときに、食事のときに家族と話をする、コミュニケーションをとる子供は、食事のマナーが高いという結果を得られたということを今、お聞きしました。

よく子供は親を見て育つと言われております。家族と一緒に食事をするということは、子供にとって親は手本であります。そして、そのまねをしていくということでもあります。一緒に親子が会食をしていけば、例えばはしの持ち方でも、こんなこういうふうに持つんだよとか、そんなような会話も出てくるんじゃないかな。それから、御飯とおかずを「ばっかり食べ」じゃなくて、交互に食べるんだよとか、親がそんな見本を見せるんじゃないかな。また、話しかけていくんじゃないかなということを思います。そう考えたときには、この農林中央金庫の調査報告も納得できるものであるというふうに思っております。

先ほど、食育の推進について、考えを述べさせていただいたわけですが、家庭における食育の推進、やっぱり基本は家庭であり、会食を通して家族愛とか親子のきずなをまずははぐくんでいってほしいな、そんなことを思います。

そして、そういうような家庭が、もちろん学校も地域もそうですけれども、それぞれの役割を進めていく中で、その広がりや、あるいはかかわりが出てくるんじゃないかなというふうに考えております。

学校としましても、今、学校でやっていることは、給食のときにグループで食べております。会話をしながらしている。そして、お互いの食事の様子を見ていて、あっ、あんなふうに勉強、対策をしていくというふうに思っております。

(発言する声あり)

もう少し、ごめんなさい。

○議長 菊地 久君

いいえ、どうぞ。

○教育長 石垣武雄君

給食試食会というのも、多分前の教育長からお聞きだと思いますが、やっております。親子で給食を食べ、また一緒にグループでほかのお子さんの様子も見っております。それが、実は親に対する一つの啓発じゃないかなというふうに考えております。

そんな面で、今までのことも含めまして、教育委員会としましても、各学校に対して食事のマナーを含めた給食、あるいは学校給食の充実、そしてまた保護者、親さんへ働きかけをさらに今まで以上に指導していきたい、働きかけていきたいと、そんなふうに思っております。

最後、3点目ではありますが、町として、食育推進計画の策定、これについてであります。

食育基本法の17条に、都道府県の食育推進計画について書かれており、都道府県食育推進計画をつくりなさいと、努めなさいということであります。18条では、市町村の食育推進計画ということで、市町村は、国・県が作成した食育推進計画を基本として、独自で推進計画を作成するように努めなければならないというふうになっております。また、作成した場合は、公表しなさいというものであります。

愛知県は、昨年11月に「あいち食育いきいきプラン」という食育推進計画を策定いたしました。県下の市町村の動向はどうかということで、少し見てみましたら、今年度、19年度と平成20年度でもって作成を予定しているという市町村は、名古屋市を入れて7団体あるようでございます。作成しないという市町村が5団体ということも聞いております。策定の時期は未定であるという市町村が残りとなっております、この蟹江町はその中の一つに入っております。

以前、答弁として、町として研究しなければならないとっていると確かに町長は答えております。当時はまだ食育基本法が定まったばかりで、ほとんど情報もない状況であったかというふうに思います。ただ、食育に関係するそれぞれの課においては、例えば私どもの教育委員会においては、小学校で、先ほども申し上げましたように、「早寝早起き朝ごはん」運動にも取り組んでおります。また、本年度、学戸小学校におきましては、子ども食育発信校ということで、県から委託を受けまして、食生活の正しい理解と望ましい習慣を身につけさせるように取り組んでいるところでございます。

給食センターの職員も、昨年度も多分お話をお聞きになったと思いますけれども、学校に出かけて、わかりやすく指導しているというふうに思っております。

保育所も同じような動きだというふうに思います。

また、保健センターにおきましても、先ほども申し上げましたが、大きく健康づくりというところで、食育に取り組んでいるところであります。

そういうことで、現実には、食育について、いろいろな課で取り組んでいるという状況であります。

今後につきましては、指導体制を整えて、推進計画の策定に向けて努力していくということになるかというふうには思うわけではありますが、昨年の11月に愛知県が推進計画を作成しましたので、県の推進計画に沿って、各課のそれぞれの課の取り組みを強化し、この市内の連携とか調整を図りながら、食育の推進を図っていききたいと、そういうふうに考えております。

あと、アンケート調査についてであります。もし食育推進計画を策定していくというふうになれば、食育推進会議というのを設置していく必要があるかというふうに思います。名古屋では、食育推進懇話会というような形だというふうに聞いております。当然、作成するに当たっては、資料としてアンケート調査とか実態調査、こういうことも行っていく必要があるかというふうに思っております。

以上3点につきまして答弁をさせていただきましたが、どうかご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○1番 松本正美君

1番 松本正美でございます。

どうもありがとうございました。丁寧に答弁いただきまして、ありがとうございました。

要望でございますが、今、先ほど、食育推進計画の策定ですけれども、町の方もどうかそういう方向で何とか考えていただいて、やっぱり食育というのは、人にやっぱり楽しく食べていただくという、本当に食は楽しく食べていかなきゃいけないなど。本当にそういう意味では、食は一番大事な課題だと思います。

特に、命にかかわるそういった食育でありますので、どうか今後とも、皆さんが、今も先ほども教育長の方からお話がありましたように、家庭がやっぱり食育に関しては一番の基本になっていきますので、何とか基本の家庭で食育を行えるよう、推進計画をきちっと蟹江町でもつくっていただいて、皆さんが本当に楽しんで食をいただき、また健康ですばらしい蟹江町がこれから進んでいくように、しっかり取り組んでいただけるようお願い申し上げます。終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長 菊地 久君

以上で松本正美君の2問目の質問を終わります。

ここでお諮りいたします。

小原喜一郎君の2問目はあすに回し、本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしの声があります。ご異議なしと認めます。したがって本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

本日はこれをもって延会といたします。

(午後 4時27分)